

## 第16回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

### 第 1 号 (3月5日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
表彰状伝達.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	9
議事日程の報告.....	9
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
町長の説明.....	10
議案第267号～議案第277号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	18
請願・陳情について.....	25
散会の宣告.....	25

### 第 2 号 (3月6日)

議事日程.....	27
本日の会議に付した事件.....	28
出席議員.....	28
欠席議員.....	28
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	28
事務局職員出席者.....	29

開議の宣告.....	3 0
議事日程の報告.....	3 0
議案第 2 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0
議案第 2 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 2
議案第 2 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 3
議案第 2 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6
議案第 2 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 8
議案第 2 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 9
議案第 2 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 0
議案第 2 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 2
議案第 2 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 4
議案第 2 4 3 号～議案第 2 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 5
議案第 2 4 9 号～議案第 2 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 7
議案第 2 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 9
議案第 2 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 0
発言訂正について.....	5 5
議案第 2 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 5
議案第 2 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 6
議案第 2 5 7 号、議案第 2 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 2
議案第 2 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 4
議案第 2 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 5
議案第 2 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 6
議案第 2 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 7
議案第 2 6 3 号、議案第 2 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 8
議案第 2 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 0
議案第 2 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 1
休会について.....	7 2
散会の宣告.....	7 2

### 第 3 号 ( 3 月 1 5 日 )

議事日程.....	7 3
本日の会議に付した事件.....	7 3
出席議員.....	7 3

欠席議員.....	7 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	7 3
事務局職員出席者.....	7 4
開議の宣告.....	7 5
一般質問.....	7 5
柳 沼 俊 行 君.....	7 5
根 本 重 郎 君.....	9 0
木 原 秀 男 君.....	9 5
円 谷 寛 君.....	1 0 8
議事日程の報告.....	1 2 6
予算審査特別委員長報告（平成 1 9 年度鏡石町各会計予算について）及び報告 に対する質疑、討論、採決.....	1 2 6
常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決.....	1 3 3
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	1 3 6
議事日程の追加.....	1 3 6
意見書案第 5 4 号～意見書案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 3 7
閉議の宣告.....	1 3 9
町長・議長あいさつ.....	1 3 9
閉会の宣告.....	1 4 0
署名議員.....	1 4 1

鏡石町告示第5号

第16回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年2月27日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成19年3月5日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

### 不応招議員（なし）

## 平成19年第16回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成19年3月5日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算
- 日程第 5 議案第268号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第269号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計予算
- 日程第 7 議案第270号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第271号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第272号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第10 議案第273号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第11 議案第274号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第275号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第276号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第14 議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第15 請願・陳情について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(14名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 仲 沼 義 春 君 | 2番  | 渡 辺 定 己 君 |
| 3番  | 今 駒 隆 幸 君 | 4番  | 根 本 重 郎 君 |
| 5番  | 大河原 正 雄 君 | 6番  | 柳 沼 俊 行 君 |
| 7番  | 今 泉 文 克 君 | 8番  | 木 原 秀 男 君 |
| 9番  | 菊 地 栄 助 君 | 10番 | 小 貫 良 巳 君 |
| 11番 | 藤 島 一 郎 君 | 12番 | 円 谷 寛 君   |
| 13番 | 円 谷 寅三郎 君 | 14番 | 森 尾 吉 郎 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 政 雄 君	助 役	大河原 直 博 君
総務課参事兼課長	円 谷 光 行 君	税務町民課参事兼課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君	産 業 課 長	小 林 政 次 君
都市建設課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	黒 津 政 美 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	今 泉 保 行 君
収入役者長 職務代理室長 出納室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 筈 君
選挙管理委員会委員長	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君
監 査 委 員	中 西 勉 君		

事務局職員出席者

議会事務局局長	面 川 武	主任主査	大河原 久美子
---------	-------	------	---------

開会 午前10時00分

#### 開会の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

ただいまから、第16回鏡石町議会定例会を開会いたします。

#### 表彰状伝達

議長（菊地栄助君） ここで、会議に先立ち全国町村議会議長会から、小貫良巳君、菊地栄助君が自治功労者として表彰されましたので、その伝達を行いますので、ご了承ください。

〔表彰状伝達〕（拍手）

#### 開議の宣告

議長（菊地栄助君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

#### 議会運営委員長報告

議長（菊地栄助君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） おはようございます。

第16回鏡石町議会定例会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

#### 諸般の報告

議長（菊地栄助君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員（中西 勉君） 皆様、おはようございます。

平成18年11月、12月、平成19年1月分の例月出納検査報告を申し上げます。

まず、平成18年11月分の例月出納検査報告について。

1、検査の対象、平成18年11月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計



ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年12月25日月曜日、午前10時から午前11時30分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役職務代理者出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年11月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

続いて、平成18年12月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成18年12月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年1月25日木曜日、午前10時から午後0時10分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役職務代理者出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年12月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

引き続き、平成19年1月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成19年1月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年2月23日金曜日、午前10時から午前11時50分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役職務代理者出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成19年1月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各

基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

以上のとおり報告いたします。

議長（菊地栄助君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、5番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） 皆さん、おはようございます。

平成19年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会について報告をいたします。

平成19年2月19日月曜日午前10時から須賀川地方広域消防組合議場において開催され、会期は1日限りと決定されました。

提出されました議案は、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 須賀川地方広域消防組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 平成18年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成19年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算の4件が提出されました。提出されました4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、詳しくは別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、2番、渡辺定己君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君 登壇〕

2番（須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君） 皆さん、おはようございます。

2月19日月曜日午後1時30分より、須賀川地方保健環境組合議場において議会定例会が開催されましたので、その概要についてご報告を申し上げます。

今回提出された案件は、報告1件、議案3件であります。

議事日程第1、会期は1日限りとする。

日程第2、会議録署名議員は、4番、宗方保氏、6番、私、7番、広瀬吉彦氏であります。

日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてであります。専決第5号、専決第6号の報告があり、報告のとおり承認いたしました。

日程第4、議案第1号 平成19年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算についてであります。平成19年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,338万6,000円となり、し尿処理、ごみ処理、埋め立て処理及び斎場、休日夜間急病診療所の運営、維持管理に要する経費並びに各施設建設事業債の元利償還金等を精査し、計上いたし、前年度と比較しますと1,355万5,000円、約1.6%増となるとの説明があり、原案のとおり承認いたしました。

日程第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。議案の説明があり、原案のとおり承認いたしました。

日程第 6、議案第 3 号 須賀川地方夜間急病診療所条例の一部を改正する条例であります。議案説明があり、原案のとおり承認いたしました。

詳細については、配付資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1 番、仲沼義春君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 仲沼義春君 登壇〕

1 番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 仲沼義春君） おはようございます。

報告いたします。

平成19年第 1 回県中地域水道用水供給企業団の議会定例会の報告を申し上げます。

日程第 1、会議録署名議員の指名。

日程第 2、会期の決定、1 日限りとなりました。

日程第 3、諸般の報告がありまして、日程第 4、第 5 が専決処分の報告についてであります。

日程第 6、上程議案の説明が行われ、日程第 7、議案第 1 号 県中地域水道用水供給企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 8、議案第 2 号 平成18年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号）について。

日程第 9、議案第 3 号 平成19年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算について。

3 件はいずれも原案どおり可決、決定されました。

なお、詳細につきましては、配付資料のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 公立岩瀬病院組合議会報告、郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過報告について。

地方自治法第125条の規定により、平成18年度中における請願・陳情についての処理経過報告を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

平成18年度中における請願・陳情についての処理状況報告をいたします。

18年度は 1 件であります。

陳情第35号 県中都市計画事業境土地区画整理事業に関する陳情。

提出者、鏡石町境土地区画整理組合理事長、角田一一。処理状況について、境土地区画整理事業の公共性にかんがみ、まちの支援は必要であると考えられるが、組合みずからの再建計画がまだ不透明な状況にある。組合では、金融機関から債権回収の具体的な方向を示されたため、法的手段の対応策として、専門家に委託。事業終結に向け多角的な検討を進めている。

以上のとおり報告いたします。

議長（菊地栄助君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

#### 招集者あいさつ

議長（菊地栄助君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

一言ごあいさつ申し上げます。

記録的な暖冬が続く中で、3月を迎えた本日、ここに第16回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、条例制定1件、廃止1件、条例の一部改正13件、一部組合格約の変更5件、土地取得関係2件、平成18年度各会計補正予算11件、平成19年度各会計予算11件、合わせまして44件を提案するものであります。何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりごあいさつといたします。

#### 議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく願いいたします。

#### 会議録署名議員の指名

議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、今泉文克君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間といたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

#### 町長の説明

議長（菊地栄助君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第16回鏡石町議会定例会の開会に当たり、平成19年度の所信の一端とあわせて、提出いたしました議案につきまして、その概要について説明を申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

特に、本定例会は、任期満了に伴う統一地方選挙の直前に当たり、任期最後の定例議会となりますので、議員皆様におかれましては感慨ひとしおのものがあるかとお推察申し上げる次第であります。

さて、内閣府は、2月19日の月例経済報告において、我が国経済について、景気は消費に弱みが見られるものの回復しているとの基調判断を示しました。また、内閣府が、先月15日に発表しました2006年10月から12月期の国内総生産速報値は、物価変動を除いた実質で前期比1.2%増、年率換算で4.8%増と、四半期で8期連続のプラス成長を示しました。

経済の先行きについては、企業部門の好調さが持続しており、これが家計部門へ波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるとしていますが、しかしながら、1人当たりの賃金・所得が伸び悩んでいることなどから、足元の消費の力強さが感じられず、大都市圏と地方の地域格差が生じ、本格的回復にはほど遠い感じを呈しております。

このような経済状況の中、日本銀行は先月21日に金融政策決定会合において、政策金利である短期金利の誘導目標を現行の0.25%から0.5%に引き上げたため、大手銀行の大半が普通預金等の金利の引き上げを行い、住宅ローン等々の金利負担増となるなど日本経済に与える影響が懸念されております。

次に、12月以降の町の出来事について申し上げます。

地域住民の利便性の向上、産業経済の活性化、交通渋滞緩和、救急医療への対応、福島空

港利用、交流促進などの活性化を図るため、鏡石町の東北自動車道パーキングエリアにETC専用の出入り口「スマートインターチェンジ」の社会実験の要望をしまいましたが、今年に入った1月18日に国土交通省の事業採択が決まりました。周辺地域の活性化、町づくりに与えるインパクトは大きく、まことに喜ばしい限りであります。

これまで設置要望運動につきまして、国・県及び関係機関を初め、国会議員・県会議員・町議会議員、インターチェンジ設置促進委員会の皆様に特段のご理解とご協力を賜りましたことに対し、改めて厚く御礼を申し上げます。今後は、「鏡石スマートインターチェンジ社会実験協議会」の設置を初め、パーキングエリア周辺のアクセス2路線の整備に着手し、PR活動・誘導看板の設置など引き続き関係機関と協議を行い、1日でも早い社会実験の開始の準備を進めてまいりますとともに、本格的供用開始に向けて努力をしまします。

鏡石町のシンボルソング「牧場の朝」が、今年1月14日に文化庁の「親子で歌いごう日本の歌百選」に選ばれました。文化庁が、「歌を通じて家族のきずなを確かめるきっかけ」になればと企画し、昨年9月から11月にかけて全国からはがきや電子メールなどで寄せられた6,671通、895曲の中から選出されたもので、町民を初め、全国各地に住んでおられるふるさと出身の方々も、ふるさとの歴史と、歌い継がれてきた美しい「牧場の朝」への誇りを新たにしていることと思います。

今後も「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の町づくりをさらに推進し、鏡石町の魅力を全国的に発信してまいります。

昭和36年に建設以来45年が経過し、老朽化と狭隘により新たに建築された鏡石町立第一小学校体育館改築事業は、昨年6月に本体工事を着手して以来、順調に進捗し、天候にも恵まれ、予定どおり2月末日をもって無事完成をしたところであります。

体育館の引き渡し式並びに使用開始式を明日午前9時から開催し、23日の卒業式は新体育館での挙行となり、また25日には文化講演会を落成記念事業の一環として開催し、多くの町民の方にお披露目する予定をしております。

今後も、学校教育はもとより、町民の皆様に地域防災の拠点として、さらに社会体育並びに地域コミュニティーづくりの場としてご利用いただくことを願っております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況について報告いたします。

都市基盤の整備として、地方道路整備臨時交付金事業の高久田一貫線の道路改良工事は、須賀川市境の一部を除き、今年度完了に向け順調に推移しております。また、地方特定道路整備事業の鏡田499号線は、高久田一貫線の補完道路としての位置づけから、引き続き整備促進を図っておりますが、今年度は一部改良済み箇所の舗装工事を行ったところであります。

国道4号線鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業として、過般、用地測量が終了し、関係地権者を対象とした境界の立ち会いが実施されたところであります。郡山国道事務所の

今後の計画では、平成19年度から用地買収に入る予定となっていることから、町としても工事の早期着工に向け、引き続き事業の推進を強く要望してまいります。

生活環境の整備に向けた下水道整備につきましては、平成18年度の主要整備区域でありました桜町・本町・岡ノ内地内の管渠整備工事も順調に進捗し、年度内に工事が完了いたします。これらの面整備により、年度末における下水道普及率は全国平均の70%台になると考えられます。

次に、上水道事業関係でございますが、桜岡浄水場における鉄系凝集補助剤注入装置の整備工事も完了し、順調に稼働しているところです。

また、石綿セメント管更新事業については、岡ノ内・旭町・中町地内で年度内の完了に向け配水管布設替え工事が進められております。本事業につきましては、老朽管更新の観点から、今後も継続して事業を進めてまいります。

さらに、今出ダム建設に係る水道用水供給企業団の利水計画についてですが、2月の理事者会において、現計画のままで協議を進めていくのは困難として、利水計画を再度見直すことで決定いたしました。当町といたしましては、構成市町村の動向を踏まえた中で、将来の水需要予測や財政状況等を再検討し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

地域水田農業の推進について、平成19年度からは、新たな米政策として品目横断的経営安定対策が導入されることとなりました。それとあわせ、米の生産調整も今まで行政主導で各農業者へ生産目標数量を配分していたシステムから、農業者・農業者団体がみずから前年の販売実績や需要量に関する情報を踏まえて、米の需給調整を実施する新たなシステムに移行することとなりました。

そのシステム移行へ向け、昨年末県より18年産米に比べ、率にして0.9%の減であり、約26トンの減量となる2,844トンの19年産米の市町村需要量に関する情報が示されたところです。

これを受けまして、町地域水田農業推進協議会で、農業者団体など生産調整方針作成者との間で生産調整の一般ルールを設定し、今月中旬から町内各地域において説明会を開催する予定であります。

今後は、地域水田農業ビジョンの実現へ向けた取り組みを、関係機関一体となり支援していきたいと思っております。

さらに、管内には5つの地域水田農業推進協議会がありますが、これらの地域水田農業推進協議会を統合し、事務局もJAすかがわ岩瀬農業協同組合へ移管するなど、農業者と農業者団体がみずから推進していく体制づくりを確立してまいります。

成田地区県営ほ場整備事業につきましては、現在、農業用ため池として、新池、高野池の改修工事が進められております。高野池等の改修については、今後3年程度かかるものと思

われ、来年度も県の継続事業として推進される予定であります。

また、今年度着工されました県道須賀川矢吹線バイパスの橋梁下部工事も順調に進んでおり、新年度には、橋梁上部工事を予定しております。

さらに、担い手育成事業として、先月、成田地区の営農を考える場としての農用地利用改善団体設立準備委員会を設立し、現在営農組合の設立に向け話し合いを進めているところであります。今後は、担い手等に土地を集積するとともに、効率的な農業のあり方について話し合っていきたいと思っております。

中心商店街の空洞化対策として、2年目となります空き店舗対策事業は、昨年からの2店舗と今年新規開店しました4店舗、計6店舗に対し補助金を交付決定したところであります。これにより、駅前周辺もにぎわいを取り戻しつつあり、今後の活性化に大いに期待するものです。

保健福祉事業については、9月から10月にかけて行いました総合健康診査の結果に基づき、現在事後指導と健康教室を実施しております。

また、介護保険に基づきます介護予防事業をこの1月から実施しているところであり、この事業の対象者としては、介護が必要となるおそれのある高齢者及び一般高齢者を対象としまして、運動器の機能向上を中心に、栄養改善や口腔機能の向上のための健康教室を町老人福祉センター会場にて実施しており、これまで延べ230名が参加されております。

また、介護保険の給付事業においては、12月末の給付額が前年同期2.5%減となり、18年度の給付額としては現行予算をやや下回る給付実績見込み額となる見通しであります。

子育て支援においては、国がこの4月からゼロ歳から3歳児未満に対する児童手当を増額するなど、国の子育て支援策の充実が増しつつありますが、本町においても、県内でいち早く取り組みました「つどいの広場」も利用者から大変喜ばれております。

なお、町立保育所においては、施設等の関係から特にゼロ・1歳児の待機児童が解消されず、本年4月1日現在で約10名が待機状態となる見込みであり、20年4月開設予定の民間運営による「認定こども園」に期待をするものであります。

義務教育並びに幼児教育につきましては、各学校・幼稚園は第3学期も終盤に入り、本年度のまとめと次年度に向けた計画づくりを進めております。

また、特色ある学校づくり事業、国際理解教育事業、情報化教育推進事業、幼稚園預かり保育事業などの重点事業を計画的に展開してきたところであります。

生涯学習の推進につきましては、社会教育・社会体育支援事業として体育協会、生涯学習文化協会と連携し、自発的・自主的な活動の環境整備を支援してきたところであります。また、パソコン講習、いきいき学級やジョイフルライフ講座などの各種講座も計画どおり実施し、それぞれ修了したところであります。



図書館の運営につきましては、子供映画会、造形教室、人形劇など子供たちの居場所づくりに努めるとともに、読み聞かせ会や小学校への移動図書館、ブックトークの実施など読書活動の推進に取り組んできたところであります。

町民プールの指定管理者制度の導入につきましては、1月の臨時議会において指定管理者の指定について議決をいただき、2月1日に協定書を締結し、4月からのスムーズな運営移行に向け具体的な協議・調整を進めております。

町づくりの指標である鏡石町第4次総合計画につきましては、目標年次を平成23年に定め、平成14年4月から10年間の計画で「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」を町づくりの将来像とし、共有できる価値観として「やすらぎ」と「うるおい」を新しい町づくりのキーワードに、5本の柱を基本目標に各種の政策を展開してまいりました。

これまで、社会経済情勢の変化と国が進める構造改革による三位一体改革によって国庫補助金の削減、地方交付税の削減、税源の移譲等で地方行政を取り巻く環境等が大きく変化していることと各種事業の成果等を踏まえ、5年目を中間年として前期基本計画と後期計画の見直しを行うことになりました。

昨年7月から庁内に中間評価委員会・策定本部会議を設置し、見直し素案をまとめ、町民の代表者並びに議員各位の皆様からのご意見やご提言をいただき、後期の基本計画がこのたびまとめられました。

4月から新たにスタートする基本計画に町民各層のご理解とご協力を賜り、伸びゆく鏡石づくりに邁進してまいりたいと存じます。

次に、平成19年度の予算編成について申し上げます。

平成19年度の予算編成に当たっては、第4次総合計画の基本理念である「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の実現に向け、「快適空間づくり」「元気づくり」「活力づくり」「人づくり」「地域づくり」の5つの柱を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努め、一般会計予算の総額では39億3,000万円と、前年度に比べ0.8%、3,000万円の減額予算となりました。

この予算編成の背景には、各種の経済指標が示すとおり、国内民間需要中心の経済成長を続けているものの、景気回復の程度に地域・産業・企業規模でばらつきが見られ、我が国の財政は、国・地方を合わせた長期債務残高が先進国中最悪の水準にあるなど、極めて厳しい状況にあります。

これらを踏まえ、国は地方財政について「経済財政運営と構造改革に関する方針2006」に沿って、地方公共団体の自助努力を促すことにより地方歳出の削減に取り組むこととし、特に地方公務員人件費や地方単独事業等の徹底した見直しによって、地方財政計画の歳出規模を抑制しようとしています。

また、地方交付税は前年対比マイナス4.4%とされ、一般財源総額も本年度と同程度と見込むなど、地方財政は大変厳しい状況にあります。

このように、これまでにない厳しい状況のもと、財政の運営に当たっては、平成17年3月に策定した第2次行政改革大綱を踏まえ、行財政改革の推進を柱として、税収のさらなる確保、受益者負担の適正化等の財源確保に努める一方、各種施策の優先順位に基づいての徹底した選択を行い、財源の計画的・重点的な配分に徹することとして、経済動向に即応した機動的、弾力的な運営にも配慮したところであります。

歳入面については、国からの税源移譲と定率減税の廃止により、個人町民税について前年対比約134%の伸びを見込んだものの、その他町税については前年に対し現状維持で増収が見込めない状況にあります。

さらに、前述の地方交付税の減、所得譲与税の減・地方特例交付金の減・特例地方債の減と町税の伸びに対して国からの各種交付金等の減額が大きく、平成19年度においては自主財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら、基金取り崩しなどの措置を講じることにより財源を確保したところであります。

一方、歳出面においては、行財政改革実施計画により、徹底した事務事業の見直しを初め、第4次総合計画の確実かつ着実な推進を図るべく配慮したところであります。

主な事業については、平成19年1月18日にスマートIC社会実験が採択されたことに伴い、恒久化に向け鏡田124号線整備事業とこれまでの重点事業として取り組んできた成田地区ほ場整備事業を初め、公共下水道事業、地方道路整備臨時交付金事業、生活関連道路・排水路整備事業を計画したところであります。

また、ソフト事業としては、今年度は町制施行45周年に当たることから、記念式典の開催、45周年記念事業として第6回目となる「牧場の朝 YOSAKOI祭」や「オランダ祭」・「あやめ祭」・「第3回鏡石駅伝・ロードレース大会」の支援、さらに町の将来を担う人材育成と国際化に向けた「海外文化学習事業」や「児童園児国際化推進事業」、そして、児童福祉の充実として「認定こども園」整備支援事業への補助、児童手当支給額の拡充、放課後児童クラブ・つどいの広場の開設ほか、幼稚園、保育所における延長保育の実施、高齢者福祉の充実として第3期介護保険事業計画による介護予防と生活支援、健康増進対策として、健康増進計画を策定し健康増進に努め、やすらぎとおいのあるまちづくりのための「ローラルのまちづくり」などに取り組む予定であります。

このほか、安定した自主財源確保のためにも企業誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

また、第4次総合計画の後期計画スタートの年次に当たることから、中間評価に基づき改定した基本計画と平成17年度策定した第2次行政改革大綱集中改革プランに基づき、これま

で以上に行財政改革を推進し、町民一人ひとりが幸せを実感できる町づくりを着実に進めるための所要の予算措置を行ったところであります。

平成19年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計予算39億3,000万円、国民健康保険特別会計予算12億9,371万4,000円、老人保健特別会計予算10億1,692万6,000円、介護保険特別会計予算5億8,304万1,000円、土地取得事業特別会計予算304万円、工業団地事業特別会計予算1億341万円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算6,578万1,000円、公共下水道事業特別会計予算4億6,800万円、農業集落排水事業特別会計予算6,350万円、育英資金貸付費特別会計予算1,237万2,000円、以上の10会計の予算総額は75億3,978万4,000円で、前年比2.3%の増額予算であります。

一般会計予算の前年比では0.8%の減額予算であり、上水道事業会計予算3億8,247万2,000円を含め全会計の合計予算額は79億2,225万6,000円で、2.7%の増額予算であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の内容について申し上げます。

議案第234号の鏡石町副町長の定数を定める条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月1日から助役にかえて副市町村長を置くこととされたため、定数を定めるものであります。

議案第235号の鏡石町重度心身障害者介護手当支給に関する条例の廃止につきましては、障害者自立支援法や介護保険制度の充実により、社会介護の仕組みが整ってきたため廃止するものであります。

議案第236号の鏡石町下水道条例の一部改正につきましては、下水道使用料改定及び下水道施設の占用等の諸規定を改正するものであります。

議案第237号の鏡石町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、税制改正大綱による国民健康保険税の基礎課税額の限度額の引き上げ額を定めるものであります。

議案第238号の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成18年度の県人事委員会勧告を踏まえた所要の経過処置等を改正するものであります。

議案第239号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、職員の勤務時間内における休息時間の規定を廃止するものであります。

議案第240号の鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部改正につきましては、施設入所者等に関し、国民健康保険法の住所地特例を適用してまいりましたが、県の補助要綱の改正により、すべての医療保険各法に対し住所地特例を適用することとなったため改正するものであります。

議案第241号の鏡石町企業誘致条例の一部改正につきましては、新たに町内既存企業の工場等の増改築への奨励金を交付する規定等を定めるものであります。

議案第242号の鏡石町税条例の一部改正につきましては、地方自治法改正に伴い、これま

での「吏員」・「その他の職員」等の区分等が廃止され、4月1日から「職員」に一本化されたことによる関係規定を改正するものであります。

議案第243号の鏡石町表彰条例の一部改正から議案第248号までの条例の一部改正6議案と、議案第249号の郡山地方広域市町村圏組合理約の変更から議案第252号までの規約変更4議案の計10議案につきましては、地方自治法改正に伴い、4月1日から助役、収入役制度が改正・廃止されることによる関係規定を改正するものであります。

議案第253号の県中地域水道用水供給企業団規約の変更につきましては、企業団議員定数及び選出区分の改正と地方自治法の改正に伴う吏員制度の廃止による関係規定を改正するものであります。

議案第254号の土地の取得につきましては、鏡石駅東第1土地区画整理事業として、福島県住宅供給公社から土地の取得をするものであります。

議案第255号の財産の処分につきましては、東部工業団地内の町有地を送電線鉄塔用地として、東北電力株式会社に売却するものであります。

次に、議案第256号の平成18年度鏡石町一般会計補正予算の主な歳出につきましては、総務費5,410万6,000円、農林水産費257万2,000円を増額し、民生費364万3,000円、商工費5,049万8,000円、土木費1,900万6,000円、教育費463万2,000円、災害復旧費700万円をそれぞれ減額する補正であります。

主な歳入につきましては、町税7,580万円、地方交付税9,737万8,000円、諸収入345万8,000円の収入増と地方特例交付金247万円、使用料及び手数料300万円、国庫支出金557万5,000円、県支出金558万4,000円、繰入金1億8,436万4,000円、町債350万円をそれぞれ減額するものであります。

以上により、一般会計の補正予算の総額2,785万7,000円を減額し、その結果、本年度予算の累計額は41億6,659万5,000円となりました。

次に、特別会計補正予算について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計は、退職療養給付金の増額予算を計上、老人保健特別会計は、老人医療給付金の減額予算を計上、介護保険特別会計は、事業費の組み替え、土地取得事業特別会計は、駅東用地先行取得費繰上げ償還の増額予算を計上、工業団地事業特別会計は、一般会計繰入金等減額の予算を計上、公共下水道事業特別会計は、使用料減額及び特例措置債増額の予算を計上、上水道事業会計は、水道加入金等の増額予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第267号～議案第277号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第4、議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算から日程第14、議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算から日程第14、議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題することに決しました。局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 大河原直博君 登壇〕

助役（大河原直博君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算から議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算までの平成19年度各会計予算11議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算について、ご説明を申し上げます。一般会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、平成19年度の一般会計予算の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,000万円と定めるものでございます。

第2条では、6ページの「第2表 債務負担行為」として、平成19年度貸付予定分の中小企業制度資金利子補給事業に係る債務負担行為を定めております。

第3条では、「第3表 地方債」のとおり、県中地域水道用水供給企業団出資金のほか4件の起債の目的、限度額、利率、そして償還の方法を定め、第4条では、一時借入金の限度額を、第5条では、歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、2ページ以降の「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

まず、初めに歳入でございますが、1款町税14億2,407万1,000円、2款地方譲与税9,400万円、3款利子割交付金350万円、4款配当割交付金100万円、5款株式等譲渡所得割交付金200万円、6款地方消費税交付金1億500万円、7款自動車取得税交付金3,400万円、8款地方特例交付金740万1,000円、9款地方交付税9億7,500万円、10款交通安全対策特別交付金300万円、11款分担金及び負担金4,966万9,000円、12款使用料及び手数料3,605万1,000円、13款国庫支出金1億8,313万9,000円、14款県支出金1億7,948万6,000円、15款財産収入424

万5,000円、16款寄附金、存目の1,000円であります。17款繰入金 4億8,091万1,000円、18款繰越金1,000万円、19款諸収入9,822万6,000円、20款町債 2億3,930万円、歳入合計39億3,000万円でございます。

次ページの歳出関係でございますが、1款議会費9,183万円、2款総務費 4億8,666万3,000円、3款民生費 8億6,526万8,000円、4款衛生費 2億6,478万9,000円、5款労働費 543万7,000円、6款農林水産業費 2億5,200万3,000円、7款商工費8,523万5,000円、8款土木費 4億3,023万8,000円、9款消防費 2億3万4,000円、10款教育費 4億6,510万8,000円、11款災害復旧費4,000円、12款公債費 7億5,449万4,000円、14款予備費2,889万7,000円、歳出合計39億3,000万円でございます。

以上、一般会計の概要について説明申し上げます。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。

別紙特別会計予算書の1ページをお願いしたいと思います。

議案第268号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,371万4,000円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を、第3条では、歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めてございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明申し上げます。

まず、歳入であります。1款の国民健康保険税 4億4,187万6,000円、3款国庫支出金 3億7,004万円、4款療養給付費交付金 1億4,712万7,000円、5款県支出金6,872万1,000円、6款共同事業交付金 1億4,008万3,000円、7款財産収入38万4,000円、8款繰入金8,172万円、9款繰越金4,300万1,000円、10款諸収入76万2,000円、歳入合計12億9,371万4,000円でございます。

続きまして歳出でございますが、1款総務費1,187万6,000円、2款保険給付費 7億7,681万円、3款老人保健拠出金 2億3,188万円、4款介護納付金8,379万2,000円、5款共同事業拠出金 1億6,369万1,000円、6款保健事業費1,170万4,000円、7款基金積立金37万9,000円、8款諸支出金158万2,000円、9款予備費1,200万円、歳出合計12億9,371万4,000円でございます。

本会計は以上でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第269号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,692万6,000円と定めるものであります。

第2条では、一時借入金の限度額を、第3条では、歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めてございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、34、35ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

歳入であります。1款の支払基金交付金5億1,039万9,000円、2款国庫支出金3億3,768万4,000円、3款県支出金8,442万1,000円、4款繰入金8,441万8,000円、5款繰越金、存目の1,000円、6款諸収入3,000円、歳入合計10億1,692万6,000円であります。

歳出では、1款医療諸費10億1,692万3,000円、2款諸支出金で3,000円、歳出合計10億1,692万6,000円でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第270号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,304万1,000円と定めるものであります。

第2条関係では、一時借入金の限度額を、第3条では、歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めております。

歳入歳出予算の概要につきましては、50ページ、51ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

歳入でございますけれども、1款保険料1億986万2,000円、2款分担金及び負担金98万9,000円、3款国庫支出金1億4,545万3,000円、4款支払基金交付金1億7,421万9,000円、5款県支出金7,189万円、6款財産収入、存目1,000円、7款繰入金8,061万9,000円、8款諸収入7,000円、9款繰越金、存目1,000円、歳入合計5億8,304万1,000円であります。

歳出であります。1款総務費971万7,000円、2款保険給付費5億5,839万2,000円、3款財政安定化基金拠出金57万8,000円、5款地域支援事業費1,170万円、6款基金積立金2,000円、7款諸支出金10万3,000円、8款公債費216万8,000円、9款予備費38万1,000円、歳出合計5億8,304万1,000円であります。

次に、89ページをお願いいたします。

議案第271号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,004万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、90、91ページの「第1表 歳入歳出予算」により

ご説明を申し上げます。

歳入関係であります。2 款繰入金303万9,000円、3 款繰越金は存目の1,000円、歳入合計304万円でございます。

歳出であります。1 款総務費303万円、3 款の諸支出金、存目の1,000円、歳出合計304万円でございます。

次に、103ページをお願いいたします。

議案第272号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億341万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、104、105ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

歳入では、第1 款財産収入4,797万5,000円、2 款繰入金、3 款諸収入、4 款繰越金につきましては、それぞれ存目の1,000円の計上であります。5 款使用料及び手数料5,543万2,000円、歳入合計1 億341万円であります。

歳出では、1 款総務費4,883万2,000円、2 款事業費5,333万円、4 款予備費で124万8,000円、歳出合計1 億341万円であります。

次に、121ページをお願いいたします。

議案第273号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1 土地区画整理事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本会計は、第1 条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,578万1,000円と定めるものであります。

第2 条では、「第2 表 地方債」のとおり、土地区画整理事業として、限度額、利率、償還の方法を定めたものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、122、123ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

まず、歳入では、繰入金3,647万9,000円、2 款の繰越金、存目の1,000円、3 款国庫支出金1,650万円、4 款諸収入、存目の1,000円であります。5 款町債につきましては、1,280万円、歳入合計6,578万1,000円であります。

歳出ですが、1 款事業費5,258万6,000円、2 款公債費1,219万4,000円、3 款諸支出金につきましては、存目1,000円、4 款予備費100万円、歳出合計6,578万1,000円であります。

次に、139ページをお願いいたします。

議案第274号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明を申し上げ



げます。

本会計の予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,800万円と定めるものでございます。

第2条では、142ページの「第2表 債務負担行為」として、水洗便所改造資金利子補給事業に係る債務負担行為を定めてございます。

第3条では、「第3表 地方債」のとおり、公共下水道事業債のほか1件の起債の目的、限度額、利率、償還の方法を定め、第4条では、一時借入金の限度額を定めたものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、140ページ、141ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金1,439万円、2款使用料及び手数料1億521万3,000円、3款国庫支出金3,500万円、4款県支出金140万円、5款繰入金1億8,619万4,000円、6款、存目の1,000円、7款諸収入2,000円、8款町債1億2,580万円であります。歳入合計4億6,800万円であります。

歳出であります。1款総務費6,522万6,000円、2款事業費1億3,491万5,000円、3款公債費2億6,593万8,000円、4款諸支出金、存目の1,000円、5款予備費192万円、歳出合計4億6,800万円でございます。

次に、161ページをお願いいたします。

議案第275号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本会計の予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,350万円と定めるものでございます。

第2条では、164ページの「第2表 債務負担行為」として、水洗便所改造資金利子補給事業に係る債務負担行為を定めております。

第3条では、「第3表 地方債」のとおり、資本的平準化債に係る起債の目的、限度額、利率、償還の方法を定めたものでございます。

予算の概要につきましては、162ページ、163ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明申し上げます。

歳入では、第1款分担金及び負担金10万1,000円、2款使用料及び手数料802万4,000円、4款繰入金4,587万4,000円、5款繰越金、存目1,000円、7款町債950万円、歳入合計6,350万円であります。

歳出では、1款総務費2,102万5,000円、3款公債費4,147万8,000円、4款諸支出金、存目1,000円、5款予備費99万6,000円あります。歳出合計6,350万円でございます。

次に、179ページをお願いします。

議案第276号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,237万2,000円と定めるものでございます。

概要につきましては、180ページ、181ページの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款繰入金226万1,000円、2款財産収入1万円、3款諸収入1,009万9,000円、4款寄付金、5款繰入金については、それぞれ存目計上の1,000円であります。歳入合計1,237万2,000円であります。

歳出では、1款育英資金貸付金1,236万円、2款基金積立金1万1,000円、3款諸支出金、存目1,000円、歳出合計1,237万2,000円でございます。

次に、191ページをお願いいたします。

議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

第2条では、平成19年度の業務予定量を給水戸数4,067戸、年間総給水量を137万2,500立方メートル、1日平均給水量3,750立方メートルと定めたものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を2億2,989万7,000円と定めるものでございます。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額のうち収入3,925万円、また支出を1億5,257万5,000円と定めるものでございます。

なお、収支不足額1億1,332万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補てんをするものでございます。

次ページをお願いいたします。

次ページの第5条では、石綿セメント管の更新事業費として2,900万円の企業債を予定するものでございます。

さらに、第6条では、一時借入金の限度額を、第7条では、予定支出の各項の経費の流用を定めております。第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、また第9条では、たな卸資産購入限度額を定めたものでございます。

以上、平成19年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせて11会計の予算概要についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成19年度鏡石町各会計予算については質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算特別審査委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成19年度各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、仲沼義春君、2番、渡辺定己君、3番、今駒隆幸君、4番、根本重郎君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、今泉文克君、8番、木原秀男君、10番、小貫良巳君、11番、藤島一郎君、12番、円谷寛君、13番、円谷寅三郎君、14番、森尾吉郎君の13名を指名いたします。

ここで予算審査特別委員会の正副委員長を選任のため休議いたします。

休議 午前11時22分

開議 午前11時32分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成19年度各会計予算審査特別委員会の委員長に今泉文克君、同副委員長に渡辺定己君が選任されました。

請願・陳情について

議長（菊地栄助君） 日程第15、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時33分

## 平成19年第16回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成19年3月6日(火)午前10時開議

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 議案第 234号 | 鏡石町副町長の定数を定める条例の制定について                        |
| 日程第 2  | 議案第 235号 | 鏡石町重度心身障害者介護手当支給に関する条例を廃止する条例の制定について          |
| 日程第 3  | 議案第 236号 | 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第 4  | 議案第 237号 | 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 5  | 議案第 238号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 日程第 6  | 議案第 239号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第 7  | 議案第 240号 | 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第 8  | 議案第 241号 | 鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 9  | 議案第 242号 | 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第 10 | 議案第 243号 | 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第 11 | 議案第 244号 | 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 12 | 議案第 245号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 13 | 議案第 246号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 247号 | 鏡石町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 15 | 議案第 248号 | 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 16 | 議案第 249号 | 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について                         |
| 日程第 17 | 議案第 250号 | 須賀川地方広域消防組合規約の変更について                          |
| 日程第 18 | 議案第 251号 | 須賀川地方保健環境組合規約の変更について                          |
| 日程第 19 | 議案第 252号 | 公立岩瀬病院組合規約の変更について                             |
| 日程第 20 | 議案第 253号 | 県中地域水道用水供給企業団規約の変更について                        |

- 日程第 2 1 議案第 2 5 4 号 土地の取得について
- 日程第 2 2 議案第 2 5 5 号 財産の処分について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 6 号 平成 1 8 年度鏡石町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 5 7 号 平成 1 8 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 5 8 号 平成 1 8 年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 5 9 号 平成 1 8 年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 6 0 号 平成 1 8 年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 6 1 号 平成 1 8 年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 6 2 号 平成 1 8 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 6 3 号 平成 1 8 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 6 4 号 平成 1 8 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 6 5 号 平成 1 8 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 6 6 号 平成 1 8 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	仲 沼 義 春 君	2 番	渡 辺 定 己 君
3 番	今 駒 隆 幸 君	4 番	根 本 重 郎 君
5 番	大河原 正 雄 君	6 番	柳 沼 俊 行 君
7 番	今 泉 文 克 君	8 番	木 原 秀 男 君
9 番	菊 地 栄 助 君	10 番	小 貫 良 巳 君
11 番	藤 島 一 郎 君	12 番	円 谷 寛 君
13 番	円 谷 寅三郎 君	14 番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	大河原 直 博 君
総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君	税務町民課 参事兼課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君	産 業 課 長	小 林 政 次 君
都市建設課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	黒 津 政 美 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	今 泉 保 行 君
収入役者長 職務代理室長 出納管理 選挙管理 委員会委員	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 祐 君
	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大河原 久美子
-------------	-------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

議案第234号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第1、議案第234号 鏡石町副町長の定数を定める条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第234号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第234号 鏡石町副町長の定数を定める条例の制定について、提案の理由を説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成19年4月1日から助役にかえて副市町村長を置くこととされたため、定数を定めるものであります。

2ページをお願いします。

地方自治法161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を1人とする。

この161条第2項の規定につきましては、都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く、ただし条例で置かないことができると。なお、副知事及び副市町村長の定数は条例で定めるということによって提案するものであります。

なお、現に助役である者は、改正法の施行日、平成19年4月1日に副市町村長として選任されたものとみなすものとされました。ただし、その任期は、助役としての在任期間と同一の期間とみなすものであります。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。



ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） ただいまの議案に対して、ちょっとお尋ねをいたします。

今までの助役が副町長になるというわけですが、ただ単にこれは名前が変わっただけのものなのか、それともまた職務内容に、権限に何らかの変更があるのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の質問にお答えします。

このたびの改正によりまして、助役、収入役の制度が廃止されました。それによって職務内容が変わるのかということではありますが、職務内容は変わりません。ただし、トップマネジメントの構築を図ると同時に、副市町村長としての職務として、長の命を受け政策及び企画をつかさどると、これは同じであります。なおこのたびの、長の権限に属する事務の一部を委任を受けて執行することができるというのが追加になりました。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第234号 鏡石町副町長の定数を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第235号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、議案第235号 鏡石町重度心身障害者介護手当支給に関する条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第235号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第235号 鏡石町重度心身障害者介護手当支給に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

昭和45年制定の本条例の廃止につきましては、障害者自立支援法や介護保険制度の充実によりまして、いわゆる社会介護の仕組みが整ってきたため廃止するものであります。

なお、現在支給対象者については1年間の経過措置を講ずるものであります。

4ページをお開きいただきたいと思います。

条文の廃止につきましては、鏡石町重度心身障害者介護手当支給に関する条例（昭和45年鏡石町条例第7号）は廃止する。

附則としまして、施行月日、1、この条例は平成19年4月1日から施行する。

経過措置として、この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の鏡石町重度心身障害者介護手当支給に関する条例の規定に基づき支給を受けている者については、この条例施行の日から1年間は、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第235号 鏡石町重度心身障害者介護手当支給に関する条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第236号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、議案第236号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第236号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第236号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、1点目といたしまして、特定事業所から排出される水質の基準について、条文の表現と一部排水基準を改正するものでございます。

2点目といたしまして、下水道施設の占用について条件等を詳細に規定するものでございます。

3点目といたしまして、下水道使用料について改定を行うものでございます。

この3つが主な改正内容でございます。

それでは、改正内容につきまして、6ページからご説明を申し上げます。

鏡石町下水道条例の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。これにつきましては、公共下水道に直接接続しない排水設備の新設等について規定した条項でございまして、合流式下水道において雨水升と汚水升を別々に設置して排水するものでありまして、当町においては分流式であるため、該当する案件がないというようなことで削除するものでございます。

次に、第3章を第4章とし、第4章を第5章とし、第5条の前に第3章、排水設備等の工事業の事業に係る指定を追加するものでございます。

第9条の2項を次のように改める。特定事業所から排水されます下水につきまして、条文の表現を改正するものでございまして、条例において、排水する水質基準より水質汚濁防止法関連法令の規則がゆるい場合、水質汚濁防止法に合わせるという旨の規定でございます。

次に、中ほど下になりますけれども、第9条の3第1項第29号を次のように改める。29号、亜鉛及びその化合物について排水基準を改正するものでございまして、1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下とする。改正前については5ミリグラムという内容でございました。

次に、第21条を次のように改める。21条につきましては、公共下水道施設の占用につきまして、申請内容を詳細に記載するように改正するものでございます。

次のページになります。21条の次に次の7条を加える。これにつきましては、21条の2から21条の8までを追加するものでございます。

21条の2でございますけれども、暗渠の使用に関する調査ということで、占用許可を受けようとする管渠の調査を町長に申請をするというものでございます。

次に、21条の3についてですけれども、暗渠の使用について、許可の申請書の記載事項等を明記したものでございます。

次に、下の方になりますけれども21条の4、暗渠の使用にかかる許可の基準について規定をしたものでございます。

8ページの下ほどになります。21条の5、許可の条件について規定したものでございます。

次に9ページ、21条の6、これにつきましては、占用の期間について規定したものでございます。

次に、21条の7、使用期間等についてでございますけれども、使用期間満了後の申請許可等を規定したものでございます。

次に、21条の8、使用の許可の取り消し、これにつきましては、取り消しになる場合について規定したものでございます。

中ほど下になります。22条の次に2項を加えるということで、3項、4項を加えたわけでございますけれども、これにつきましては、占用物件を使用しなくなった場合の原状回復について規定したものでございます。

次に、一番下ほどになりますけれども、第22条の次に次の1条を加えるということで、23条を加えることとなります。これにつきましては、使用料等の督促等について規定したものでございますけれども、占用物件に係るものの使用料の督促について規定したものでございます。

次、10ページになります。別表第2を次のように改めるということで、別表第2（17条関係）でございますけれども、使用料の算定方法について規定した条項でございまして、今回、平均13.9%の値上げを行うものを提案するものでございます。

改定の理由といたしましては、受益者負担の原則から使用料の適正化を図る必要があることや、現在の厳しい財政状況の中、一般会計からの基準外繰り出しの軽減を図るため改正を行うものでございます。

改定の中身でございますけれども、まず基本料金につきましては10立方まで1,344円とするものでございまして、改正前につきましては1,218円でございます、10立方で126円の値上げという格好でございます。

超過料金につきましては、1立方メートルについての料金でございますけれども、11立方から20立方以下につきましては144.9円とするもので、1立方当たり18.9円、15%の値上げということです。21立方から30立方以下につきましては153.5円、これにつきましては22.05円、16.8%の値上げになります。31立方以上50立方以下につきましては158.55円、20.05円の値上げ、16.2%のアップになります。51立方以上100立方以下につきましては163.8円ということで22.05円、15.6%の値上げということです。101立方以上につきましては171.15円、24.15円の値上げで、16.4%のアップということになります。

公衆浴場につきましては、現在と同じく42円で、改定はございません。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2、17条関係の料金の改定でございますけれども、この規定は平成19年7月1日から施行する。これにつきましては、8、9月分の使用料についての10月徴収分から適用するというものでございます。

以上、提案理由について説明申し上げました。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第236号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第237号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第4、議案第237号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第237号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました国保税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの国保税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法第703条の4第17項に規定する国民健康保険税の基礎課税額について、政令に定める課税限度額が現行の53万円から56万円に引き上げられたことにより改正するものでございます。

改正内容につきまして、12ページにより説明を申し上げます。

鏡石町国民健康保険税条例（昭和33年鏡石町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第13条中「53万円」を「56万円」に改める。

附則、1項、この条例は平成19年4月1日から施行する。2項、この条例による改正後の第2条第2項及び第13条の規定は、平成19年度以後の年度分の基礎課税額について適用し、平成18年度分までの基礎課税額については、なお従前の例による。

以上、ご説明申し上げました。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寅三郎君。

〔13番 円谷寅三郎君 登壇〕

13番（円谷寅三郎君） ただいま提案されております237号についてお尋ねいたします。

今、厳しい経済情勢の中で、限度額の引き上げがされるわけでありませぬけれども、このことによって限度額世帯が何世帯になるのか。また、正確な数字は6月にならないと出てこな

いかもかもしれませんが、平均税額がどのくらい程度になるのか。上がるのか、変更はないのか、お尋ねいたします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員のお尋ねにご答弁申し上げます。

世帯は何世帯になるかというご質問でございますが、まだ資産の把握とか所得の把握、世帯の構成など、まだ調査しておりませんので、何とも申し上げられませんが、参考までなんですが、平成17年度については112世帯、平成18年度については102世帯という状況でございました。

それと、平均税額というお尋ねでございますが、これにつきましても、現在のところ、まだいろいろな基礎データについて調査中でございますので、何とも申し上げられませんが、課税側としましては、なるべく課税額を上げないような方針でいきたいと、そんなふうを考えているところでございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今回、健康保険税条例の改正があるわけでありましたが、この上がった3万円についての税率はどのような、応能応益割は今までどおり変えない、そういう形でいくのかどうか、その辺を伺っておきたいと思えます。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 6番議員のお尋ねについて答弁を申し上げます。

3万円についての、応能応益についてというご質問ですが、これについても、まだ細かな税についての計算というものをしておりませんので、今のところ、具体的なご答弁といえますか、返事をするということはちょっと不可能でございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第237号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第238号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第5、議案第238号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会議務局長（面川 武君） 〔第238号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第238号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

平成18年度の県人事委員会の答申を踏まえ、扶養手当等の一部改正と所要の経過措置を改正するものでございます。

14ページをごらんになってください。

9条第3項中、9条は扶養手当の規定と、3項中は扶養手当の月額であります。「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改めるものであります。「、その他の扶養親族については一人につき6,000円」を削るものでございます。

別表第2第1項というのは、別表第2項は級別職務分類表でございます。これは、地方自治法の一部改正により、吏員制度の廃止により削除するものでございます。

附則、施行日の期日ですが、この条例は平成19年4月1日から施行すると。

2項の平成23年3月31日までの間における給料の特別調整額に関する経過措置でございますが、これの職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則7条、この7条が給料の切りかえに伴う経過措置であります。昨年4月1日に行われた、行政職給料表の一部改正



が行われたため、最高の号級の給料月額を超える職員の給与においても、減給補償を平成23年3月31日まで適用するという経過措置でございます。なお、鏡石町には該当者はおりません。

3項の規定は委任でございます。

以上、説明いたしました。

審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第238号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第239号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第6、議案第239号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第239号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第239号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

職員の勤務時間における休息时间30分の廃止を行うものであります。

16ページをお願いします。

7条を次のように改める。7条を削除というふうになっております。

なお、7条の規定は休息時間の規定でありまして、任命権者は所定の勤務時間のうちに町長の定める基準に従い休息時間を置くものとするとして規定されています。これを廃止するものであります。よって、今年4月1日から30分の休息時間がなくなり、勤務時間が午前8時30分から12時15分までとなり、午後1時から午後5時15分までの実働8時間勤務となり、規則において定められます。なお、休息時間については12時15分から1時までとなっております。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上、説明いたしました。

審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第239号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第240号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、議案第240号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第240号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第240号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、給付対象者が他の市町村の医療施設や福祉施設などに住所を移した場合、現行では国民健康保険加入者のみ、本町の住民として、いわゆる住所地特例として給付の対象としていますが、今回、県の補助要綱の改正によりまして、国民健康保険を含むすべての医療保険について、この住所地特例を適用することとなったことから改正するものであります。

18ページであります。

条文改正につきましては、鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中、「給付対象の重度心身障害者には、国民健康保険法第116条の2の規定に基づき、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者については、町の区域内に住所を有していてもこれを除き、町の行う国民健康保険の被保険者である者については、町の区域内に住所を有していなくてもこれを含めることとする。」を次のように改正するものであります。「次のいずれかの入所、入院又は入居をしている重度心身障害者については、その者が当該入所等の前に町の区域内に住所を有していたときにこれを含める。」としまして、他の市町村に所在する、次のアからクの施設に住所を変更する場合を、いわゆる住所地特例とするものであります。アの病院または診療所への入院からクに改めるということであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日以降の医療行為に係る医療費の給付から適用するものであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第240号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第241号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第241号 鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第241号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第241号 鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町が施工した工業団地に工場等を建設する企業に対し交付しております増設等の操業奨励金を、町内企業の統一性、それから公平性を図るため、交付額を引き下げ、既存企業の増改築にも適用いたしたく改正するものであります。

内容につきましては20ページにより説明いたします。

鏡石町企業誘致条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「増設」を「増改築」に改め、第3号を削り、第4号を第5号とし、第2号の次に次の2行を加えまして、用語の定義を定めるものであります。

第3号、増改築につきましては、現に町内に工場等を有する事業者が、事業拡大等のために、既存工場に隣接または接続して工場等を増改築することをいうものであります。

第4号、指定地域。 の工場等の新設につきましては、町の区域内のうち町施工の工業団地等として開発された地域とするものであります。 、工場等の増改築につきましては、都市計画法に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域並びに工場立地法の規定により工場適地とされた区域、その他工場適地として町長が認めた地区とするもので、既存企業にも適用するものであります。

別表第2中操業奨励金の項を次のように改める。これにつきましては、増改築の欄を新たにつけ加えるものでございます。交付要件につきましては、新設と同様でございます。奨励金の額及び限度額でございますが、操業開始年度の翌年度から3年間、固定資産税納付額に対し次のように交付する。初年度100分の35、2年度100分の25、3年度100分の15ということで、新設の2分の1に減額するものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、改正前の条例の規定に基づいて交付されている奨励金並びに指定地域において平成19年12月31日までに投下された新たな固定資本総額に対する奨励金については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、ご説明申し上げました。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寅三郎君。

〔13番 円谷寅三郎君 登壇〕

13番（円谷寅三郎君） ただいま提案されております241号について若干お尋ねしたいんですが、交付要件の中に、増改築、同上ということでありますけれども、これは、増改築後に新たに5名以上の雇用がいるというふうに理解してよろしいのかどうか、お尋ねいたします。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 13番議員の質問にお答えいたします。

ただいまの増改築につきましては、操業開始に伴い5名以上の雇用者がいることということでございまして、質問のとおりでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 討論を省略し、採決に入ります。

議案第241号 鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いた

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第242号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第9、議案第242号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定  
についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第242号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第242号 鏡石町税条例の  
一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで吏員その他の職員等の区分等の  
吏員制度が廃止され、4月1日から職員に一本化されたことによる関係規定を改正するもの  
であります。

22ページをお願いします。

第2条第1項中、2条は用語の規定と、1項が徴税吏員であります。これは、先ほどの事  
務吏員の廃止による改正であります。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上、説明いたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第242号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第243号～議案第248号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第10、議案第243号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15、議案第248号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第243号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第248号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま一括上程されました議案第243号から議案第248号までの6議案について、提案理由を説明いたします。各条例の共通改正理由につきましては、自治法の一部改正に伴い今年4月1日から助役・収入役制度が改正、廃止されたことにより、関係規定を改正するものであります。

それでは、議案第243号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

24ページをお願いします。

第3条は、特別功労賞の規定でございます。4号中の「助役・収入役」を「副町長」に改めるという内容であります。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

次に、議案第244号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

26ページをお願いします。

第2条中の規定は所掌事項であります。これも同じ内容であります。附則も前条と同じです。

次、議案第245号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

28ページをお願いします。

1項中、1項の規定は目的でございます、これは特別職の職員という中でありまして、(2)(3)(4)に改めるものでございます。附則については前条と同じでございます。

議案第246号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

30ページ、5条中重複給与の禁止の規定でございます。これも同じ改正内容で、附則も前条と同じでございます。

議案第247号 鏡石町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

32ページ、第1項中、これは定義の規定でありまして、改正内容は同じ、附則も前条と同じでございます。

次、議案第248号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

34ページ、2条の規定は定義でございます。2項中は特別職ということで同じでございます。第5条は不当要求行為等対策委員会の規定でございます。2項中は構成委員の規定でございます。内容も同じでございます。附則も前条と同じでございます。

以上、一括上程されました議案第243号から議案第248号までの6議案について説明いたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長(菊地栄助君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより6件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに6件の一括採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

討論を省略し、6件の一括採決に入ります。

議案第243号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第248号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を一括採決



いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第249号～議案第252号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第16、議案第249号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更についてから日程第19、議案第252号 公立岩瀬病院組合規約の変更についてまでの4件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第249号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更についてから議案第252号 公立岩瀬病院組合規約の変更についてまでの4件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま一括上程されました議案第249号から議案第252号までの4議案について、提案理由の説明をいたします。

一部組合の規約改正の共通事項は、地方自治法の一部改正により今年4月から助役・収入役制度が改正、廃止されたことにより、関係規定の改正を行うものであります。

それでは、議案第249号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について説明いたします。

中ほどの第5条2項中、これにつきましては組合議員の構成でございます。よって助役を副市長と改めるという内容でございます。6条については議員の定数の規定でございます。これも同じく副市長に改めるものであります。第8条中については、議員の異動通知であります。条文の整理でございます。

第12条を次のように改める、これは会計管理者の件でございます。なお、これにつきましては、地方自治法の改正の中で、出納長及び収入役を廃止し、一般の職員のうちから会計管理者を置くという内容でございます。その下につきましては、13条については、職員については吏員制度の廃止に伴うものでございます。

附則、この規約は平成19年4月1日から施行すると。ただし12条の改正規定は、同日から平成22年4月1日までの範囲内における、規則で定める日から施行する。これについては、

この一部組合につきましては郡山市の収入役が充て職となっているため、在任規定を定めたため、その在任期間内に規則を改正するという内容でございます。

次、36ページ、議案第250号 須賀川地方広域消防組合理約の変更でございます。

この中ほどに、第5条第2項については、議員の定数を定めたものでございまして、これも副市町村長と改める内容です。10条については執行機関の任期、それと11条が執行機関の組織、12条が機関でございます。そして16条からは条文整理と、あと会計管理者の規定が同じでございます。

附則、この規約は福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の須賀川地方広域消防組合の規定は平成19年4月1日から適用するということであります。

議案第251号 須賀川地方保健環境組合理約の改正については、第12条の1項、会計管理者を定めた改正でございます。13条につきましては、組合員の職員の、これについては事務吏員の廃止に伴うものでございます。

別表第2備考でございますが、この内容については分賦率でありまして、人口割、実績割の適用月日の変更でございます。

附則、施行期日、1、この規約は福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の須賀川地方保健環境組合の規定は平成19年4月1日から適用するということです。

経過措置につきましては、この規約による第2項については、平成20年以降の分賦率について適用し、平成19年度分についてはなお従前の例によるという内容でございます。

次、議案第252号 公立岩瀬病院組合理約の変更について申し上げます。

11条の副管理者及び収入役の規定でございます。これも条文整理が続いております。12条は会計管理者の関係でございます。以上、同じ内容となっております。

附則、この規約は福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の公立岩瀬病院組合理約の規定は平成19年4月1日から適用すると。

以上、一括上程されました議案第249号から議案第252号までの4議案について説明いたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより4件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに4件の一括採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、4件の一括採決に入ります。

議案第249号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更についてから議案第252号 公立岩瀬病院組合規約の変更についてまでの4件を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第253号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第20、議案第253号 県中地域水道用水供給企業団規約の変更についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いただきます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第253号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第253号 県中地域水道用水供給企業団規約の変更について、提案理由を説明いたします。

企業団議員の定数及び選出区分の改正と、地方自治法の改正に伴う吏員制度の廃止による関係規定を改正するものでございます。

第5条第1項中、これは議員定数15人を14人に改めるという内容でございます。なお、須賀川市を2人に改めるという内容でございます。9条、10条については、吏員制度の廃止によるものでございます。

附則、この規約は福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の県中地域水道用水供給企業団規約の規定は平成19年4月1日から適用する。ただし、第5条の改正規定の議員定数及び選出区分については、同月4月29日まで、なお従前の例によるというふうになっております。

以上、説明しました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 水企業団の規約の一部改正についてお伺いします。

5条中第1項、15人を14人に改めるということで、須賀川市が2人になるということは、どんな理由でこれは2人になるのか伺っておきます。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 6番議員の質問にお答えします。

15人から14人、須賀川市は定数が減るということでございますが、須賀川市の市町村合併により議員定数の変更がございます。定数減となりますので、その構成割でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第253号 県中地域水道用水供給企業団規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第254号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第21、議案第254号 土地の取得についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第254号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） ただいま上程されました議案第254号 土地の取得について、

提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本案は、鏡石駅東第1土地区画整理事業を施行するに当たり、宅地化の促進方策の一つといたしまして、魅力的な住宅を先行的に完成することにより、宅地需要者の目を引くような町並みの構成などを目的に、平成11年度において、福島県住宅供給公社に対しまして当事業への参画をお願いしたところでございますが、公社が事業用地として先行取得した用地について、公社との事業参画時の条件及び協定書等の関係から、今回町が買い取るものでございます。

内容につきましては40ページによりご説明をいたします。

1、取得の年月日、平成19年3月19日。

2、取得物件、41ページの別表1のとおり。土地の所在地が羽鳥61番1から旭町200番までの合計29筆、合計面積が3万1,947平方メートル。取得方法は随意契約でございます。

3、取得の金額及び利息、取得金額、9,264万6,300円。利息の金額、742万1,515円。取得金の合計額が1億6万7,815円。

4、支払いの方法、年2%の利息で、別表2によりまして平成19年度から平成25年度までの年賦償還、42ページのとおりでございます。

5、取得の相手方、福島市中町8番2号、福島県住宅供給公社、理事長鈴木孝雄でございます。

なお、本年2月1日付をもちまして、土地譲渡の仮契約を取り交わしたところでございます。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 議案第254号について質問をしております。

ただいま担当課長より、40ページの議案について説明がなされたわけでありまして。この土地取得、県の住宅供給公社より駅東に対しての、羽鳥、そして東町、旭町とあって、3万1,947平方メートル、こうなるんですね。それに対するところの、ただいま説明があったように、取得金額においては1億6万7,815円と、年2%の利息をもって購入する、そういう

金額によって購入されるわけでありませう。

だから、こうした問題、駅東、非常におくれをとっている。それは財政の問題からと、そのように今日までたどっているわけございまして、それに伴って、今回新たに3万1,000平米という面積を購入するわけございまして、この点について、取得後の事業計画等の進め方ということで、今まで説明なさってきまして換地問題、あるいはそういう都市計画の見直しの問題等が、それが一番大きな問題になろうと思っております。それに対して、今後この事業を進めるに当たっては、地権者の皆さんの同意というもの、これがなくてはならない問題になろうと思っております。

この件についての進め方について質問したいと思っております。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 14番議員のご質問にお答えを申し上げます。

今後の進め方というお尋ねでございますが、現在、仮換地の設計の見直しを進めているところでございまして、今後、仮換地がまとまり次第、地権者の皆様方にお示しをいたしまして、仮換地の指定に向けた準備をしていくということになります。

その仮換地指定が確定されれば、今度は事業に向けた詳細設計等を行いまして、工事に入っていきたいというような計画になりますので、今後は一日も早い仮換地指定ができるような事務手続を進めてまいるということでございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいま議案第254号で、公社からの土地の取得ということで提案があったところでございます。過日の全員協議会でも、これらについては説明をいただいていたところでございます。内容等については、契約内容、それから置かれている環境、これらにつきまして、やむを得ない状況なのかなというふうにも解釈しております。

しかし、本案は、土地の取得というふうな、ただこの提案された内容だけでなく、駅東第1土地開発ということで、大変我が町の重要な案件でございます。とっくに工事に着手し、本来であれば、住宅地が販売され、早いところではもう建築もできている当初計画でございました。しかし、財政上の理由から、今日まで、残念ながら公共用地の取得というふうなことだけで、その計画が大幅におくれ、かつ内容等についても変更されているところでございます。

しかし、私どもの方にご説明をいただいたこの工事計画等につきますと、5工区に分けて

工事をするということを伺っております。現在、当初計画が、67億円の計画が、36億円の大幅な縮小になっているところでございますが、しかし、金額のほぼ大まかなトータルの数字と、あるいは工事区分を5つに分けるというふうな説明と、それから、ただいま課長の方からお話がありました仮換地に向けての現在の進行状況と、その程度の内容でありまして、実際問題、5工区に分けて進行するに当たっては、今後何年間くらいの1工区の計画、それを考えられておるのか。

あるいはこれだけの、56町歩の面積を完全に工事完成させるとなると、かなりの長期的な計画を持っていかないと、私は、我が町に対しては大変なことになってくるだろうというふうに心配しているところでございます。特に境の問題もありまして、今、住宅地がかなり販売が苦慮しております。その中で新しいスタートでございますから、この36億円の工事費を着工した場合に、当然のことながら、町財政だけでは足りません。補助金もありますが、起債もかなりの額になるというふうに思われます。

そうしたときに、この工事完了させて、そしてなおかつ販売していくというふうなことを考えると、ここ5年、10年で終わるようなことではないというふうにも思います。そのときに、この新たな土地を、またここへ来まして町所有の8万平米のところプラス3万1,000平米ということになりますと、かなりの公共用地だけの取得ということになります。

何かこういう、これからの工事がこうなっていくんだというふうな年次別の計画、もしくは第1工区、第2工区とかいうふうに振り分けた工区ごとの計画、それから、それに伴う年次ごとの財源の確保、そのようなものももっと見えてこない、ただ単に取得というだけでは済まない駅東開発だろうというふうに私は危惧しております。

特に、今までいただいた資料をまとめてみますと、公共用地として確保したところも大変、これは先日いただいた資料でございますが、わかりますように分散しております。これらを工区ごとにやるということは、どんなふうにして今度は整理していくのか。あるいは11町歩を超える公共用地の運用の方法等も、もう少し説明いただかないと、だんだんと外堀を埋めて、土地は買いました、あるいは工事をやるような計画でありますといっても、先の見えない中での簡単な議決はいかななものかということで、もう少しこれらについての説明を求めます。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

駅東の事業内容について、工区ごとの事業年数、それから今後の全体的な年度別の計画ということでございますが、1工区の事業年数につきましては、これは早いことにこしたこと

はございませんけれども、今後、財政との方の関係もございまして、全体的な事業費を見直したということもございますので、今後、財政当局と協議をしながら進めていく必要があるということで考えておりますけれども、事業担当課といたしましては、3年から5年ぐらいで実施していきたいというふうに考えております。

それから、年次別の計画でございますが、やはり今後この事業を進めていく上では、町の財政との内容といいますか、そういったものが大きなウエートを占めてくるということでございます。やはり条件のいいところ、例えば既存の住宅地に近いような場所から工事に着工していきたいということで、現在は考えているところでございますが、やはり工区ごとの区割りをしたということでございますので、今後、一つの工区が終われば次の工区に、どのように入っていくのかという内容について、その時点で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

確かに、既に町で買収した用地がございます。そのほか今回の買収ということになるわけでございますが、今までご説明を申し上げてまいりましたとおり、換地等につきましても、現地換地を基本ということで現在進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第254号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休議します。

休議 午前 11時 16分

開議 午前 11時 16分



#### 発言訂正について

議長（菊地栄助君） 先ほどお話ししましたとおり、6番議員の質問に対して、執行の修正をしたいということですので、これを許可します。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 先ほど、議案第253号 県中地域水道用水供給企業団の規約変更の中で、6番議員の質問がありました。第5条の議員定数の1名減の改めにつきましては、私が市町村合併の議員定数の減ということを申しましたが、説明の誤りであります。よって、この減につきましては、水道利用水量、須賀川市の利用水量の減に伴う定数の減となりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

#### 議案第255号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第22、議案第255号 財産の処分についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第255号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第255号 財産の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては43ページにより説明いたします。

記の下の欄でございます。土地の所在地、諏訪町275番7の一部。地目、雑種地。面積、188.72平米。売却方法、随意契約。売却予定価格、158万5,248円、これにつきましては平米当たり8,400円でございます。売却先、仙台市青葉区本町一丁目7番1号、東北電力株式会社、取締役社長高橋宏明。これにつきましては、東部工業団地内の東レフィルム加工株式会社福島工場の増築等に伴い、設備を増設するため、特別高圧送電線の新設が必要となります。その用地としまして、東部工業団地内の町有地を売却するものであります。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第255号 財産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第256号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第23、議案第256号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第256号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 大河原直博君 登壇〕

助役（大河原直博君） ただいま上程されました議案第256号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、町税、普通交付税の確定に伴う基金繰入金の減額とあわせ、各種事務事業の確定に伴う予算の整理が主な内容でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,785万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億6,659万5,000円とするものでございます。

第2条では、47ページの第2表、地方債補正のとおり、県営成田地区経営体育成基盤整備事業費と臨時財政対策債の限度額を変更し、第3条では第3表、繰越明許費のとおり、新たに民生費と土木費に2件の繰越明許費を定めるものでございます。

詳細につきましては、50ページ以降の事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

助役（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番、木原でございます。

ただいま上程されました件につきまして、76ページの教育費25万7,000円、今ちょっと、これは移動式バックネットというふうにお聞きしたんですけれども、これは撤去料とか、そしてまた、25万7,000円というふうな数字は、どのようなバックネットなんでしょうか、お尋ねします。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 8番議員のご質問にお答え申し上げます。

撤去費用等につきましては、75ページにあります、いわゆる第一小学校校庭の駐車場の舗装工事等と一体的に撤去工事を行う予定であります。ただいまの管理備品につきましては、いわゆる可動式のバックネットでありまして、移動ができるようなバックネットということで、備品として購入したいというふうを考えているところであります。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 木原でございます。再質問をお願いします。

その大体、大きさとか概要、そしてどういうふうなつくりだったのか、25万7,000円。

よろしくをお願いします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 8番議員の再質問にお答えします。

大きさですが、約、縦が3メートル、横が5メートル規模の、いわゆる可動式のバックネ

ットでありまして、キャスト等をつけた形を考えております。

議長（菊地栄助君） ほかに。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今回、69ページ、嘱託登記料ということで土木費の中に入っているわけですが、それでプラス、農業の方でも嘱託登記料が入っている。この嘱託登記料の、私の理解では年間契約で、この嘱託登記というのは支出していると思うんです。それで、今回これだけ新たに計上したという意味は、私の頭の中では、大体町としてこのぐらいの嘱託登記がありますよということで当初予算で組んで、その後はその範囲内でやるのが大体一般的じゃないのかなと思って、私は解釈しているものですから、この55万円と農業関係の嘱託登記はどうなのか、その辺伺っておきます。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

69ページの12節役務費の嘱託登記料の関係でございますが、この嘱託登記料につきましては、年度当初におきまして、嘱託登記団と年間契約で単価を設定しております。その単価設定に基づきまして、今回嘱託登記が必要になったということで、内容的には高久田・一貫線の附帯工事分の登記ということで、地権者が5名、それから筆数につきましては9筆ということで、今回嘱託登記を依頼するものでございます。

そのほか、成田の336号線の道路改良に伴いまして、これにつきましても、地権者の方2名ということで、筆数は3筆ということで、今回発注をしたいということで補正を計上いたしました。

先ほども申し上げましたとおり、筆数、それから件数等によって、年間で単価契約になっておりますので、それに基づいて今回補正をお願いしたということでございます。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） そうすると、当初の予定、予算よりも筆数がふえた、あるいは工事箇所がふえたという意味なんですか。その辺伺いしておきます。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 6番議員の再質問にお答えを申し上げます。

当初予算よりも予算が増加したのかということでございますが、確かに内容的には、当初予定になかった嘱託登記料ということで、今回補正をお願いするということでございますが、そのほかにも各予算科目ごとに嘱託登記料は計上されておりますけれども、たまたま今回この予算科目において、今回補正をお願いする事案が発生したということでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番ですが、ただいま説明いただきました一般会計補正予算で76ページです。10款教育費の中の施設管理費、大分こう三角があって、いろいろ努力をされているのかなと思うんですが、光熱水費の関係で、説明欄の光熱水費200万円の三角と。これは大変灯油が上がっていく、これはプールのやつですか。大分灯油が値上がりしているんですけども、なぜこれが減ったのかということと、あと委託料、町民プール関係委託料が三角の507万5,000円というのは、どのような契約で委託をしていたのか。そして、このような不用残といえますか、余ったのかということをお願いしたいと思います。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

光熱水費の減につきましては、ただいまご質問にありましたように、各施設の電気・水道等の経費が、ある面では、節減を図りながら有効に利用したということでのトータル的な金額になっております。灯油につきましては、科目が燃料費という項目でありますので、この項目ではございません。

また、委託料の減額であります。ご承知のように予算計上、いわゆる設計額を含めた中で当初予算見積り額を予算上に計上いたしました。その結果、入札を執行し、その結果、落札額として500万円ほど、当初予算額より減額の結果になったということでもあります。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 59ページの路線バスなんですけれども、こういうふうなものは当初予算で大体わかるのではないかと思うんですけれども、路線バスだから路線は減っていると思うんですけれども、何でこれほど増額になったのかの説明をお願いします。

議長（菊地栄助君） 説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員の質問にお答えします。

59ページの路線バスの増額につきましては、これは前々年度の実績を見て計上いたします。当初予算は1,962万円でしたが、やはり実績によって変わってきますので、その実績による増になったということでもあります。バス路線がいろいろな変動をいたしますので、多く乗れば減少するんですが、乗車率によって変更になると。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 70ページに災害復旧費がありますね。これが三角になっております。

この災害復旧というものは、非常に補助事業で、丸々これ、お金をいただけるといような形になるわけでございますけれども、災害復旧を行うに当たっては、査定官というものがその現場を、作業員の皆さん、あるいは建設課の皆さんがその場所場所において、79ページですよ、そういった形で、いろいろな下刈りをしたり、いろいろして、きれいにしておく。そこを今度は査定官が参って、そして査定官によって、ここの場所が災害の場所と、こう案内しますね。そうしますと、期待されている災害の場所が、ちょっとした、査定官によって、あと1メートルか2メートルくらい延長すれば、ある程度の、皆さんが利用するに当たって、いい場所まで進めるんですけれども、それをマイナスしてとめてしまうと。

一例を申し上げますと、今回のうちの方の約86メートル、そこでせきがあります。皆さん非常に利用するせきなんです。そこをせきまでやっていただければ、皆さん期待したように、非常に喜んでくれるんですけれども、せきの手前でぴたっととめてしまうという、そういうやり方をするとというのが災害のあり方であります。去年、おととしの場合もそうであります。

今回は、本当のこの、ジャカゴというやつでつくったやつと、それから、一つの水路が3トン半というやつを46本、やはり吸い上げている。そういうふうにして、せっかくのお金をかけているに当たっても、あと1メートル、2メートルくらい、やはり延長できないものかというのが地区民でございますから、今後査定官においての、その見方、やはり担当課は、この程度、あと1メートル、2メートル、どうしてもやはり延長することできないかという、そういう粘りのある指導はできないものかと、これをお伺いします。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 14番議員のご質問にお答えを申し上げます。

災害復旧に係る査定の関係でございますが、町としましては、査定時点におきまして、最大限の努力といたしますが、そういったものをもって、できる限り補助事業の中で対応していただきたいということで、現地確認調査の時点をお願いをしております。

しかし、査定官は査定官として、査定の基準等もございます。そういった関係から、なかなか厳しい面もございますけれども、今後そういった場合には、町の状況、そういったものをお願いしながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 担当課長、そういうふうに努力しているのはわかっておりますけれども、非常に査定官のあり方、あるいは担当課の方においても、やはり補助事業でやることにおいて、そして、私が見ますと、余分な事業にお金をかけているということは、どうしてこの事業がこのようにおこなわれているんだということ、今、水路を入れて、土側溝でありながら、ドジョウとかフナとか、あるいは蛍の卵がみんなすむようにつくるんだと、そういうやり方、あれだけの水路の水がストレートに流れてもいいと思う。それを、魚の産む場所をつくるんだと、それから蛍の卵を産むところの場所をつくるんだと、こうしているんです。そういうのに余分な金をかけている。おかしいんじゃないかと。

やはり、蛍は確かに最近はいなくなっている。あるいはドジョウだとかフナ、やはりとって食べる人もいるけれども、それほど本気になって魚をとっている人もいない。よその方でもとれるところはいっぱいあります。ああいう大どころの、大もとの、やはり水路というものは、どんどん、そういう段差をつけないで、やはりストレートに流れるような、やはり水面をきちっと合わせて、そういう段差をつけないような工事を進めるべきじゃないかと。

余分なところに金はかけないと。余分なところに金をかけるなら、1本多く、3メートル50のやつを3トン半というものを1本多く据えつければ、立派なせきまで完成するわけですから。そういったことを、とにかく今後の災害等においては、いろいろそれはあろうと思いますが、そういう余分なところに金をかけないんだというような姿勢をお願いしたいと思います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 14番議員の再質問にお答えを申し上げます。

災害の工事に関する、工事の内容等についてのお尋ねでございますが、今回町では、現在4カ所の災害の工事を実施しておりますけれども、この工事の中にはそういった内容の工事は含まれておりませんので、ただ、今後そういった事案があれば、いろいろ検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

そういった事案につきましては、その時点で、構造物できちっと用排水路、そういったものが整備されますので、自然を残すというような形での補助事業ということで対応してきた経過があるというふうに考えておりますので、今後はそういう事例といえますか、国の方の査定官、あるいは補助事業の中でそういう指導があれば、その時点で検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第256号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第257号、議案第258号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第24、議案第257号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第25、議案第258号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）までの2件を一括議題といたしたいと思っております。



これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第257号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第258号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）までの2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第257号、第258号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました議案第257号及び議案第258号について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第257号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、退職被保険者医療給付費の増額見込みと、平成17年度療養給付費負担金が確定したために、その精算に伴うものでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,325万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億9,682万5,000円とするものであります。

詳細内容につきまして、84ページの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 続きまして、93ページ、平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、医療諸費の減額が見込まれることに伴いまして、国・県支払基金の概算払いが事業途中の減額交付率の規定により少なくなることから、事業費確定までの間のつなぎの医療費支払い資金として一般会計から繰り入れるもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,468万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億53万円とするものであります。

補正の内容につきまして、96ページ、事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、2会計につきまして一括ご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第257号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第258号 平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第259号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第26、議案第259号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第259号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第259号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費のこれまでの実績によりまして、歳出予算内での組み替えを行うものです。

詳細につきましては、次ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 以上、提案理由についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第259号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第260号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第27、議案第260号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第260号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第260号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、歳入歳出それぞれ1億566万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,119万4,000円とするものであります。

このたびの補正につきましては、土地開発公社から鏡石駅東土地区画整理事業内の先行取得用地の借入金の繰上償還を行うものであります。

108ページの事項別明細書により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 以上、説明いたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第260号 平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第261号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第28、議案第261号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第261号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第261号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,892万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,932万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、114ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長（小林政次君） 以上、ご説明申し上げました。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第261号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第262号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第29、議案第262号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第262号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） ただいま上程されました議案第262号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、117ページの第1表債務負担行為補正のとおり、新たに鏡石駅東第1土地区画整理事業用地取得事業を追加するものでございます。

本案につきましては、先ほど議案第254号で議決をいただきました福島県住宅供給公社用

地取得に伴いまして、本年度契約のため、平成18年度から平成25年度までの期間で1億6万8,000円の債務負担行為補正をするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第262号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第263号、議案第264号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第30、議案第263号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第31、議案第264号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの2件を一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第263号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第264号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第263号、第264号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） ただいま一括上程されました議案第263号並びに議案第264号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第263号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ304万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,679万5,000円とするものでございまして、内容といたしましては、年度末に向けた予算の調整が主なものでございます。また、第2条地方債の補正につきましては、120ページの第2表、地方債の補正のとおり、特別措置債といたしまして1,650万円を追加するものでございます。

補正の内容につきましては、124ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 続きまして、131ページ、議案第264号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,442万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、134ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 以上、一括上程されました議案第263号並びに議案第264号につきましてご説明申し上げました。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第263号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の

件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第264号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第265号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第32、議案第265号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第265号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第265号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,355万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、140ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

教育課長（今泉保行君） 以上、ご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。



討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第265号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第266号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第33、議案第266号 平成18年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第266号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） ただいま上程されました議案第266号 平成18年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成18年度上水道事業の決算に向けての予算整理が主な内容でございます。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、既決予定額の総額から収入支出それぞれ355万円を増額し、収入支出の総額をそれぞれ2億3,096万1,000円とするものでございます。

また、第3条資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金6,725万6,000円を6,845万6,000円に改めまして、資本的収入の既決予定額から120万円を減額し、資本的収入の総額を3,825万円とするものでございます。

さらに、第4条におきましては、起債の限度額2,920万円を2,800万円に改めるものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第266号 平成18年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 休会について

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議事の都合により3月7日から3月14日まで8日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から3月14日まで8日間、休会することに決しました。

#### 散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時46分

## 平成19年第16回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成19年3月15日(木)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 平成19年度鏡石町各会計予算審査について  
    予算審査特別委員長報告  
日程第 3 請願・陳情について  
    各常任委員長報告  
日程第 4 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

- 追加日程第5 意見書案第54号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書(案)  
追加日程第6 意見書案第55号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書(案)  
追加日程第7 意見書案第56号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

### 出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	大河原 直 博 君
総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君	税務町民課 参事兼課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君	産 業 課 長	小 林 政 次 君
都市建設課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	黒 津 政 美 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	今 泉 保 行 君
収入役者長 職務代理室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 祐 君
選挙管理 委員会委員長	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大河原 久美子
-------------	-------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（菊地栄助君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

柳 沼 俊 行 君

議長（菊地栄助君） 初めに、6番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） おはようございます。

きょうは、質問に立つ前に、森尾議員から大きな声で聞こえるようにしゃべってくれと、要点は書いてありますので、後で議事録を見て内容がわからない場合にはその議事録から察してください。

私たち今議会は、最後の議会となります。そんな観点から総合計画をもとにした、あるいはその中から質問をさせていただきたいと思っております。

選挙も近いので時間的に余りかけるのもいかなものかと思っております。数字上のことは求めませんので、総合計画の方向性というのですか、そういうことを念頭に置きながらご答弁いただければと思います。

この4年間、光陰矢のごとし、行雲流水ということわざにありますように、私自身まさにこの2つの言葉に凝縮したような4年間の流れでありました。一陽来復、冬来たりなば春遠からじ、4年前、高校、大学生、一般の方々とも就職難と、厳しい経済状況でありました。今春は打ってかえたように、卒業生は過去にないほどの好就職率であるという報道がなされました。これは大変家族にとってもありがたい話かなと思っております。

そして、近年のこの07年問題、きょう、議会の会議室に2名の方が退職されるということで後にあいさつがあるようであります。本当に長年のご労苦に対して心より感謝申し上げます。今後とも町民の福祉の向上にご支援、ご指導、ご協力いただければと思っております。

過日、景気回復があると、あるいはいい方向に向かっているということで日銀の発表がございました。しかし、地方経済を見ると、景気で回復しているとはとても感じられません。地方自治体は12年4月の地方分権一括法の施行以来、苦渋と苦難の道のりが続いております。地方経済と自治体には、いつ春が来るのでしょうか。

先ほど述べました日銀の利上げについて、今後とも極めて低い水準を維持しながら経済状態に応じゆっくり小幅な利上げを行うという記事を見ました。利上げについては地方の中の中小企業にとって多大な影響が出てくる政策であり、自治体に何らかのはね返りがあるのではないかと考えております。

2月24日、本県など公務員退職金は、団塊の世代の大量退職が見込まれ、その退職金支給額が心配であるとの記事を見ました。内容は本県70億円の不足、昨年より45億円ふえているようであります。退職者数739人、手当総額228億円との見込み、そして22年ごろまでの状況は続くようであります。

2月22日付では大変明るい話題が載っておりました。少子化と言われてきましたが、2006年に誕生した子供は6年ぶりの上昇、1.3%、前年よりも3万2,000人全国でふえ、トータル112万2,278人の子供たちが生まれたようであります。その中でも自然増が2万6,885人であったとの報道であります。しかし、その後の論説で、人口減少は今後も続くと書いてありました。我が町はどうなっているか、多分同様であると私は察する次第であります。

では、この4年間の私にとって最後の質問をさせていただきます。

執行者の答弁次第では、統一地方選による私の結果に影響があるのではないかとしますので、質問の内容は十分に伝わらない部分も多々あるかと思っております。寛大なご配慮をいただき、答弁していただければと思っております。

国道4号線拡幅実施に伴う、町道北原・不時沼線の実施計画状況をお聞かせ願えればと思っております。これは、野崎医院前の先線の部分であります。また、五斗蒔交差点の地区要望、町はこの両交差点の地区計画をお示しいただければと思っております。

2) 都市計画決定された、鏡田、高久田地区計画の進行状況をお聞かせいただきたい。

3) 駅東土地区画整理事業の用途変更を検討されているようですので、その現状、あるいは今後の計画をお聞かせいただければと思っております。

産業の振興についてであります。

農業に対する町の計画について、町の産業である農業は農産物を生産するだけでなく、この地域に住む方々の生活の基盤であり、水源の涵養、自然環境の保全、文化の伝承などさまざまな役割を担っていると思っております。この地域の方々に多くの恵みを与える産業であるといっても過言ではないと思っております。

しかし、経済社会の国際化の多様化の中で、農業は厳しい状況に置かれていることはご承

知のことと存じます。町民みんなの貴重な財産である地域環境は、農家だけが守るだけではなく、消費者、事業者、町民多くの方々に理解を求めるのも必要なときであると感じます。町農業の振興と農業経営の安定は町にとって潤いと活力を与えます。

そのような観点から、町食料・農業・農村基本計画を踏まえ、町農業計画を聞かせていただきたいと思います。

2) 国の農業政策の変化により、地域農業を支えてきた、農事生産支部の弱体化が現状にあります。農事生産支部に対して、町の方針を聞かせていただけるとと思います。

3 番の教育行政について。

国が打ち出した合併特例法により、県内でも90の市町村が16年11月1日、会津若松市と北会津村の合併を皮切りに、16年4月1日現在10市52町28村、そして本年1月1日現在、13市32町15村が誕生しております。誕生しているというか合併で市町村数が減っております。本年1月1日現在、13市32町15村、60市町村になっております。

当然教育委員会も90から60になりました。減った分、各教育委員会の予算と組織力は増したというか、増強されたように私は感じます。それらは教育の現場に反映されるのではないかと思います。そのような視点から、我が町教育委員会の組織の広域化、それらを調査研究し、進むべき姿を考える時期ではないでしょうか。

広域化は組織の効率化、組織の強化、財政の効率化により、学校教育等への財源の投資がかない、教育力の向上を図ることになるのではないかと思います。また、広域になればどのようなデメリットがあるか、見えないところがありますが、教育基本法の改正と中教審の答申から判断していただき、いかような考えをお持ちか伺っておきます。

その中で、教育に力を注ぐ町づくりをスローガンとして掲げることはできないか。と申しますのは、予算説明資料を毎年見ておりますと、各課とも多くの教育事業があり、子供たちばかりではなく、広く町民に対しても行われております。間接的な表現というとらえ方から申しますと、第4次総合計画1万5,000人を掲げております。

しかし、前第3次では2万人の構想があり、駅東第1、南部第1工業団地、都市計画道路の決定による北原・不時沼線の開通、民間であるが境土地区画整理事業の完成等により、重要な課題があり、今出ダムへの参加、第4次上水道拡張事業、スポーツ文化事業の施設整備等を行い、2万人を目指してまいりました。

社会現象の変化、少子高齢化、国の三位一体の改革、交付税の削減により2万人構想は厳しいとの判断があり、第4次では1万5,000人の目標を掲げました。しかし、町のインフラ整備は2万人構想の整備であると私は思っております。要は、コストの高い町づくりになってしまっている。これは不正解とは言えません。しかし、コストを下げる努力が必要であります。人口をふやすことが少子高齢化の中で大変厳しいことは十分に知っております。その

ような時だからこそ、いかに人を呼ぶことができるか、みんなで考えていく時だと思います。住みよい町づくりに1つの政策として、教育力の向上を目指す町、そんな町づくりのスローガンを掲げることも必要ではないかと思っております。

他町村を見ますと、同じような横並びの事業が多いかと思う部分もありますが、教育事業の取り組みについて、我が町は自信を持ってよいのではないかと思っております。それらを外部にいかにかPRできるか。市町村に格差が出ている時代であります。そしてまた実際に出しております。人材育成、教育なくして町づくりはできません。

そのような観点からそのようなスローガンを掲げる考えはあるかどうか、伺っておきます。

2)の退職手当引当金の積立総額は幾らか。今後5年間で支給見込額は幾らか伺っておきます。

3)第4次総合計画について。第4次総合計画が14年に決定し、発表されました。そして、この内容については町民ひとしく承知のことと思います。その中で10年間の歩む方向が示され、本年本議会の前に全協において、今後5年間中間見直しの時期であるということで議会に示されました。一部修正があり、今後の町の進む方向性が述べてあります。

この第4次総合計画は、13年に町づくり21委員会が設置され、13年2月8日の第1回委員会から十数回に及ぶ討議、協議を21名の委員により行われたことは承知のことと思います。

時間の関係で内容は省略いたしますが、このときの委員の方々の町に対する思い、ご労苦に対し敬意を表した思いがあります。委員の方々の理想、夢、町への思い入れをまとめた内容であり、その思いが反映された第4次総合計画であったと私は解釈しております。

一方、町第2次行政改革大綱18年から5年間、集中改革プラン第1次をもとに作成されました。実施計画管理表も作成され、計画大綱を行政改革推進本部において管理し、評価もなされ、その評価は大なるものがあると思います。

しかし、計画に町民の声を反映しました。計画に沿って進行、管理結果を議会に報告し、広報に知らしめた程度でよいのか、また、結果、進行状況は内部だけの評価でよいのか、私は疑問です。計画変更のとき、町民参加、提案を受け入れ、十分であるとの考えか、計画のとき町民の考えをガス抜き程度の町民参加の計画づくりだけではなく、状況も報告すべきではあり、評価のあり方も検討していただきたい。自分でテストをし、試験をし、自分が点数をつけ、評価しているようにしか見えません。

一般的常識を考えるならば、真の評価は第三者が評価して初めて町民が納得するのではないのでしょうか。住民自治基本条例、住民参加の町づくり条例、パブリックコメント条例、我が町でもありますが、情報公開条例等、町民の中に出向くといいですか、公開する町づくりが進行しております。

作成するときは住民参加を求め、公開するときはその結果が住民に伝わらない、そういう



点を感じますので、今後、第三者評価委員会等の外部委員会を設置する考えはあるかどうか伺って、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 6番、柳沼俊行議員の質問にお答えいたします。

2番の産業振興計画についての1)新たな食料・農業・農村基本計画についてのお尋ねについてご答弁申し上げます。

新たな食料・農業・農村基本計画が平成17年3月に閣議決定され、この計画を受けて同年10月に経営所得安定対策等大綱が示されたところであります。大綱には、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策という一連の政策改革が基本的骨格として示されております。

1つの品目横断的経営安定対策につきましては、これまでの全農家対象で品目ごとの価格へ着目していた対策から、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換するという制度であることから、町としましても、担い手の育成確保として認定農業者、集落営農組織の育成、担い手の農地の集積等を推進していきたいと考えております。

また2つ目の、米政策改革推進対策につきましては、平成22年度における米づくりの本来のあるべき姿の実現を目標とした米政策改革大綱の趣旨に沿って、産地づくり対策、品目横断的経営安定対策との整合性を図りながら、今年4月には、管内5つの地域水田農業推進協議会を統合し、新たな水田農業ビジョンの実現へ向け、広域的、総合的なPRをしてまいりたいと思います。

さらに、19年産米から、JA等の生産調整方針作成者が、農業者に対し生産数量目標を配分するという農業者団体が主体的になり、需給調整を行うシステムへ移行されることから、農業者と農業者団体がみずからの販売戦略に即し、米生産販売が行える体制づくりの推進を支援していきたいと考えております。

3つ目の農地・水・環境保全向上対策につきましては、農業の基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るため、農業者と非農業者の参加した地域の活動組織を新たにつくり、共同活動を行うことが必要であることから、取り組み可能な地域について現在計画をしておるところであります。

以上で、私からの答弁といたしますが、ほかの質問については担当課長等からお答えいたします。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3の教育、行財政についての1番の教育委員会の広域化についての質問でございますが、安倍内閣に設置された教育再生会議は、1月24日、第1報告を安倍首相に提出し、7つの提言と4つの緊急対応が報告されております。

その中で、小規模市町村の教育委員会に対しては、広域的に事務を処理できるよう教育委員会の統廃合を進めるとあります。人口5万人以下の小規模市町村には、原則として教育委員会の共同設置を求めるものとし、広域的に事務を処理できるよう教育委員会の統廃合を進めるという内容になっております。

安倍首相は、今国会において教育関連3法案改正を目指し、文部科学大臣に指示されました。文部科学大臣は、大臣の諮問機関であります中央教育審議会にこれを諮問し、3月10日に答申がありました。この中でも、市町村は教育委員会の共同設置、広域連合、事務組合などにより広域で教育行政事務を処理する体制の整備、確立に努めるものとする事と、地方教育行政法の改正を答申しました。教育委員会の共同設置などによる体制の整備、確立につきましては、今後の法改正及び国・県の動向を見据えながら対応することとなります。

これまでも広域連携ではさまざまな分野で市町村の枠を超えた事務事業が展開されてきております。県中ブロックや岩瀬地区での教職員の授業研究、障害児童・生徒の就学や学校結核対策に関する事務、教科書採択に関する事務、共通帳票の共同印刷などがあります。教育委員会の広域化の調査研究についてでございますが、事務や事業の連携につきましては、現行の連携事業の充実を図るとともに、引き続き効率的な運営を目指し、研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、教育に力を注ぐ町づくりのスローガンについてでございますが、昨年12月15日に教育基本法が改正され、その条文に今回新たに教育振興基本計画の策定が新設されました。国においては現在教育振興基本計画の策定作業に入り、これからの教育の目標や教育改革の基本的方向が示されることとなります。

また、新教育基本法では、この教育振興基本計画について国の基本計画を参考に、地方公共団体は独自の教育振興基本計画の策定を求めています。国の基本計画が明らかにされた時点で、我が町の特徴を生かした教育振興基本計画策定の作業に着手する予定であります。

教育委員会としては、毎年各事業部門ごとに重点目標を掲げております。例えば、学校教育では「自ら求め、自ら学ぶ、心豊かな町民の育成」を掲げて特色ある学校づくり等の具体的施策を展開しております。

町民の方々に理解を深めていただくとともに、町外に発信する町づくりをアピールするためにもスローガンは重要であると思われまますので、教育振興基本計画の中で検討してまいり

たいと思います。

私のご答弁は以上でございます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな1番の第4次総合計画の改定について、1)国道4号線拡幅実施に伴う、町道北原・不時沼線の実施計画状況と五斗蒔交差点の地区要望等についてのご質問でございますが、町道北原・不時沼線は、鏡石駅を起点といたしまして、終点の国道4号までの総延長約1,210メートルで都市計画決定されております。このうち、鏡石駅から町道笠石・鏡田線までは施工済みであり、これより先国道4号までの延長230メートルが未施工となっております。

現在国の直轄事業によりまして国道4号拡幅事業が進められておりますが、交差点の道路設計は町の都市計画に合わせて設計されております。町といたしましても、国道拡幅の事業スケジュールと町財政等を勘案いたしまして、第4次総合計画の中で道路築造についての調査検討を進めたいと考えております。

五斗蒔交差点につきましては、国道4号拡幅事業計画において交差点としては計画されておきませんが、北原・不時沼線と国道4号の交差点工事が竣工されるまでの暫定的な交差点として位置づけされております。このようなことから、現在国では五斗蒔交差点について拡幅後も交差点として通行できるよう改良設計作業を進めております。

次に、2)都市計画決定された、高久田、鏡田地区計画についてのお尋ねでございますが、都市計画における鏡田、高久田地区計画につきましては、地区の特性を活かした土地利用と良好な市街地形成を図ることを目的として平成6年に計画決定されたところであります。

地区計画の決定により約18.3ヘクタールが市街化調整区域から市街化区域に編入され、その中で3.9ヘクタールの住居地域と14.4ヘクタールの準工業地域の用途地域が設定されておきまして、それぞれ市街化促進のため有効な土地利用が図られるようになっております。

また、地区内には幹線道路、区画道路、そして公園などの施設整備も計画されておきますが、それらにつきましても、今後、国道4号拡幅事業の進捗状況と町財政等を勘案しながら第4次総合計画の中で調査検討してまいりたいと考えております。

3)の駅東土地地区画整理事業の用途変更についてのお尋ねでございますが、駅東土地地区画整理事業の用途変更につきましては、事業の推進と町産業の活性化のため、幅広い土地利用が図られることを基本方針として上部機関である県の関係部署と協議をしておりますが、現在設定されておきます用途が第1種低層住居専用地域を初めとする住居専用の用途が大半で

あり、商工業関係の事業所建築につきましては、その規模において厳しく制限される用途となっております。

現在県との協議では、町が望む多用途な土地利用について、ある特定の制限を設けた用途にすべきではないかとの指摘を受けており、この点についてさらに協議を深めていくこととなっております。

都市計画法はもとより、個別規制法としての性質があるため、この法体系の中で規制を緩和する内容の用途地域変更計画を進めることは容易ではない面が多々あります。

町といたしましては、今後も粘り強く県の関係部署と協議を進め、駅東土地区画整理事業の促進と将来の町づくりにとって有益となるような用途地域変更案に同意を得るべく努力してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 6番議員の質問にご答弁申し上げます。

2番の2）農事生産支部に対し、町の方針を聞かさせていただきたいとお尋ねでございますが、長い間稲作を中心としまして地域の特性を持ちながら農事生産支部の活動が行われてきた経緯がございますが、昨今の兼業農家の増加や後継者の減少等により、役員のなり手が少ないのが現状でございます。

また、航空防除や転作確認等がなくなり、今回米を新たな需給システムへ移行するなどの農政改革により農事生産支部としての活動が以前に比べ減ってきていることも確かでございます。

しかしながら、目まぐるしく変わる農業政策を地域の農業者全体で考えていくなど、地域農業を支えていく上で地域の話し合いの場や共同組織としての農事生産組織はますます重要になるものと考えております。

これからも新たな農業政策や町の施策等については農事生産支部長を通して各支部への周知及び取りまとめをお願いしたいと考えておりますので、農事生産支部のあり方等について地域の中で話し合い、よりよい方向性を見出させていただきますようお願いしたいと思います。

町としましても、どのような方策が必要か今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

6番議員の3の行財政についてのご質問にお答えいたします。

2)の退職手当金については、本町は福島県市町村総合事務組合において事務処理を行っており、負担金によって対応しておりますので、町には退職手当引当金はありません。

なお、退職負担金は定められた一定の負担率によって算出して納めております。退職者の人数によって変動するものではございません。なお、今年度はまだ確定しておりませんが、予算計上は9,100万円となっております。今後の5年間につきましては、平均9,000万円と見込み、5年間で4,500万円程度予想がされます。

次、3)の第4次総合計画については、内部で実施計画を毎年度作成し、内部評価し、進行管理に努めております。また、第2次行政改革大綱については、実施計画進行状況を町民の代表者で組織する鏡石町行政改革推進委員会に諮り、進行管理に努めております。

ご質問の外部評価委員会を設置し、事業成果の公表については外部評価のあり方、評価方法について研究、検討をさせていただきたいと思っております。

以上で答弁いたします。

議長(菊地栄助君) 6番、柳沼俊行君の再質問の発言を許します。

[6番 柳沼俊行君 登壇]

6番(柳沼俊行君) まず初めに、国道4号線の町道北原・不時沼線につく交差点、あと五斗蒔交差点、この点について私はこの両交差点、町にとっても必要で地区にとっても必要だという観点から、どちらかを立体的にしてもらって、交差点が直接では無理であるならば、信号がつくような交差点ではなく立体交差点にお願いするように、これから町として国の方に働きかけてもよいのではないかなど。

五斗蒔交差点がなくなれば地区の方々には主に農作業等については、4号線を横断してあの地区に行くような方が多いものですから、大変向こうも必要である。北原・不時沼線の交差点も町にとっては大事な交差点であるということを考えると、国の言う近距離での交差点が難しいのであるならば、どちらかをそういう改良の仕方をお願いするという要望をしてみてもどうかと思ったものですから、その点、できるかどうか伺っておきます。

それと、高久田、鏡田地区の地区計画、平成6年に計画されたということでもあります。私たちが入ったときには既に都市計画マスタープランの中に載っておりました。もう13年にもなくなるわけでありまして。やはり地区にとっては期待度の高い計画であったのではないかと。また、これらを地区計画決定、4号線が拡幅される前に地区計画決定が15年であったと思っております。そのときにこの計画状況を地区に説明した関係から期待して、また一部そこに投資した方もおります。このように計画に町民は左右されるわけでありまして、早急な事業進行を望むものであります。その点どうか。

駅東についてであります。この事業は、町にとって大変重要な事業であります。私は、この事業を進めることが今後の町づくりにとっては必要であると思っております。そんな観点

から、この町の命運がかかる駅東土地区画整理事業について、町長のお考えを伺っておきます。また、町長みずからプランがあればお聞かせ願えればと思っております。

19年度の予算を見ますと、仮換地計画の委託料が主でございます。そして今まで、多分今回で3回目の仮換地計画の変更ではないかと思っております。その中で、過日第4次総合計画説明のときに用途変更を考えているという話がありました。この用途計画変更の面積はどのくらい念頭に置いたか、その点お聞かせをいただきます。これは、先ほど都市建設課長が大変法的に無理な課題であるというような内容で答弁された関係上、法等は抜きにこんな規模があるという一面からお聞かせ願えればと。

多分この議会で駅東の予算は議決されると思います。そうすると、すぐこの事業に着手する、仮換地契約の計画の検討に入るのではないかと思う関係上から、それをする前に地権者と話し合い、用途地域の変更と事業進行に向けた体制づくりを図ることは考えられないか。

一部用途地域を考え、そしてそれが可能であるならば、公共用地の集積を目的に地権者に理解を求めてはどうでしょうか。公共用地と地権者の希望の方との交換を進め、そして公共用地を事業進行上最後になるような地域といいますか、そういうところに集積して、なるべく早く、やはり地権者のためにも事業を振興する関係上、駅に近い方を工区として指定し、そして進めると。公共用地が集積されれば、あとは、その部分を時間がかかっても何らかの方策をその時代に考えればいいのではないかなと思う関係上からそういうことを聞いておきます。

あと、もう一つ、全面用途の変更はどうでしょうか。この点も考えがあれば、また一部変更、全面変更、公共用地の集積が不可能な場合、この事業を進める上において税収を図るという目的で、今まで町は工業団地を造成して完売しましたので、その事業を先に進めながら住宅の供給、需要があれば駅東を工区ごとに進行させるという考えも一案としてあるのではないかなと思う関係上から、その点どういう考えを持っておられるかお聞かせ願います。

町の農業政策についてであります。

今答弁をお聞きしますと、一面はやはり国の指針に沿って計画を立てているということであると思います。確かにそのような計画の中身であります。また、事業も毎年度そのような観点から予算づけをしているというのは十分に承知しております。

しかし、先ほども申しましたが、農業の活力が見えるならば町の活力が見えるという一面から、農業政策というのは、先ほど町長が答弁しましたが、この管内5つの組織、それらを統合し、そしてこれからは農業者、農業団体がみずから生産調整なり、担い手育成、あるいは環境対策に臨むというような答弁でありました。それに頼ってはいは町の農業は衰退するばかりではないか。農業過疎というような形に、形は見えませんが、そのような状況、あるいは見えない中でもそれらが進行して初めて町でこれは独自に対策を講じなければならない

というような時期が来ないとも言えません。

そんな観点から、きめ細かな肉づけといえますか、計画をしていただきたい。農業の総生産額の目標の数値を定める。その目標値に対しての施策を考える。その課題も検討する。また、品目の推進目標値の設定、多彩な農業形態の取り組みの育成、新規作物の助成、あるいはパイオニア的農家の支援、意欲ある生産農家の育成のための長期研修制度、食育の推進と地産地消の推進、例えば地産地消でいうならば、鏡石町は1万2,700人、単純に計算しますと約300強の水田から上がった米が町で消費される量であります。そういうことを考えますと、地産地消も大事な一面もあるなど、政策的には。

また、首都圏、過日ある会合で、実は私、今横浜に支店を出しましたという話を聞きました。横浜が年間16万戸ふえているようであります。大体郡山と同じ人口がふえている計算になるとその方は申しておりました。であるから、ここには商売にならないから私は神奈川に息子をこちらから単身赴任させ、進出したんだという話を聞きました。やはり農産物は消費人口の多いところでの販売がいかにこれから有利に町として販売できるか。それは町の農業にとっての将来の命運だと思えます。

その中で、せっかく鏡石町にはいろいろな農産物、あるいは商品、あるいは工業製品、あるいは先ほども申した駅東第1土地区画整理事業、あるいは境団地の販売等いろいろな面で、向こうの多くの人口のいるところに行ってPRする時代に入るのはないかと、そんな一面から県にもアンテナショップはございます。しかし、町独自のアンテナショップといえますか、そういうのを作成するような計画も持ってもよいのではないかと考えております。

また、そのほかに町の住民に対してこの環境対策に協力していただくような施策というんですか、こういうのも当然その中に入れてもよいのではないかなと。そして総合的にそれら細かい点をやはり立案し、そしてその目標に向かって農家を、あるいは農業経営を底上げしていくというんですか、安定的にしなければ町づくりは偏った町づくりになる。あるいは地域崩壊の中での町づくりになるのではないかなと、そういうことは考えないかどうか伺っておきます。

教育についての中で、私は内容を聞くと、国がこうである、県がこうである、そしてそれが落ちてきてから町は考えますというような感じに今答弁の中では聞きました。やはり町が積極的に教育はどんどん進めるんだと、あるいはそのバックアップをする。

過日も雑談の中で話しましたが、育英資金がもう底をついております。今までの育英資金の貸し方では多分厳しい状況、一般会計からの投入になるのではないかなと。これらも含めて教育というのは、大変失礼な言葉かもしれませんが、個人個人を十分に評価しながら育英資金を貸し付ける。費用対効果ということも考えていただく。また一面では、それ以上に必要な方が借りられない状況であることも事実であります。

それは、家族のことを思い、あるいは自分の立場、そして現況を判断した場合には、やはりそれまでお世話になっていくべきではないとってみずから就職をし、その後学校に行っている方もございます。これからの教育委員会の育英資金についても、本人の意思を確認するような時代に入っているのではないかと。今までは必要であれば貸しましたが、これからは教育に熱心なといいますか、本人が希望する姿を教育委員会の方に、あるいはその審査の過程で出していただき、そして将来に結びつくような基金の運用の仕方も考えなくちゃならない、そういう一面からばかりではなく、一面では今度は町のPRという意味でどうするか。それで、教育というのは町づくりにとってはこうなんだから、皆さん、この町に寄ってきてくださいというような積極的なPRというんですか、そういうことをすることによってますます教育というのが充実し、町民が認めるならば恐らくいろいろなもろもろの課題が解決されるような時代ではないかなと思っている関係上から、再度教育のスローガンについて積極的に掲げる考えはないか。すべてが県・国の指導、あるいは方針をもとにして町はやっているという答弁であるような気が私はします。しかし、やはりこれからは各町村に格差が出る時代でございますので、みずから各課長さんは町長から任命され、立派な考えを持った方ばかりでございます。その方々が町民のためにどんな施策が必要か考える時代、課がまとまって横断的に町づくりをしていく時代ではないかなと思います。

そんな観点から2回目の質問をさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 6番、柳沼議員の再質問にお答えいたします。

駅東土地区画整理事業について、私に対するお尋ねについてご答弁を申し上げたいと思います。

議員も、この事業は町にとって必要だということで今お聞かせいただきました。何回もこの駅東については論議されてきているわけでございます。過般の予算審査特別委員会においても、種々多方面からのいろいろなご意見、あるいは考え方等々についてお聞かせいただき、また私どもからご答弁をしてきたところでございまして、あれから特別変わったということはないわけでございます。

しかしながら、ここでお答えを申し上げたいと思います。

この仮換地については、先ほどもお話がありましたように、従前は一括換地でこれを進めてまいりました。56ヘクタールを一括して仮換地をし、その事業を進めていこうと。しかし、それに基づいて、当初68億円事業費を算定いたしましたけれども、到底それでは事業が遂行できないということで見直しをしてきたわけでありまして。



その結果、5つの工区分けをしてこの事業を進めていってはどうかということを検討してまいりました。その結果、その工区分けに基づいてまずは仮換地を変更しないとこの事業の入り口にかからないということから、やむを得ず前の仮換地計画をもとに戻して、新たな仮換地を設定するという説明をしてきたところでございます。

したがって、まずこの事業を区画整理事業として推進する場合においては避けて通れないということをご理解いただきたいと、それが第1点であります。

それから、第2点につきましては、全部宅地で以前は計画しておりました。それがこういう時世で宅地がダブついてきていると、全部宅地としてはけるかという観点からも、また対応等の事業を考えていかなければならないという観点から、用途計画を変更して進めていきたいという考えをお示したところであります。

しかしながら、先ほど課長からも答弁いたしましたように、都市計画法は個別規制法という性格の法律でございまして、なかなか新たな計画を変更することは非常に困難が伴うわけであります。それについては県とも営々協議してきているわけですが、まず、先ほどお尋ねのように、全面変更というのは不可能だと私どもは受けとめております。

したがって、希望ではありますけれども、県道を境にして、せめて南側の工区については用途計画を変更したいという希望を県の方に話をしてきたところであります。それが先ほど課長から答弁を申し上げたところでございまして、この変更を認めていただけるか、いただけないか。決定権は私町長にあるわけですが、この同意が県の同意事項になっておりまして、同意を求めべく努力をしなければならないということは過般の特別委員会の中でも申し上げたとおりでございまして、今後このお尋ねの事業進行の体制づくりとあわせて用途変更については、引き続き議会の皆様方の協力をいただきながら働きかけ、変更をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 6番議員の再質問についてお答え申し上げます。

まず、教育振興基本計画の件でございますけれども、我が町独自の教育振興基本計画をつくらうということでございますけれども、国の方の情報というのは今のところ入っておりませんけれども、それはそれとして、19年度に入りましたら、我が町独自の教育振興基本計画について独自の路線でつくっていきなというふうに思いますけれども、ただ、国の方の指針は指針として多分19年度には入るんだろうと思いますけれども、それは参考にしながら、できれば5年ぐらいの計画の教育振興基本計画なるものを我が町独自のものとしてつくっていく準備は進めていきたいなというふうに思っております。その中で、長期計画、さらに、

しからは短期計画はどうするかということもあわせて検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、育英資金についてでございますけれども、本人の意思の確認ということでございますが、これは当然育英資金の貸し付けの申し込みを受け入れるときに、書面で本人の確認をしております。

ただ、ご存じのように、基金が非常に少ない状況になってございますので、いろいろな場を通じて基金の増を図るべくさまざまな努力は片一方でやっていきたいと思っておりますし、その中でできるだけ教育の機会均等を図れるようにする努力はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 6番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

大きな1番の1)五斗蒔交差点と北原・不時沼線交差点の立体交差ということのご要望ということでございますが、現在国土交通省で進めております国道4号線の鏡石拡幅事業につきましては、平成15年度に都市計画決定されまして、高久田境から久来石の交差点までということで、約4.5キロの都市計画決定をされまして、現在進めている事業につきましては、須賀川境から一小の交差点までを第1工区として現在事業に着手しているところでございます。

五斗蒔交差点の立体交差という内容についてでございますが、現在その事業を進める中で30人ほどの検討委員会を設置いたしまして、この中には地元の区長さん初め要職を持っておられる方、あるいは交通関係の要職にある方などが30人ほどいらっしゃるわけですが、そういった方々の意見を踏まえながら、検討会を3回ほど実施してまいりました。

その中で、交差点をどうして確保するかというようなことも検討しているのも事実でございます。先ほども申し上げましたとおり、現在あの交差点につきましては、都市計画道路北原・不時沼線ができるまでの暫定交差点ということで現在国の方と協議をしております、鏡田・仁井田線の交通量等の関係もございまして、現在のところでは立体交差ということは困難であるというふうに考えているところでございます。

それから、2)の鏡田、高久田地区の地区計画につきましては、平成15年度に国道4号線の計画決定に伴いまして最終決定を見たわけでございます。4号線を挟みまして東側、それから西側ということで地区計画が決定されております。面積は先ほど申し上げたとおりでございますが、この中にも15メートルの基幹道路、それから12メートル、それから6メートルといった区画道路等が配置されております。

本来であれば当然地区計画が決定されたのが平成6年でございますので、その後整備を進めてくればよかったわけですが、国道4号線の拡幅事業等の絡みもございまして、模様を見てきたというのが実態でございまして、ようやく国道4号線の事業化が進んできたということで、先ほども申し上げましたとおり、この進捗状況に合わせまして地区計画区域の中の事業を進めてまいりたいということで考えているところでございますが、何分財政が伴ってまいりますので、やはり財政状況を勘案しながら整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上が私からの答弁でございます。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 6番議員の再質問にご答弁申し上げます。

2番の産業の振興計画についてでございますが、今回の経営所得安定対策大綱の改正につきましては、米づくりの本来あるべき姿を目指すことを目的としておることでございます。

これにつきましては、効率的かつ安定的な形態が市場を通しまして需要動向を鋭敏に感じ取り、売れる米づくりを行うことを基本としまして、多様な消費者ニーズを基点としまして需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら安定的供給の行われる消費者重視、それから市場重視の米づくりを行うということでございます。これに基づきまして、JA管内の5推進協議会、これを統合いたしまして現在新たな地域水田農業ビジョンを作成しているところでございます。

この中身でございますが、1つが地域水田農業の改革の基本的な考え方ということで、この中には目指すべき方向、あるいは地域水田農業の将来の方向、これらを述べるわけでございます。

2つ目が担い手の明確化と育成の将来方向、それから3つ目としまして目標でございますが、作物別の作付の目標、それから作物の販売の目標の設定、それから担い手の明確化、育成の目標、それから担い手の土地利用集積の目標等でございます。

それから担い手の土地集積に向けた関係機関、団体の役割、それから地域水田農業ビジョン実現のための手段、それから水田農業構造改革交付金の有効活用について、これらのもろもろの課題を現在検討しまして、水田農業ビジョンを作成している段階でございます。

そういうことで、今後の町の農業のあり方はこの地域水田農業ビジョンに基づきまして推進していきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君の再々質問の発言を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 1つ、駅東について、公共用地が今点在をしている状況であります。

これを先ほどどこか1カ所に集めるような考えはあるかどうかということ伺ったんですけども、それが聞こえなかったものですから、その点お聞きしておきます。

これは、県の住宅供給公社からの買い戻し、それと町全体のものがあります。点在しているのでそれをやはり集積し、そしてそれから駅東の仮換地作業に入るような進行過程というのが一番いいのではないかなと思ったものですから、その点どうか。

あと、先ほど退職金については一般会計、教育委員会、あと特会を含めて年間9,100万円だと。先ほど5年間で4,000万円と言ったけれども、4億5,000万円の多分間違いだと思うので、その点ちょっと確認しておきます。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 6番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

駅東土地区画整理事業の中で公共用地の集約化ということについてのお尋ねでございますが、現在工区分けをして見直したということでございますので、換地の見直しにつきましては工区ごとで換地をするということが基本になっておりまして、町の土地を一括で仮に1つの工区の中に集約するということは困難であるということ考えております。

ただ、その工区ごとに換地の中で今回住宅供給公社の土地も含めまして、工区の中で集約をしていくということは、現在そういう設計をしたいということ考えておりますので、工区ごとでの集約というふうになってまいります。

ただ、換地設計の中で地権者の方がそういう要望等、例えば町と交換して換地をお願いしたいというような要望等があれば、その換地設計の中で今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 6番議員の再々質問にお答えします。

先ほど、負担金につきまして私が数字を読み違えまして、5年間に予想される金額については4億5,000万円でございます。失礼しました。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君の一般質問はこれまでといたします。

根 本 重 郎 君

議長（菊地栄助君） 次に、4番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

4番、根本重郎君。

〔 4 番 根本重郎君 登壇 〕

4 番（根本重郎君） おはようございます。

4 番の根本であります。

第16回定例会、4年間の任期の最後の一般質問でありますので、感慨無量の思いであります。

さて、ことしは暖冬と言われておりましたが、数日前から冬に戻った日が続いておりまして、インフルエンザも減らないようであります。

3月は別れと新しい旅立ちの季節であります。おとといの13日は中学校の第60回目の卒業式でありました。体育、文化のそれぞれの場面での活躍が報告されておりました。これから先も期待されるところであります。

景気が上向いてきて、持続しているとのことではありますが、都市部のことで、地方ではまだまだ実感がないのが現実と感じられます。

北海道夕張市が632億円の借金を抱え、財政破綻し、財政再建団体になるとの報道から、つまり夕張ショックと呼ばれることから、各自治体への住民の方々の財政への関心は日に日に増しております。数字がひとり歩きすることもあると思われませんが、数字の中身を知らないでいろいろと騒ぐのはよくないかなと思っております。

夕張市の一般会計を見ると、歳入の半分は諸収入という中身のよくわからないものであり、歳出の半分は貸付金となっており、何ともよくわからない不思議な会計のようであります。だから、自治体財政の実情を住民に、自分の住む自治体が幾らの借金を抱え、将来の見通しはどうかを正確に知らせることが重要であるというふうに思っております。

我が町では、ホームページの中で3月12日に、平成17年度の財政状況一覧表が掲載されております。今までにない表でわかりやすいとは思いますが、5番目にある財政指数の説明がもっとあればと思っております。

町民が不安な気持ちにならないため、安全で安心な町を今よりもっと構築していくために、よりよい情報の開示を進めていただきたく願ひ、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。

最初に、財政についてであります。

週刊エコノミストの2月27日号に、総務省がまとめた平成17年度地方公共団体の主要財政指数一覧をもとに、全国1,844の市区町村、これは2006年3月31日時点ではありますが、借金負担の重さを示す実質公債費比率で順位づけしたその中で、17年度決算実質公債費比率ランキング全国ワースト300の中に我が町は91位とありました。

県内では、5番目に泉崎村の30.1、13位に双葉町の27.3、37位に矢吹町の24.3、91位に我が町の22.4、以下白河市の22.4ほか11の自治体が載っておりました。

ここで以下の項目についてお伺いいたします。

実質公債費比率22.7、あるいは経常収支比率83.4の積算算出根拠はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2)として、これからの3年間、19年、20年、21年度のシミュレーションはそれぞれどのようになるとお考えですか。

次に、町有財産についてであります。

これは先日の予算審査の中でも土地についていろいろと出ておりました。町には建物や土地など多くの財産がありますが、土地はどれくらいあるのか。また、その中で売れる土地、つまり買った方がすぐ利用できるような土地はどこにどれくらいの面積があるのかをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長(菊地栄助君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長(円谷光行君) 4番議員のご質問に答弁いたします。

1の財政についてお答えいたします。

夕張市の財政破綻の指標が実質公債費比率のように報道されていますが、破綻の原因はルールに違反し、ないお金があるように黒字決算を長年にわたって行ってきたことが大きな原因であります。

1)の数字の積算根拠についての 実質公債費比率については、平成17年度決算から、地方財政に関する新たな指標として導入されたものであります。

実質公債費比率の計算については、昨年9月定例議会の開催中に資料をお渡ししております。計算方式について口頭で申し上げますとご理解しにくいと思いますので、再度ごらんになっていただきたいと思っております。

なお、平成15年、16年、17年の3カ年の平均での22.7%になります。これからの3年間のものであります。平成19年、平成20年、平成21年のシミュレーションでございます。分母である標準財政規模に左右されますが、平成19年度で22.2%、20年度で21.5%、21年度で20.7%と年々減少の将来推計をしております。

の経常収支比率でございますが、分子に経常経費充当一般財源、分母に経常一般財源総額で算出して83.8%になります。

次に、2の町有財産についてですが、平成17年度末で公有財産の土地として64万4,114平方メートルを所有しております。宅地として売れる土地については境土地区画整理地内で3区画1,576平方メートル、岡の内の157番地の交番跡地でございますが、270平方メートル、

造成等が必要と思われる土地として旧前山町営住宅跡地が4,127平方メートルあります。

以上で答弁とします。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再質問させていただきます。

土地と財政の方と両方絡みますので、一緒になるかもしれませんが、ご了承いただきたいというふうに思います。

今、土地の中で境と岡の内と前山ということでそれぞれ平米が出ておりましたけれども、前山は少し造成しなければ売れないだろう。ただ、前山というのは更地というか、そのまま売るということはできないのかなと一瞬思ったんですけども、何も造成して金をかけて売るという方法じゃなくて、そのまま売ることができないのか。

そのほかに境と岡の内それぞれあるというふうなことでありましたけれども、つまり、財産があるやつを早く処分したらいいんじゃないかなというのはご承知と申しますが、総務省の発表したところでは、2008年度から4つの指標を公表して、その4つの指標の1つでも該当したらば、外部監査とかいろいろな措置を講ずるといようなことを言っております。

つまり2008年度予算というと、決算が出てくるのが19年度の秋ころだと思うんですけども、そこまでに今示されております実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの項目を設定して、まだ具体的な数字というのは出てこないみたいですが、この4つのうちのどれか1つでも該当すれば、やはり基準を超えて悪化すれば、財政健全化計画の策定や公認会計士などによる外部監査を義務づける、第三者が財務内容を点検し、改善に向けた意見を表明することで自治体に早期の立て直しを促す。それでも財政悪化が進んだ場合は、第2段階として、国の強い関与のもとで増税や歳出削減の計画策定を義務づけるということは、町民の負担がふえ、サービスが下がるということにもなりかねない。そのためにはやはり第2次行財政改革の前倒しを進めなければならないんじゃないかなと。

ここの数字が出てきて今言いましたように、19年、20年、21年とその数字がその出た数字よりも高かったらば、やはり国はいろいろと仕掛けてくるわけでありますので、その辺もありますので、売れるものは早く売ったらどうかと。そして、その中でやはり行財政の改革というものは前倒しで進めて行く必要があるというふうにも感じましたので、それらに対してどのような方向でいくのか。さっき言いましたように、土地は基準価格等があると思うんですけども、高く売ればそれにこしたことはないと思うんですけども、そうでなくても持っているよりは売って金を入れた方がいいんじゃないかなというふうにも思っており

ます。

あと、先ほどの中で言いました3月12日にホームページ上に公表されました財政状況一覧表、これには一般会計、特別会計それぞれの財政状況と、あと特別会計の地方債残高まで細かく載っております。そして、そのほかに一部組合等の財政状況まで入っております。そして一番最後に財政力指数ということで0.54、実質公債費比率と経常収支比率は先ほど言いました22.7と83.4、実質収支比率2.6というふうに載っております。

これは、私らにはそれぞれの指標があるからわかるんですけども、町民の方々は何でこういうような数字になるのかがなかなかわからないと思うんです。だから、この数字になる根拠、こういうふうになっていると、あるいはなぜなったんだというようなことを明確に示す必要があるのではないかなと。これはホームページ上に出ておりますけれども、これを広報等に載せて開示することは考えておるのかどうか。

つまり、細かくと言ったのは、これは17年度の決算の中で出ておりますけれども、平成7年度の国体の開催、鳥見山公園内の陸上競技等の整備や、同じく平成9年に建設した町民プール、平成8年度に図書館、8年度から9年度にかけての町営住宅の建設等、大型の建設が集中したというふうに、これは県の方の分析欄で書いてありますので、こういうのを町民の方々に示して、今はどこまで過去のいろいろな資本整備をやってきたと。その中で今こういうふうなこの数字が出てきているということをやはり明確に説明すれば、幾らたとえ数字的に実質公債費比率が県内で4位だというようなあれが出て、町民の方は、我が町はこういうふうなことなんだと。

例えば、今騒がれておる夕張とかそういうようなところとは違うんだと。町税も夕張あたりは五、六%ぐらいありましたけれども、我が町は35%ぐらいありますので、そういうことで違うんだというふうなことを説明すれば、やはり町民の方々のいろいろなところの会合や、そういうところでも町はどうなんだという中でよく聞かれます。そういうふうな不安はやはり私はこういうことで説明していますけれども、町民の方一般に広くこれらを説明して、不安のない安心な、これからも魅力ある町であると、そういうふうな町に持っていくんだというようなことを説明すべきだというふうにも考えております。

今回退職される2名の課長の方々、退職後も我が町にいろいろな意味から協力いただきたく願ひまして、質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員の再質問にお答えします。

町の財政における財源確保であります。その中で歳入の充実に重要ではないかという中で、



前山町営住宅の土地の売買のあり方についてというご質問であります。

ご提言のように、一括で民間開発手法による販売方法もありますし、2つに開発許可をとってきちんとした区画割り、ある一定の公園等を基準として設けた、そういう手法もございます。今後それは十分検討してまいります。

なお、今までは境土地区画整理事業の土地販売の整合性を図るため、抑制しておりました。そこら辺を十分勘案して対応してまいりたいと思います。

2つ目に、ホームページから出ました財政状況の一覧表に伴うものであります。これはことし1月22日に総務省自治財政局長から地方公共団体の総合的な財政情報の開示についてということに基づき、公表したものでございます。いろいろございますが、町民が不安があるということをお聞きしております。いろいろな機会を通じて説明しておりますが、前は実質公債費比率とは何かというふうに出しました。

そういうことで、機会あるごとにその内容について注釈を加えてわかりやすい町民への情報開示に努めてまいりたいと思います。

以上で答弁とします。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の一般質問はこれまでといたします。

木原秀男君

議長（菊地栄助君） 次に、8番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番議員、木原秀男でございます。引き続き一般質問をさせていただきます。

1、行政運営についてでございます。

我が町の平成19年度の当初予算は、一般会計総額は39億3,000万円、前年度比3,000万円のマイナス0.8%でございます。特別会計総額36億9,978万4,000円ということで、一般会計、特別会計、上水道会計を合わせて予算総額は79億2,225万6,000円、前年度比2億1,122万9,000円の増となっております。前年を下回るのは5年連続であります。

我が町の第4次総合計画の基本理念である「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の実現に向けて、快適空間、元気、活力、人、地域の5つの柱づくりを基準として各種事業の展開、重点事業の効果的な配分に努めたというふうな減額予算となっております。

財政運営に当たっては、平成17年3月に策定されました第2次行政改革の大綱を踏まえ、税収と財源確保に努める一方で、各種施策の優先順位について徹底した選択を行い、財源を計画的に重点的に配分し、徹底したと説明されております。

中でも今年度の各種事業のうち、優先順位とすれば、すべて重要な事業ばかりだと思えますが、特に、今、議員の方々も言っておられました、鏡石駅東第1土地区画整理事業、この推進は非常に重要でございます。全区画5分割して段階的に事業を進めている方向でございますが、いろいろないきさつはあると思えますが、まさに進むも大変、退くも大変というような現状でございます。

行財政改革の進む方向をきちっとよく見定めて進まなければ、最初から、まず事業推進ありきの固定観念では、あるべき将来の鏡石町の姿を的確にとらえられるかどうかはわからないのではないかと考えております。我が町の将来がかかっている事業でありますので、心しなくてはならないと思えます。

話は変わりますが、夕張市の今話が出ましたけれども、4月1日から財政再建団体へと移行します。一般会計、特別会計合わせて632億円といいますと、1人当たり480万円の借金でございます。

借金を返済するためには、住民は18年間という長期にわたって重い負担を強いられるわけでございます。18年間では返済不可能とも言われております。現在の人口は1万2,800人と鏡石と変わりません。一時は13万人いたそうでございますが、また、市の職員は309人から4月1日以降150人退職し、約150人程度となる予定だそうでございます。

それでも1万2,800人の人口に関しては、非常に多いのではないかとと思われるかもしれませんが、もともと面積が広がった夕張市だと思えば、この人数はしょうがないとは思われますけれども、加えて夕張市の高齢化率ですが、65歳以上の人口が占める割合は41%と全国の市で最高の数字だそうでございます。

一方では、仕事を求めて若年層が夕張市を去り、ますます高齢化が進み、18年後には7,300人程度の人口となると推計されております。また、年少者人口は15歳未満ですが、全国の市で最低の約8%と、まさに夕張市は全国最高齢の市となりつつあります。

平成19年度当初予算の優先順位とは、すべて優先でしょうけれども、どのような優先順位を掲げているのか、主な事業を挙げていただきたいと思えます。また、19年度の行財政改革についてでございますが、財政改革の今後の方針の一端をお聞かせいただければありがたいと思えます。

地球温暖化による危機意識についてでございます。

ことは、日本の観測記録の出発年は明治9年ですが、以来最高の暖冬だと言われております。1765年ころからの産業革命以来、地球上の人間は豊かさと便利さを求めて懸命に走り続けてまいりました。

その結果、世界の経済や科学の発展は目覚ましいものがありましたが、そして日本も昭和20年の敗戦以来立ち直り、世界に追いつけ、追い越せと、やはり前だけを見詰めてなりふり

構わず走り続けてまいりました。

その結果として、世界の先進国も見つけないような未曾有の少子化、高齢化社会と人口減少、そして現実の社会は人の心でございませうが、荒廃し、いじめや子供への虐待、そして理由なき殺りくを繰り返してあります。

しかも、近年地球上では異常現象が世界各地に発生してあります。北極圏では、永久凍土と言われる土壌がありますが、それが温暖化現象により溶け出し、それに含まれる大量のメタンガスが地上に放出され、温暖化を一層加速させているとも言われてあります。これもすべて地球温暖化が原因と言われてありますが、話は変わりますが、地球上の化石燃料でございませうが、枯渇し始め、このまま化石燃料を消費し続けると、あと40年くらいで地球上の化石燃料は枯渇してしまうと予測されてあります。

ちなみに、現在の地球上の化石燃料を全部集めても1,800億キロリッターだそうでございませう。この1,800億キロリッターというのはどのくらいかと申しますと、具体的に申しますと、富士山を容器にたとえ、富士山を逆にひっくり返してじょうごの形にいただいた姿を想像していただければわかりますが、そのじょうごの体積の13%しか残っていないということにございませう。

また、今私たちが住んでいる地球は、大気中にあるオゾン層に囲まれているから生きられるそうにございませうが、このオゾン層がなかったら、地球上の生物は生きていけないということにございませう。そのオゾン層の破壊も地球温暖化の原因により進んでいるという話にございませう。

化石燃料を燃やすと出る二酸化炭素が原因とされてありますが、今後は地球上の人間は化石燃料を少しでも節約して、そのかわりとして代替エネルギーを考へておかなければならない時代となっておるそうにございませう。

問題としては、環境問題はもちろん、廃棄物の問題、そして水質汚染の問題、食料の問題と深刻化してまいりました。豊かさの代償は余りにも大きく、あすの見えない時代となつてまいっております。

我が町でもそのような地球温暖化を踏まえて、どのようなことができるか、施策として実行が可能かというふうなことをひとつお伺い申し上げます。

入札制度と地産地消についてにございませう。

日本人は弥生の稲作時代から結いという助け合いの文化を築き上げてまいりました。いわゆる仲間同士の助け合い、隣近所、地域同士、そして弱い者同士が協力し合い、お互いに助け合う文化をいまだかつて続けてあります。その延長が談合という言葉の誕生だということにございませう。談合は話し合い調整という日本の伝統的な社会制度の一面でもあると言われてありますが、確かに公共工事に絡む談合は、納税者に損害を与える犯罪であるということ

は間違いございません。

そんな中、ご存じのとおり全国的に公共工事の入札に絡む汚職事件が後を絶ちません。そして相次ぐ談合事件が発生のたびに、国や自治体はさまざまな談合防止策をあだこうだと講じておりますが、これといった解決、決め手は今のところ見つかっておりません。

とにかく、公共工事の入札にはいつも嫌なうわさがつきまといまいます。この問題は人間の欲得や名誉が絡む問題でございますので、非常に難しいということです。

最近の入札方法の傾向といたしましては、インターネットによる電子入札の方法、あるいは業者同士が顔を合わせない郵送方式の入札の方法とか、安い、高い方法ばかりを検討しておられるようでございます。いずれも肝心の地産地消、そしてアフターケアの問題には配慮されていないところでございます。

話は変わりますが、前の長野県知事は談合の温床になりやすい指名競争入札を原則的に廃止し、一般競争入札を採用いたしました。その結果、確かに落札率は以前は平均90%以上だったようでございますが、一般競争入札を採用しましたところ全国最低水準の73%に下がりました。しかし、反面、地元建設業者からはやっていけないと反発の悲鳴が上がり、逆に業者同士が結束し、あのような選挙結果となったわけだそうでもあります。

新しい長野県知事は、入札制度について、価格だけではなく地元への貢献度や技術力も重視するとの考えを表明しております。この方式は総合評価方式と言われまして、最低価格を引き上げ、価格に工事実績と地域の貢献度などを加味して地元業者も参加させ、話し合いで業者を決めるという方式だそうでございます。今後長野県では、公共工事の入札にはこの総合評価方式を拡充する方針だともっております。

また、今専門家が考えている入札方法とはこういうことです。公共工事の日程や内容をすべて公表し、工事価格は技術の進歩に応じた最新の積算基準に基づいて公開で決める方法、あるいは厳正な資格、基準を満たす希望業者の受注協議会を公開で行い、県民も町民も納得する形で受注業者を公開談合の方向で決める方法などが検討されております。

いずれにしても、今後は安い高いばかりではなく、地産地消、地元業者へも配慮した公開協議を行う入札方向に向かっていくことは間違いありません。地元の業者は町に税金だけを払って、公共工事は他の町の大企業や中堅企業に持っていかれるという、まるでトンビに油揚げをさらわれたような感じでございます。私もこんなばかなシステムはあるものかと思っております。

幸い、3月14日、きのう入札検討委員会というふうなものも開かれたようでございますので、その中ではどのような検討がなされたのか、話し合われたのか、そしてそれとともに地産地消と地元業者への配慮、メンテナンスの件ですが、どのように今後生かしていくのかお尋ね申し上げます。

2、教育行政についてでございます。

町の教育委員会として教育の再生についてでございますが、どのように考えているかでございます。

先ほども根本議員からありました、3月13日鏡石中学校の卒業式は見事なものでございました。やはり児童や生徒たちを厳粛で平穏な式典に臨ませるのも、学校や教師の重要な役割ではないかと思っております。あのような素直な子供たちが、なぜ今校内暴力や家庭、そして社会生活において世間を騒がすのかと今さらながら教育の重要さが伺われております。

約1カ月前の新聞でございますが、入学式や卒業式で行われる国旗掲揚や国歌斉唱の職務命令は権利侵害には当たるものではなく、合憲であるとの最高裁の判決が下りました。全く同感であります。一安心したところでございますが、世間にはいろいろな先生がいるものだと実感したわけでございます。

教育基本法は昭和22年3月31日制定以来、60年ぶりに改正されました。新しい基本法は新しい日本の教育理念を示しており、もうご存じのとおりと思いますが、概要を簡単に申し上げますと、教育の目標は幅広い知識と教養や道徳心と公共の精神、そして国や郷土を愛する態度などの涵養をうたっております。

教育再生会議の第1報告は、先ほども教育長も語られておりましたけれども、教育委員会の権限の見直しや第三者機関による外部評価の導入についてでございます。しかし、政府の規制改革会議からは文科省の権限拡大につながると思惑で反対されております。

また、もう一つ、市町村の教育委員会が法令違反や著しく適正を欠く対応をとった場合や適正に対応できない場合は、国が、文科省ですが、是正の勧告や指示ができるようにするという見直し案です。これに対しても総務省や全国自治会が地方分権に逆行すると反発している部分でございます。いわゆる政府内の内部分裂であります。地方分権とは難しいものでございます。

それはさておいて質問申し上げます。

教育長も新教育長になりましたことですし、我が町の教育に関して、そして教育方針として教育再生の必要性はこのままでよいのか、どのようなものであるかをお尋ね申し上げます。

の教科書採用のプロセスの件でございますが、これは前に根本議員が聞いたことがございますので、そのときは私もちょっと見逃してしまったのですが、大事なことでございますので、再度確認したいと思います。

教育改革関連法案3法案の1つ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、通称、地教育法と言われる法律ですが、その中で教育委員会が管轄する教科書採用のプロセスがあります。

それは、23条第6項には、教科書やその他の教材の取り扱いに関することの権限として規

定されております。教科書採択は教育委員会に与えられた法的権限でございますが、教科書採択プロセス、小・中学校の教科書数と何年に1回改訂するのか、そしてまた採択検討委員会は何人くらいなのか、そして何日くらいかかるのかという質問でございます。

これで第1回の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 12時になりますので、答弁は午後からいただきます。

議事の都合で、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時59分

開議 午後1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、木原秀男議員の質問にお答えいたします。

1番の行政運営について、平成19年度当初予算の最大重要項目は何かについてお答えを申し上げます。

歳入面では、国からの税源移譲と定率減税の廃止によりまして、個人町民税については前年対比約34%、1億円の伸びを見込んでおります。地方交付税が減、そして所得譲与税の全部の減、地方特例交付金、あるいは特例地方債の減と、町税の伸びに対しまして国からの各種交付金等の減額が大きくなっております。自主財源の確保が大変厳しい状況にあります。

また、歳出面では、第4次総合計画の5つの柱を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めてきました。主な事業といたしましては、スマートインターチェンジの社会実験が採択されたことに伴いまして、恒久化に向けた鏡田124号線整備事業と、これまでの重点事業として取り組んでまいりました成田地区県圃場整備事業を初め公共下水道事業、地方道路整備臨時交付金事業を計画したところであります。

ソフト面では、今年度が町制施行45周年に当たることから、記念式典の開催、児童福祉の充実として認定こども園の整備支援事業の補助が重点項目でございます。

また、優先順位というお尋ねでございますけれども、予算説明資料でも説明申し上げましたように、19年度の主要事業計画表に基づきまして、これらの、先ほど申し上げましたように、5つの総合計画の柱をもって優先事業として予算化したところでございます。また、行財政改革の今後の方針につきましては、町の行財政改革集中改革プランによりまして、これらの確実な実行、そして項目によっては前倒しを進めながら行財政改革の推進を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上で私からの答弁といたしますが、ほかの質問については担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2番の教育行政についての町としての教育再生についての考え方でございますけれども、安倍内閣に設置された教育再生会議が昨年10月に発足して、我が国の教育のあり方を根本から見直す作業が進められております。

1月24日に第1報告がなされたところでございます。教育再生会議は公教育再生の第一歩として、義務教育を中心に初等教育に関する基礎学力、規範意識などを当面の課題として焦点を絞り、学校はもとより教育委員会、家庭、地域、社会、企業等が緊密に連携しながら政府も一体となって社会総がかりで取り組む方策がまとめられております。

3月10日に中央教育審議会は、地方教育行政法、教員免許法、学校教育法の教育改革関連3法の改正について文部科学大臣に答申しました。政府は今月中に閣議決定し、今国会に提出する予定でございます。

本町の教育再生とのお尋ねでございますけれども、法改正や国・県の方針を踏まえた行政運営につきましては、今後の動向を見据えながら対応しなければならないと考えております。

本町においては、第4次総合計画を踏まえて毎年教育委員会としての方針を定め、予算編成に当たり各種施策を展開しておりますが、19年度はこれまでの施策に加えて、これまで課題とされてきました小学校と中学校との連携の研究、また幼稚園と小学校との連携、さらには中学校と高等学校との連携の研究を進めて、できるものについては平成19年度から実施を検討したい。本格的には平成20年度実施に向けて研究をしていく考えでございます。

また、学校評価についてでございますけれども、外部評価制度を取り入れて評価することでそれぞれの学校の強み、弱みを明らかにして、次年度の学校改善に生かしていく、こういうことで児童・生徒に対する学力、体力向上を図りたいと考えております。

学校教育初め、社会教育や社会体育を振興する上で、再生会議の提言にもありますように、学校、教育委員会、家庭、地域社会等が緊密に連携した取り組みが今後さらに重要になると考えております。

次に、2番の教科書採択の方法について等についての質問でございますが、教科書を決定する権限については、学校を設置する市町村教育委員会にあり、教科書採択は現在4年に1度行われております。教科書の発行は検定を経た教科書で、次年度に発行しようとするものの書名、著作者名等の書目を文部科学大臣に届けをし、文部科学大臣は書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成し、都道府県教育委員会に送付します。また、発行者は採択のため教

科書の見本を都道府県教育委員会、市町村教育委員会へ送付しております。

県の教育委員会は、教科書用図書選定審議会を設置し、調査審議の結果に基づいて採択基準及び選定に必要な資料を作成し、採択者の市町村教育委員会に資料の提供や指導、助言等を行うとともに、採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間教科書の展示会を行っております。

市町村教育委員会は、採択地区、本町の場合は岩瀬地区でございますけれども、共同して同一の教科書を採択しております。採択地区では保護者の代表や教職員等で構成する採択地区協議会を設置するとともに、教科書の内容を調査するため各教科ごとに調査員に委嘱しております。調査員の調査内容に基づき採択地区協議会で協議検討し、採択した教科書を市町村教育委員会で審議し、教科書を決定しますが、採択地区の各教育委員会が同一の教科書を採択することにより最終的に使用する教科書が決定されます。

なお、質問の中に採択する教科の科目数がありましたけれども、小学校については11科目、それに知的障害者用3科目の合計で14科目でございます。中学校においては16科目、それに知的障害者用3科目、合わせて19科目になってございます。

それから、採択地区協議会の委員の人数でございますが、教育委員会の代表3名、それから小・中学校の代表、それから小・中学校の教頭、それから保護者代表を含めまして11名でございます。

それから、採択地区協議会の設置月数でございますけれども、6月、それから7月にかけての2カ月間となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 8番議員のご質問にお答え申し上げます。

1の行政運営についての 地球温暖化による危機意識について、町としてどのような取り組みができるかということについてご答弁申し上げます。

地球温暖化問題は異常気象、生態系の変化、感染症の発生といった私たち人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の1つではありますが、しかしながら、地球温暖化問題は住民にとって実感しにくいものがあります。このようなことから、地球温暖化対策においては町民一人一人の自覚と認識が重要であり、町としても多様な温暖化防止対策を展開していく必要があると考えております。

これまでの主な取り組みといたしましては、1つには、地方公共団体、役場としてみずからの事務事業から排出する温室効果ガスを削減するために、鏡石町地球温暖化対策実行計画を18年4月に策定しております。



2つ目には、地球温暖化防止国民運動のチームマイナス6%に参加するとともに、その統一ロゴマークの使用の許可を得まして、広報活動をしてございます。

3つ目には、町広報紙による啓発ということで、本年1月号にも掲載してございます。そのほか、現在県内の小学校を対象としました子供地球温暖化防止福島議定書事業に鏡石一小、二小が参加しまして、教師・児童一丸となって電気、水道の使用量を削減する取り組みをしてございます。

また、地域で地球温暖化防止を推進しております鏡石環境を考える会との連携など、今後さまざまな取り組みをしてまいりたいと思います。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 8番議員の質問にご答弁いたします。

1の行政運営についての の入札制度と地産地消について申し上げます。

ご承知のとおり、公共事業における入札制度は、公平、公正で透明性の高いものでなければならず、町においてもこれまでの指名競争入札に加え、平成18年4月から条件付一般競争入札制度を導入し、公平、公正な入札の執行に努めてまいっております。

ご質問の入札制度と地産地消についてですが、それぞれの目的がかみ合わないところがあり、難しい問題であると考えております。これまで町といたしましては、地元商工業振興の観点から、庁内で調達できるものは庁内企業を優先として事業を行ってまいりましたので、法令等関係規定を遵守し、今後も厳正かつ適正に業務を執行してまいりたいと考えております。

なお、きのう、工事等指名委員会において、さらなる透明性の確保に向けた新たな入札制度の導入について審議、検討が始まりましたので、ご了承願いたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

8番、木原君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） ただいま第1回の質問に対して再質問させていただきます。

入札制度1の ですよね。ちょっと順序が逆になりますけれども、私は入札制度に対して一応地産地消とメンテナンスの件についてというふうなことなんですけれども、ただいま透明性というふうな話は承ったんですが、地元業者に対する配慮はどういうふうになっているのかというふうなことと、その後のアフターケア、メンテナンスですね。例えば側溝が壊れた、マンホールが壊れたというふうであれば、遠い業者の方にもまたそのまま頼むのか、それとも、そういうメンテナンスというふうなものは非常に重要だと思うんですよ。それで、

そういうものをどういうふうに考えているのか。地元業者を使うのかという気配りが欲しいんではないかというふうには私はお尋ねしておるんですが、透明性はもちろん公開性の原則ですから当たり前だと思います。地産地消について地元への配慮と、あとのアフターケアのメンテナンスについては金額的なものもございませうけれども、その辺をもう一度ちょっと説明願いたいと思います。

それから、逆になります、の地球温暖化の件ですが、今いただいた答弁では、各種実行計画に移しているというふうなお話をいただきました。

話は変わりますが、人工衛星から見た地球の明るさでは一番輝いているのは日本の東京、大阪、その次がロサンゼルスだそうですけれども、フランスの方ではエッフェル塔などで省エネルギーのために夜間の5分間だけでも消灯するとか、クリスマスのイルミネーションを節電するとかというふうないろいろな面で創意工夫をされているというようなこととございます。

日本の政府もようやく重い腰を上げて、経団連を中心に動き、製造業関係と産業発電所の関係では、自主行動ではございますが、義務づけるとか、学校や病院などでは電気、水道、あるいはオフィスビルなどにおいては、削減計画を義務づけるなどを決定しておるといこととございます。

こういうふうなものは、一人一人が気をつけてもなかなか大変な問題ではございますが、小さいようですけれども、大変重要な問題だと私は思っております。

温暖化の影響は、やはり未来の子供たち、地球の存続にもかかわることですし、検討いただいて実行しているというふうな話も承りましたが、なお一層よろしくお願ひしたいと思います。

この温暖化についてでございますが、1つは、二酸化窒素というふうなことのようですけれども、これについても非常に人口がふえているから農耕をふやすために窒素肥料をまくとか、いろいろな面でそういうふうな人間に対する人間のおごりで、勝手な行動でいろいろな被害が出ているというふうなことがうかがわれますけれども、窒素肥料はがんの原因になるとも言われております。農耕に対して窒素肥料をまかなければ生産できないのか、栽培できないのか私はちょっとわかりませんが、その辺もひとつ地球温暖化温室効果ガスの原因になっている窒素肥料の散布について、我が町でもどのように注意しているのかお伺ひしたいと思います。

それから、2番の教育行政についての教科書採択問題ですが、例えば今言われました、確かに検討委員会ということで5人くらいの委員がいるというふうなことで、1教科に対して5人なのか、それともまた、小学校なら小学校の教科書、それに対して5人の委員が検討委員会なのか、それとも1科目に対してそうなのかというふうなことをちょっと確認したい

と思います。

なかなか小さいことですが、教科書問題というのは、やはりいろいろな面で思想とか、思惑が入るのではないかなというふうなことをごさいますて、お聞きしているのでございます。

もう一つ、最初の1番に戻って申しわけございませんけれども、当初予算の行財政改革についてですけれども、5つの柱ということをごさいまするが、それはいいんですが、駅東の件もちょっと私、質問したと思うんです。その件に関しても前の柳沼議員の件に関してはお答えいただいたんですけれども、その件に関して1つどうしても進まなければならないことがあるのかどうか。撤退するのもやむを得ない場合もあるのではないかなというふうに私は思うんですが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、木原議員の再質問にお答えいたします。

1番行政運営について、駅東の質問ということをごさいました。先ほどは、心してかかるべきということをごさいまするので、質問というよりもそういう考え方ということを受けとめたものをごさいまするので、質問通告書の方になかったものをごさいますから、答弁漏れということかもしれません、ご了承いただきたいと思います。

駅東にしてどうしても進まなければならないのかということをごさいまするが、再三特別委員会、あるいはこの場で論じられてきたということをご理解いただけるかと思いますが、私もこの事業については、正直申し上げまして、進むも退くも大変苦慮しております。

しかし、ここに多くの関係者、地権者がおられるということも事実でございまして、それらの地権者の総意というものを私どもは考えた中で、今までの経緯もございまして、判断をする材料にしくちやならないということで、全部の区画を一遍にできないという考えから、まずは5つの工区に割ってこれを推進していったらどうかということでお話をさせていただいてきたところでございます。

現在はそのような方向で今進むということで、特別会計の方にも予算を計上させていただきました。したがって、現段階としては、この事業はかなり年限はかかると思いますし、かけなければならないと思っております。そういう中で、今の段階としてはこの駅東を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 8番議員の再質問についてご答弁申し上げます。

先ほど教科書の採択の委員の人数について私が申し上げましたのは、地区採択協議会委員ということで、最終的にその教科書でいいかということを決める委員会の委員の人数でございまして、これが11名ということでございます。

そのほかにその教科ごとに調査員というものがおりまして、例えば中学校の社会科でございまして9名の委員がございまして、さらに中学校の数学であると5名の調査員がございまして、ということで、中学校だけでそれぞれの科目を合わせますと43名の調査員がおります。そこで検討されて、最終的に採択地区協議会の委員会の方にかけて決定されるということでございます。

以上でご答弁いたします。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 8番議員の再質問にご答弁申し上げます。

温暖化関係についての窒素肥料と二酸化炭素の件でございますけれども、これについては、専門家の方から大変この窒素肥料については温暖化の原因の要因だということをおっしゃっております。

そういうことでありますけれども、農家にとってもこういった肥料については必要な部分もございまして、そういったことでこれからも産業振興との関係からも、さらにはこういった専門的な知識も含めまして指導、さらには研究ということにさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 8番議員の再質問にお答えいたします。

入札制度と地産地消についてであります。地元業者の配慮について、さらにメンテナンスの部分について十分配慮が必要じゃないかということであります。そして、気配りが最も大切じゃないかという質問でございます。

まず1つに、特殊工事を除いて工事面においては現行も町内業者を中心とした配慮で進めております。なお、維持管理等についてもほぼ町内業者で道路の管理等も行っている現状であります。

2つ目に、委託業務の管理業務ですが、これは町内に有する業者であれば見積もり入札並びに入札等に参加ができるよう十分配慮しているところであります。

なお、今後厳しい経済社会でありますので、町内業者の育成を踏まえた中で配慮してメン

テナンスも十分できるよう配慮してまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の再々質問の発言を許します。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） ただいまは駅東の件では、私のちょっとした手違いで大変失礼いたしました。そういうふうな決定のもとに進むということを私も前から伺ってはあったんですけども、やはりこのご時世ですから、非常に慎重にかからなければならないというふうなことを言いたかったこととございます。これに対する答弁は要りません。

地球温暖化の件についてでございますけれども、東京都の方ではエコスクールというふうな学校の屋上を緑化したり、太陽光発電施設を設置するなど、環境に配慮した学校施設を整備したりするというふうなことが盛んに行われているそうでございます。

文部科学省はこうした改修を支援する事業を展開し、2006年度までに全国で600校余りこの制度を利用したというふうなことを聞いております。もちろん田舎の方では、このような風通しのいい土地柄ですから、そういうものは必要はございませんけれども、行く行くはやはり必要ではないかというふうなことなんですが、ヒートアイランド現象を抑制しようと、2007年度から全国で10年かけて約2,000校ある公立の小・中学校すべての校庭を芝生化したり、一方、杉並区では小学校では外の熱を伝えない断熱窓や地表よりも涼しい地中の空気を取り込んで教室を冷やす空調システムなどを導入する計画と報じられておりますが、やはりこのような地球温暖化に対する都会というふうなものは、大変シビアではないかと思っております。

学校教育に対しても、子供の教育は非常に大事でございますけれども、小・中学校では水の問題、廃棄物の問題、環境の問題としてどのように指導をしていくのかお尋ね申し上げます。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 8番議員の再々質問で、義務教育における環境教育または環境事業等についての質問でございますが、情報によりますと、東京都ではすべての小・中学校の校庭を芝生化するというようなことで、環境に優しいというようなことに取り組むということの知事の方針が示されておるようでございます。

もちろん、小・中学校における環境教育は必要でありますし、小・中学校のそれぞれの社会化の授業または総合学習の中で取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

なお、詳細については小学校、中学校の授業の中にこれからの学校との協議をして、現在

既に取り組んでおられる内容についての承知はまだしておりませんが、19年度にどういう事業に取り組んでいるか早急に学校と協議をしてみたいというふうに思っております。

なお、以後も続けて環境教育については必要でありますし、そういった方針については教育委員会としても学校の方には指示したいというふうに思っております。

これは水の問題、それから廃棄物の問題についても同じだと思いますし、場合によっては食育教育というものも必要であろうというふうに思っております。食育教育の中で食べ物についてのありがたさ、さらにそれを残さないで食べる、またはつくった人のありがたみを感じるという、そういった教育も必要であろうというふうに思っておりますし、食育教育については重点的に今後学校の方に指示して取り組んでいきたいと思っておりますし、学校の方でも取り組んでもらうよう指示したいというふうに思っております。

私の方の答弁は以上です。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

休議します。

休議 午後 1時26分

開議 午後 1時28分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

円谷 寛 君

議長（菊地栄助君） 次に、12番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 議員の任期は4年間でございますが、その4年間の任期の最後の16回定例会、その最後の一般質問をさせていただきます12番議員の円谷寛でございます。

寄席とか紅白歌合戦ではトリというのは大変価値の高いものだそうですけれども、議会の一般質問の場合はどうもそうではなくて、二番せんじが多くなってしまったり、あるいは傍聴者も少なくなってしまったりで、余り結構ではないんですけれども、抽せんでございますので、最後の質問をさせていただきます。

私の議員生活はこれでちょうど20年目を前にするわけでございますけれども、その20年目の最後の一般質問でございますので、実のある内容のある回答をお願いしたいものだというふうに思っております。

この我々を取り巻く今日の状況については、今までもいろいろな方から話がされておまして、町長の説明のときにも、あるいは今までの一般質問された議員の中でも出ておるわけですけれども、特に問題として我々の地方自治体関係者の中で、非常にいろいろ勉強しなけ

ればならない問題は、やはり地方財政の危機、破綻がどんどん進行しているという状況をみんなで見かねて真剣になって考えなければならない、そういう状況ではないかと。

その象徴が、先ほども話をされました夕張市の財政破綻というものがあってございます。財政再建団体に転落したということで新聞やテレビなどでも非常に取り上げられておりますので、自治体関係者はこれを知らない人はいない問題だろうというふうに思うんです。

我々も夕張市の立場に立って考えてみれば、夕張炭という石炭のブランドとも言われるような優秀な石炭を大量に産出をしていた、その石炭を国がスクラップ・アンド・ビルドでエネルギー政策を転換いたしまして、皆外国から安いものを買えばいいんだと、あるいは石油に転換をすればいいんだということで、どんどんつぶすような政策をとってきたわけございまして、先ほども話がありましたように、最盛期には13万人もいた人口が1万2,000人に減っていった。だとすれば、これはかなり国に大きな責任があるのではないかとこのようにも思うんですけれども、また一方で考えれば、産業政策の変換に合わせて産炭地振興とか国もいろいろな助成事業をやってきたわけございまして、その切りかえのときにももう少し地に足のついたような産業政策、工業とか、そういう実のある業種を取り入れるような努力をもう少し市としてはすべきではなかったのかというふうに我々は外から見ていて考えるわけございまして。

さらに、人口流出を食い止めたり、雇用をつくったりするために観光施設、箱物というものを大変お金をかけてつくってきたわけですが、これは非常にリスクの高い、観光というものは飽きっぽい多くの大衆を相手にしなくちゃならないわけございまして、そういう意味ではその切りかえが観光施設などを中心にいったということは、強く反省をされなければならないというふうに思うわけございまして。

今、では一体議会は何をやってきたんだということが盛んに言われております。我々地方自治体の議員が非常に今そのあり方が問われているというふうに思うんですね。やはりもう少し真剣になって町の未来を考えて我々は勉強して発言をしていかなきゃならないんじゃないかということ、この夕張市の場合で我々は考えていくべきではないかと思っております。

議会は高い報酬をもらって一体何をやってたんだという批判が我々の町にも出ないように、我々は厳しくみずからをとらえて、この事件を他山の石として生かしていくべきではないかというふうに思います。

先ほどからも論議されました地方自治体の入札制度の問題が話をされたわけございまして、けれども、地方自治体の方から、あるいは中央省庁が、今日日本中が談合に汚れてきているということが次々と露呈をされまして、中央省庁の国土交通省や、あるいは福島県、和歌山県、宮崎県などでは県知事が逮捕されると、そして出直し選挙が行われるというようなことが行われておりますし、この福島県の談合問題でも、やはり福島県の商工連合会の会長

をやっていました佐藤工業の佐藤会長については、我が町としても非常に関係のある人でございます。

と申しますのは、今かなりいろいろ議論されております温水プールですね、このプールをつくっているのが佐藤工業でございますから、さらにそのプールの管理委託業務をめぐって月刊誌などに再三再四官製談合なども含めて指摘をされました取引同志と言われてきた太陽興産、この幹部社員が逮捕されて、そのあおりで50カ所にもわたって家宅捜査の関係の手が及んでいるというふうな事態もあるわけでございますから、我々はやはりどうしても人ごとととらえるんじゃないでして、一体今までの経過はどうだったのか、我々が非常に疑問に思ってきたのは、私も何回もここで言ってきたんですけれども、プールの工事費も建設費も大変高過ぎたわけでございますし、その後のプールの委託業務についても私は非常に値段が高過ぎるということを再三再四言ってきたわけなんですけれども、そういうものが今関係者の逮捕によって我々の側には何もなかったのかということが今問われているというふうに思うんでございまして、我々はこれからぜひこの問題についてはみんなで検討して、そういう問題について、我々の町はそういう人たちの食い物にされていなかったのかどうなのか、やはり検証する必要があるだろうというふうに思うんです。

県知事の汚職で逮捕されました1つであります宮崎の出直し知事選が行われまして、この選挙には2人の中央省庁のエリート官僚出身の候補者が立候補したわけでございますが、その2人のエリート官僚出身を抑えて元タレントの東国原氏が当選をしたわけでございます。中央政界でもそのまんまショックというふうなことで政党関係者に大きな衝撃を与えて、テレビも非常に、元タレントであるからかどうかわかりませんが、毎日のようにテレビに顔を出すような報道の中で、宮崎のセールスマンとして大活躍をしているところでございます。

全国に宮崎という名を高めつつあるわけでございますが、その影響からか、そのまんま東ショックからか、東京都知事選挙でも共産党の候補以外は政党の推薦は要らないというふうな事態が、候補が続出をしております。そのまんまショックというものはやはり政党不信というものが国民の間に大きく広まっているということが示された象徴的な出来事だったのではないかというふうに思うわけでございます。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきたいと思います。

質問の1点目は、鏡石スマートインター恒久化対策についてでございますが、通告書のとおり、社会実験の実施が決定した鏡石スマートインターというのは、やはり社会実験だけで終わってしまっただけは何もならないわけですね。これはぜひ恒久化をさせなければならない。その恒久化に向けて町は今全力を挙げて取り組むべきではないのかということでございます。

どういう取り組みがあるのか。もう既にいろいろ検討されているというふうに思うんです



けれども、私としては次のような取り組みを実施すべきではないかというふうに考えて、執行の考えを問いたいわけでございます。

1つ目はハード面でございます。ハード面の取り組みとしてはこの取り付け道路をできるだけ利用者に使いやすい、出入りしやすいものにしないと利用台数が確保できないというふうに思うんであります。

なるべくこれはぜひ、今まで何十億円もかけて桜岡にインターをつくろうとまで考えた我が町でございますから、この際はやはり予算にメリハリをつけて、このスマートインター恒久化のために立派な取り付け道路を確保すべきであるというのが第1点でございます。

2つ目は、ソフト面の取り組みについてでありますけれども、どこの町村でも今まで私も何カ所かの町村に研修に行ってみせていただきましたけれども、どこの市町村もこのスマートインターの社会実験を成功させるためにということで、ETC車上機取り付けに対する補助とか、さらには利用した者への補助などをやって、できるだけ利用台数をふやして実績を上げて、その上に立ってこの恒久化を実現させているというふうな経緯を見てまいりましたので、ぜひこれも恒久化に向けて、財政難の折ではございますけれども、町の百年の計を考えれば、これは非常に大事なことだろうというふうに思いますので、この辺についてもぜひ特段の努力をお願いしたいわけでございます。

3点目は、やはり鏡石町だけの努力では限界がございます。そのメリットというものは近隣町村にかなり広く影響するわけでございますから、ぜひ近隣町村の影響を受ける町村の協力をいただきまして、充実した取り組みをしていただきたいものだというふうに思います。

この件に関しては、私は20年も前にパーキングエリアを何とかインターと共用できないのかという質問をしてきたことがあります。今、20年という歳月の長さを見ますと、このひな壇には私が発言したその当時いた人は一人もいないわけでございます。20年前に発言したのはなぜかという、先日も岩瀬郡の議員協議会で斎藤県議から、寛さんが言ってきたスマートインターはできるなというふうなことを言われたんですけれども、これは私の言い出しではないんです。私の前に小抜三吉さんという議員がいたんですけれども、私どもが当選したちょうど20年前の選挙で、残念ながら小抜議員は落選をしてしまったわけですね。わずかの差で落選したわけですが、私が最初に議員になって広報の編集委員、広報委員になりまして、小抜議員の一般質問の要約をやったわけでございます。その中で小抜三吉議員がこの問題を取り上げていたわけですね。私も、これはいいアイデアだということで、ぜひ小抜さんにかわって発言していこうと考えて何回か発言をしてまいりました。

答弁は実にそっけないものでございまして、今は国土交通省ですけれども、当時は建設省で、建設省道路公団に伺ったんですけれども、建設課長の答弁ですけれども、インターはあくまでインターだと、パーキングエリアはパーキングエリアだと、それを共用するという考

えは全く考えていないということでしたという答弁をいただいたんですけれども、時代の流れもありまして、道路公団の民営化、さらにはE T C装置の発達、こういうものがありまして、こういうものが実現することになったわけで、ひととき感慨無量でございますけれども、ぜひこれは社会実験ではなくて恒久化に向けてみんなで特段の努力をいただきたい。

数日前の新聞を見ますれば、松川について新鶴のスマートインターも社会実験から恒久化に決まったそうございまして、我々が努力をすれば先日も国会のテレビ中継を見ていましたら、民主党の議員の質問に対して国土交通大臣も、日本のインターチェンジというのは諸外国に比べてインターの距離が遠すぎる。これからますますこれは必要だというような答弁をしていましたので、我々が努力をすればこれは必ず恒久化になるだろうというふうに思いますので、この辺について執行の見解を聞きたいと思います。

大きな項目の2つ目は子育て支援策でございます。

少子化というものは、やはり我々の社会の前途に非常に暗い影を落としているというふうに言われているんですね。さまざまな原因が言われておりますけれども、私は子育て世代というものに非常に厳しい経済状況が大きく影響しているんじゃないかというふうに考えているわけです。

特に最近では正社員を極力減らして非正規雇用とか派遣とか、そういうものばかりふやしてきた雇用の規制緩和、こういうものの中で非常に雇用が不安定化している、こういうことが結婚して子供を育てていくについて自信をなくしている若い者が大変多くなっているわけですね。

ですから、これは個人の問題じゃなくて、社会の問題として生活に非常に困難を来している子育て世代に対して、もう少し行政が積極的にやって手を差し伸べていかないと、ますます少子化が進み、高齢化が進み、社会の活力というものが失われていくだろうと思います。

ですから、そういう意味でいろいろな政策があるわけですが、簡単にここで4項目ほど述べさせていただきました。

1つは、医療費無料化年齢の引き上げです。これは今ほとんどの町村は小学校入学までが無料化というのがこの前も新聞に出ていましたけれども、ほとんどでございますが、先日は福島市、あの大きい福島市が小学校6年まで無料化すると。その前にやっていたのは双葉町。双葉町が一番先に実施をしております、福島がやった。今度は大玉村が中学生まで無料化にするというふうな政策を打ち上げておまして、この流れはどんどん私は進むのではないかと思います。

我が町もそういういいことはよそに負けないでなるべく早く取り入れて、ぜひ中学校までとは、なかなか財政の中では大変でございますけれども、小学校は既に幾つかの県と福島もやっておりますし、幾つかの町村でもやっております。矢祭なんかもやっておりますので、

ぜひこれはどんどん無料化に拡大をしていくという取り組みをお願いしたいと思います。

2つ目はバス通学代補助対象者の拡大ということです。これは第二小学校がすぐにやり玉に上がるんですけども、私は、第二小学校だけに地元だからといってバス代を出しているのが正しいというふうには思っていないんです。だから、ほかにも実質今一小の前のバス停なんかを見ますと、久来石方面の子供たちが東邦銀行の前にたくさん並んでバスを利用してありますから、やはりそういう人たちにもバス代の補助をしていくべきではないか。バスというものは利用者が少ないと赤字負担金が多くなっていくわけですね。だから、バスをうんと利用させるようにすれば、赤字負担分が減っていくわけですから、思い切ってもう少し子育てを町は応援していくんだという、そういうメッセージを発する一つの意味でも、バス代は高久田とか、久来石とか、例えば全行程が2キロと書いておきましたけれども、2キロでなくてもその辺の線引きはいろいろ議論して、やはりバス代に対する補助は出すべきじゃないかと。交通安全もありますし、いろいろ通学中の事故とかそういうものも考えられますから、そういう安全面を含めて、久来石とか高久田、蒲之沢とか、そういう方面に拡大すべきじゃないかということが2つ目でございます。

3つ目は、給食代に対する補助制度の導入ということです。これは給食代未納という問題になっていますけれども、いろいろこの前もアンケートをとったらば、60%ぐらいは親が非常に誠意がないといえますか、そういう親の考えに問題があるというようなことだったそうですけれども、しかし、残りの4割については所得が低くて給食費を払うのも大変だと。生活保護といえどもそれもあるんですけども、そこに行く間に、中間にかなり困窮をしている方たちがいるということから、ここはもう少し枠を広げて生活保護という、あるいは教育補助というものがあるんじゃないかと言うけれども、そうではなくして、財源はこの前もちょっと議論したんですけども、例えば十数人の生徒をカナダに派遣して800数十万円を使っていますね、町では。これはもう少し検討すべきでないかと。行ける家庭とか子供はいいんですけども、そうでない多くの子供にかなりの敗北感といえますか、挫折感というようなものを子供心に与えているんじゃないかと思うので、やはりこれはもう少し検討して、もっと広い層にその800万円が使えるような施策が本当は政治としては大事なのではないかというふうに考えております。

4つ目は、出産祝金制度です。これは特に第2子、第3子と書いてありますけれども、お隣の天栄村でもこの間贈呈式があったということで新聞に大きな写真が載ってありましたけれども、隣でもやっているし、矢祭でもあちこちでそういう制度があるわけですね。やはりこれからは子供を少しでも多く産んでもらって、そしてこれからの社会の担い手を育てていくんだということで、こういう制度もぜひ検討していただきたいものだというふうに思います。

大きな項目の3点目は高齢者福祉対策についてございます。

まず1点として、これは町営住宅にいる町民から受けた要望なんですけれども、やはり住宅といえども、高齢化社会が進む中で非常に孤独であると。そういう人たちにペットの飼育を認めていいんじゃないか。そして、もしそのペットが近隣に迷惑をかけるようだったら、それはやめてもらうようなそういう条例とか、あるいは要綱でも規則でもいいと思うんですけれども、そういうものを設置して、そして迷惑をかけないという前提に立ってでございませうけれども、そういうペットの飼育なども、これからやはり高齢化社会の中でお年寄りのいやしとして大変効果があるということも言われておりますので、だからそれは認めるようにすべきじゃないかということも私も考えるわけでございます。

高齢者福祉の2つ目は、シルバー人材センターの充実ということでございます。

団塊の世代が大量退職する、いわゆる2007年問題、もう2007年になってしまいました。2007年問題なんて言ってきたんですけれども、その2007年になってきて、これからどんどんと会社に勤めていて会社で働いていた人たちが地域の中に帰ってくると、こういう時代がやってくるわけでございまして、やはりこの人たちに私どもは生きがいとか、あるいは生活の安定を提供していく、そういう必要があるんだろうというふうに思うんです。かなりの能力を持った方もたくさんおられるわけでございますから、そういう人たちをシルバー人材センターというものを充実させることによって、例えば町の事業としてもこの前も予算審査でいろいろ議論しましたけれども、公園の整備なんかはあれほどたくさんのお金をつぎ込んであるわけですね。

それから、指定管理者になりましたけれども、プールの委託とかああいうものを、どんどんシルバー人材センターを充実させて、ああいう人たちにやらせるような、そういう仕組みをつくっていったらば、これからは高齢者が町の中で豊かな能力を発揮でき、さらには町としても今の業者に任せておくよりも安い値段でできるような仕組みができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこれからはシルバー人材センターを思い切って充実強化して、これらの人々に生きがいと生活を安定するために寄与すべきじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

4点目は財政健全化策でございます。これも本当に私は口が酸っぱくなるほどいつも言っているんですけれども、先ほども報告が前に質問された議員からありましたように、実質公債費比率県内4位ですね。さっき5位とありましたけれども、4位ですね。1番が泉崎、2番が双葉、3番が矢吹、4番が鏡石ですね。4番の高さの高率で我が町は財政が大変だということは明らかになっているわけでございまして、これに対してやはり思い切った政策をやらないと、今基金の取り崩しで予算をかるうじて組んでいますけれども、この基金がなくなったら一体どうするんだろうというふうな心配があるわけですね。

ですから、ぜひ思い切った財政の健全化策を講じなければならない。やはりこれには我々議会も財政が行き詰まるような予算を承認してきたわけですから、議会の責任というものも重大だと。私は議員の報酬なども大幅にカットすべきだろうというふうに考えておりますし、さらに今ここに3点ほど述べておきました。これは一例でございますけれども、町民に痛みを要請する以上、みずからその痛みを、最初に自分たちの身を切るといようなことがないと、なかなか町民の理解は得られないだろうと思いますので、矢祭町なんかでは全廃を打ち出して、まず町長、議長交際費などというのは、全廃と矢祭町みたくはいかないとしても、半分かくらいのカットとかというものは、あるいはすべきではないかということが1点ございます。

2点目は政務調査会です。政務調査会は私は酒飲みのために補助を出していると言ったら、ここでいろいろ通告書もカットされていますけれども、これはこれからやっていかなくちゃならない問題なんですけれども、だから、そう言われないようにしておかないと、研修なんか新しく導入して、あれは国会議員の陳情なんかもこの政務調査会でやるというんだけど、これはちょっとおかしいと思うんです。

今までの親睦団体だった政務調査会がそういうものをして、そして予算をもらうのを正当化させるようなやり方はおかしいのであって、こそくなやり方でありまして、やはりこれは思い切って補助金をなくしていくべきだし、研修についても政務調査会でやっているというのをやる必要はないんですね。議会の3泊4日あり、常任委員会あり、さらには議運があり、こういう形で研修をこれほどいっぱいやっている議会は余りかいいいにはないんじゃないかと思うくらいやっていますので、政務調査会で改めて研修などをやる必要はない。これはやはりみずから削減をすべきだというふうに思うんですけれども。

3点目は町民プール。これはかなりの金食い虫と申しますが、非常にプールというのは金食い虫になっていますね。だから、これは今の運営方法でいけばお金がかかるわけですから、指定管理料だって安くするにはやり方を変えないとだめだと。

私は前から言っていますように、ウォータースライダーは私は夜相当行っていますけれども、1回も使っているのを見たことがない。だけれども、あそこを動かしていることによって水道、ポンプアップしているわけですから電気代がかかりますし、あそこには人を張りつけるようにして今業務委託をしていると思うんですね。ですから、そういうものは夏休みとかそういうシーズンに限ってやる。あとは使わない。あるいは流れるプールなんかも別に流したって何の効果もないんですね。いっそ浅くすればストレッチに大またに歩けるわけですから、そういうものも節約を考えて検討すべきじゃないかということをもっと申し上げまして、第1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 12番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

私からは4番の財政健全化策についてお答えをいたします。

先ほどから夕張市のお話が再三出てまいりましたが、実質公債費比率は夕張市は28.6%で全国8位であります。隣の泉崎村は30.1%で全国5位であります。これは何を物語っているかと申し上げますと、夕張市は360億円プラス330億円とも40億円とも言われておりますが、合わせて600数十億円ございます。このカウントの中に360億円はカウントされていないんですね。この辺をよく皆さん方もご存じだと思いますけれども、泉崎と夕張を比べて泉崎が夕張より悲惨な状況にあるかと、だれが考えてもあるわけないんですね。数字というのは本当に正しい部分をあらわしているかということ、この丈を持ってしても必ずしも言えないんじゃないかと、私はそう思っておりますし、先ほど議員がおっしゃったように、ただ単に夕張だけの責任ではないと思っております。

10数年前、夕張市は当時の自治省から地域づくりの優秀市町村ということで自治大臣表彰を受けているんですよ。そして、今度は総務大臣は夕張を全国の見せしめだと、同じ所管をしている総務省、名称は変わりましたが、自分が表彰を出しているものが、果たして本当にそういうことを平気な顔をして言えるのかというのが、私も非常に首をかしげる一人でございます。

そういったことをおいても、指摘されるまでもなく、我が町についても実質公債費比率は先ほど来お話がありますように22.7%、これから毎年少しずつ下がっていくと思います。これについても一番の原因は、標準財政規模、これがもうピークの3割ぐらいカットされている。したがって、分子という過去に借りた公債費というのがそれほど急激に減ってこない場合には、当然支出が上がっていくという数字でございますから、この辺についてもきっちりとりらみ合わせながら運営をしていく、そのように考えておるところでございます。

財政健全化策については、平成17年度に策定しました第2次行政改革実施計画に基づき財政の確立に努めてまいりましたが、今後も引き続きさらに財政の確立に努めてまいりたいと考えております。

なお、この公債費等については今までもぎりぎりの線で工夫をしてやってまいりましたので、今後ともそのような考えでやっていきたいと、このように思っております。

政務調査につきましては、私の範疇外でございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

なお、そのほかの質問につきましては担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 12番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは大きな1番の鏡石スマートインターの恒久化対策についてのハード面の取り組みについてのご質問でございますが、鏡石スマートインターチェンジの社会実験につきましては、当然恒久化に向けた本格連結のためのものであると考えております。

東北自動車道鏡石パーキングエリアとの出入り口や周辺アクセス道路の整備につきましては、国・県、東日本高速道路株式会社、そして警察等の関係機関と協議を重ね、整備する予定でございます。

厳しい財政状況の中でも、優先度が高い事業として安全な道路整備をすべく、新年度予算におきましてもそうした整備関係の予算を計上させていただいたところでございます。

次に、ソフト面の取り組みについてでございますが、鏡石スマートインターチェンジ社会実験の成否は、その利用台数実績にあるといっても過言ではないわけでございます。スマートインターチェンジの利用促進につきましては、社会実験協議会として取り組むこととなりますが、現在ETC機器取り付け及び利用回数等に基づきました助成金の交付等の事業を検討しております。その他、報道機関を初めとするマスコミ媒体を使った広報や、高速道路はもとより、国・県道での周知、PR等も関係機関の協力を得ながら進めることとしております。

次に、関係市町村との連携した取り組みについてでございますが、インターチェンジ設置にかかる本町の取り組みにつきましては、既にご承知のとおり、近隣市町村から成る促進協議会を組織いたしまして取り組んでまいったところでございます。

今回スマートインターチェンジ社会実験の採択に伴いまして、当該促進協議会構成市町村長につきましては、引き続きスマートインターチェンジ社会実験協議会のメンバーとして会を構成していただき、社会実験成功のためにご尽力賜ることの内諾を賜ったところでございます。

こうしたことから、今後も引き続き須賀川市、矢吹町、天栄村、玉川村の近隣市町村とは連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 12番議員からのご質問のうち、2の1)の の医療費無料化年齢の引き上げをについてご答弁申し上げます。

当町の子育て支援事業につきましては、ご存じのとおり、子育て環境づくり、就学前児童の医療費の無料化など、経済的にも積極的に支援を行っております。

お尋ねの医療費無料化年齢の引き上げであります。少子化防止策に有効であるということにつきましては、お尋ねの文中さまざまな原因があるご指摘されてはいますが、まさにそのとおりでありまして、いまだに決定打が見つからないというような状況にあると思います。

我が町の平成4年度から平成16年度までの出生者数を見れば、多少の凹凸はございますが、平均147人となっております。昨年度と本年度は若干減少しましたが、これが我が町の少子化の前兆なのかどうか今のところ確定できるものではないと考えております。したがって、医療費の無料化年齢の引き上げにつきましては、今後の出生動向と様子を見ながら慎重に検討してゆきたいと考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。私からは、2番の子育て支援策の 、 、そして4番の財政健全化策についての 町民プールについてご答弁を申し上げます。

初めに、子育て支援の バス通学代補助対象者の拡大についてでございますが、本補助につきましては、これまでもお答えしておりますように、現段階では困難であります。

次に、 の給食代に対する補助制度の導入についてでございますけれども、以前に3番議員の一般質問の中にもありまして、そのときお答えしたとおり全額の無料化は困難であり、また一部無料化につきましては、町の総合的な子育て支援施策の中で検討課題としております。

なお、経済的に困難な世帯の援助につきましては、ご承知のとおり要保護・準要保護就学援助制度がありまして、その中に給食費の助成がありますので、現行制度で対応したいと考えております。

4番目の町民プールの件でございますけれども、本質問につきましては、第8回の定例議会の一般質問や、これまでもお答えしておりますように、経費の節減に努めながら運営してまいりました。

なお、平成19年度からは町民プールが指定管理者に移行しますので、町の方針や興味を踏まえながら指定管理者が総合的に費用対効果等を検討し、運営していくこととなりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 12番議員の質問にご答弁申し上げます。



初めに、大きな2の子育て支援についての1) 出産祝金制度の制定についてでございますけれども、児童手当の支給対象年齢がこの3年間で小学6年生まで引き上げられ、さらには本年4月からゼロ歳から3歳児未満について、5,000円から1万円に増額されるなど国の子育て支援策の充実が図られつつあることなどから、国の推移を見守る必要があり、現段階での実施については慎重に検討してまいります。

次に、大きな3の高齢者福祉対策についての2) シルバー人材センターの充実についてでありますけれども、本町のシルバー人材センターは平成4年に設立しまして、現在の会員数は85名で年間受注件数は約770件の状況にあります。高齢化の進展と団塊の世代が高齢期を迎える中で高齢者の多様な社会活動へのニーズを満たす場としてシルバー人材センターの役割は今後ますます期待されるところであります。

一人でも多くの高齢者が社会の担い手として長年培ってきた知識と経験を生かし、地域社会の一員として生き生きと働く、あるいはボランティアを初め、さまざまな社会活動に参加していくことができるようにすることは大きな課題でありますので、町としましてもシルバー人材センターの役員、事務局などと一体となりまして新しい時代に向けたシルバー人材の発展に取り組んでまいります。

以上で答弁とします。

議長(菊地栄助君) 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長(円谷光行君) 12番議員の3の高齢者福祉対策についてのご質問にお答えいたします。

1)の町営住宅入居者にもペットの飼育を認めるべきではないかについては、現在ペットの飼育については条例第23条により周辺の環境を乱し、迷惑を及ぼす行為として禁止しております。

ご質問の反対の理由といたしましては、他の入居者への迷惑をかけることが一番心配されます。また、室内の管理面からも傷等が心配されます。境町営住宅については、ペット飼育を想定した建築にはなっておりません。よって、ペットによる高齢者へのいやしの効果が期待できるとのことですが、施設管理が大変難しいのでご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長(菊地栄助君) 12番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番(円谷 寛君) 12番ですが、再質問をさせていただきます。

スマートインターの件でございますけれども、前から現地を見ていて感じたんですけれども、県道鏡石停車場・下松本線ですか、そこからの通りを中心に出入りを考えているという

ことはわかったんですけども、私どもがこの前現地を見た中で、南側の中外の前の通り、今はニプロというのですか、あのニプロの前の通りからも出入りをするようにすれば大変利便性が高くなるのではないかなというふうに見ているんですけども、その辺は検討されているのかどうなのか。やはり出入りしやすく道路をつくるというのが一番大事であると思いますので、その辺を考えているのかどうなのか、ひとつお尋ねいたします。

さらにあと、スマートインターの関係でソフト面として出してきましたE T Cの車上機取り付けの補助制度ですね。こういうものは今まで多くの自治体でやってきて、E T Cの普及に一役買ったということで成果を聞いているんですけども、我が町の場合はE T C車上機の補助をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

それから、子育て支援策で前にもちょっと話をしておいたんですけども、今、生活に困窮している派遣だとか暫定雇用ですね、そういう非正規雇用というのですか、そういう労働者の若い者に対して、何らかの手を差し伸べるのが私は行政の責任ではないかというふうに思いますけれども、その場合財源がすぐに出てくるわけですね。その財源として私は今ちょっと言ったように、カナダに十数人の子供を派遣するのに800数十万円かかっているんですよ。職員の旅費は全額負担だからそういうようにかかるんだろうと思うんですけども、そうしますと、この財源を使って私はもう少し非正規雇用の中で恵まれない、非常に経済的に困難を来している子育て世帯に対して何らかの手を差し伸べるようなことの方が、私ははるかに有意義な町づくりになるのではないかというふうに考えているわけでございますけれども、この辺についても、財政が厳しいと言っていながらいつまでカナダへ子供たちの、中学生の派遣をやっていくのかということをお尋ねしたいと思うんです。

バス通学代補助制度ということでは、できないという答えだったんですけども、やはりこれも実質補助を出さなくても子供をバスで通わしている人は通わせるんですね。だから父兄の負担がますます大変になっちゃうということですね。だから、直すについても何らかの代替措置といたしますか、そういうものがないととたんに町民が非常に困ってくるわけでございますので、その辺をこれからやはり検討してもらいたいなと思います。

それから、高齢者対策でペットの飼育ですけれども、ペットを飼育するようにできていないと言っているんですけども、ほかはそういうふうに考えてどういう説明をするんだかちょっとわからないんですけども、ただ、条件は迷惑をかけないようにして近隣から苦情が出ないように、苦情が来たらばやめてもらうというか、そういう形での条例のようなものを制定して、やはりこれは、これから高齢化社会の中で高齢者のいやしとして非常にペットは大きな役割を果たしているというふうに言われているわけですから、そこらを何とかできないのかなと。やはり町営住宅にいる人だって周りに迷惑をかけないという、それが前提ですけども、そういう飼育をする権利というものを保障していくようなことが自治体の政策として私

は要求されるのではないかと、そういう時代に来ているのではないかなというふうに思うんですけれども、もう少し何か血の通った政策ができないものか。条例で迷惑をかけない、あるいは建物を壊したらば弁償すると、それは当然だろうと思います。そういうことをやるべきじゃないか。

シルバー人材センターの問題で、健康福祉課長の答弁があったんですけれども、これは思い切って町の仕事を何でもやれるくらいなものに組織を充実強化していく、そういう視点がこれから団塊の世代の大量退職を控えて、やはり我々の町としても考えていくべきではないか。もう少し前向きの取り組みはできないのかということ再度質問したいと思います。

それから、財政再建で数字じゃないんだと言うけれども、数字はやはり大事なんですよね。確かに泉崎は実質公債費比率はかなり悪い、夕張より悪いと言うんですけれども、やはり泉崎だって異常なんですよ、尋常じゃないですよ。かなり努力はされておりますけれども、数字は数字として考えていかないと、我々の自治体が県内で4番目に数字が出たということはやはり危機感を持っていかないと、後々だんだん取り返しのできないことになるんじゃないか。とにかくぜい肉落としといいますか、さきのプールの問題もあったんですけれども、これはどう考えても我が町の財政規模、人口規模、そういうものからいって非常に見えを張って立派なものをつくり過ぎて維持管理費がかさんでいるわけですから、もう少し大胆にその辺も含めてぜい肉落としというものをこれからの財政拡充のためにすべきじゃないか。議員もそのためにはやはり身を削る努力が必要なんではないかということ訴えて再質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問に対するご答弁を申し上げます。

子育て支援策についての絡みで、いろいろと課長の方から答弁を申し上げましたけれども、現下の厳しい財政状況の中でいろいろと模索中であるということは事実でございます。

それで、海外子供の中学生の研修事業を充てたらということですが、この事業費は864万円でございます、そのうち個人負担が378万円ということで教育委員会の方から説明があったと思います。実質500万円弱が町の持ち出しということになるわけであります。

いろいろ意見が分かれるということはあると思いますが、やはり中学2年生でないという経験できない、そういうものを我々は場を提供してやるということも行政として私は必要でないかということで、私が就任した翌年からこの事業が始まったわけであります。大体10年ということになりますと見直しということになりますけれども、この事業に対して夢や希望を持っている子供たちに、やはり場を与えていきたいというのが私の率直な考えであります。

そしてまた、こういった子育て支援策については、また別途いろいろな形でこれらは進めるべきだろうと、やはり分けて考えていかないと、一方をやることによって一方に希望を失わせるということは、将来の鏡石町の人材育成という観点からも、私はそういった考えの側に立ちにくいということでございます。

それから、財政健全化については私も考えない日はほとんどございません。毎日この問題について頭を悩ませているというのが実態であります。出た数値はそのとおりでございますから、あとはいかにして効率的な財政運営をして健全化策を図るかということでございます。

島根大学の前の副学長の、今、名誉教授になりましたけれども、保母さんがこの前の論文に載せてありましたけれども、借金を減らすのがいい首長かと。あるいは借金を減らしたのがいい首長かと。わかりやすく言えば、何もしないでじっとしているのがいい首長か、そんなような論文を載せてありました。

いろいろと今まで町の事業を展開してまいりました。しかし、何一つ私はむだな行政、あるいは投資をしてきたということは考えておりません。すべて町民の文化、教育、あるいはスポーツ、地域振興等々に結びついている、そして町民が豊かな感性を持って生活できる、そして鏡石に住んでおられるということも一方では事実としてあるのではないかと、そういった両方をてんびんにかけながらこういったことを考えていった中で、健全化策をきちっととらえながら今後も進んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 12番議員の再質問にご答弁申し上げます。

スマートインターの恒久化対策の中でアクセス道路の整備関係でございますが、1つはニプロ前の道路からの出入りは考えられないかというようなお尋ねでございます。

ご承知のとおり、ニプロ前の道路につきましては都市計画道路となっておりますが、現在ニプロ前の区間につきましては未整備でございます。この道路を利用する場合には、特に下り線へのアクセスとして現在高速道路に橋がかかっておりますけれども、あの橋が非常に狭くて利用ができないような状況になっているということで、スマートICの出入り口ができてアクセスとして利用するには耐えられないような状況になっているというようなことで、警察等の協議の中でもそういった協議は進めてまいりましたけれども、条件としては非常に悪いというようなことで、現在の仁井田の公民館に出る道路を利用した社会実験の利用ということで協議を終了したところでございますので、またこの橋を改良するなりしますと当然莫大な費用もかかってきますので、今後社会情勢、あるいは財政、そういったものが好転をしまして、将来的にそういう状況があればまたその時点で検討してまいりたいというふうに

考えているところでございます。

それから、2つ目のETC設置補助の内容についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、車載機に対する補助、それから利用回数に対する補助、そういったものにつきましては今後設立をいたします社会実験協議会の中で検討してまいりたいと考えております。

助成の内容につきましては、機械に助成をしましても利用されなければ助成がむだになってしまいますので、その助成の方法と、それから利用された方々に対する助成方法等につきましても、今後社会実験協議会の中で議題として取り上げまして検討してまいりたいというふうに考えておりますけれども、多くの方に利用していただいて、恒久化につなげていかなければ社会実験だけで終わってしまうということもございますので、やはり前向きに検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、車載機につきましても、車載機が出た当時は1万5,000円から2万円ぐらいが最低価格だったわけでございますが、現在では1万円を割っているような状況もあるというようなことでお聞きしておりますので、今後その助成の内容につきましては協議会の中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の再質問にお答えいたします。

高齢者福祉事業の中での町営住宅入居者のペットの飼育要望を認めるべきじゃないかということですが、迷惑をかけないように条例の制定をし、かけた場合はその撤去等を考えてはという内容でございますが、そういう時代の要請が来ていると、血の通った行政ではないかというご質問です。

動物にもいろいろ種類がございまして、犬、猫、ヘビ、爬虫類さまざまです。そういう中での問題が多く発生するおそれがございます。そういうおそれの多いことがありますので、趣旨は十分ご理解できますが、課題が多く含まれておりますので、その取り組みは今のところ認めていくことはできないということをご理解をしていただきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 12番議員の再質問にご答弁申し上げます。

シルバー人材センターの充実ということで、もう少し前向きな答弁をとということでございます。そういうことで現在シルバー人材センターは平成4年から始まったわけなんです、平成4年時の契約というものは610万円程度でございます。現在17年度の実績を見ますと、その契約だけが4,600万円になってございます。そういう中で内訳としましては、公共事業

としましては19%、企業については60%、そして個人が21%と、そういった内容になってございます。

それで、今回高年齢者等の雇用の安定等に関する法律というものが16年に変わったんですが、そういう中で定年の延長、60から65歳までの引き上げとか、さらには継続雇用制度の導入、あと定年制の定め廃止と、そういったものが変わって、現在シルバー人材センターについては60歳以上ということでありまして、こういったもので年齢も社会からおりてくる部分についても引き上げられると、高年齢になると、そういった問題も抱えてございます。

さらに、もう一つは、そういう中でこのシルバー人材センターの件については医療費の面、さらには今の介護予防、そういった面からも注目されてございます。そういったことでこの医療費の削減、さらには介護予防の点からも多面的な部分で前向きな姿勢で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 再々質問をさせていただきますが、まずスマートインターの関係で、橋については私も大分脆弱性があるといいますが、狭いということは前からわかっておりますので、橋をかけるというのは大変だということも十分わかりますので、さらば、上り線だけに限って取りつけ道路にできないだろうかというふうに思うんです。

というのは、こちら側はかなり斜面が急だということもありまして、やはりあそこが混雑をしますと、何か道路が狭いんじゃないかという心配があるんですね。だから、こちら側にもあちら側にも出られるようにするのがよりベターじゃないかなと思いますので、下り線の方に行くのは無理だとしても、上り線の方だけでもぜひできないだろうかということが一つと、それから車上機をつけても利用しないといっても、車上機がないと利用できないんだよね。だから、台数をふやすには車上機つきの車をふやすのも必要なんじゃないかなと思うんですよ。あわせて、そこもやっていただいた方がよりよいものになっていくんじゃないかということで、利用台数がふえるんじゃないかと思いますので、その辺をもう少し検討いただけないだろうかというふうに思います。

カナダ行きの問題は非常に問題が大きいんですけれども、日々の生活に非常に困窮している人はカナダに役場で補助をいただいて行くといってもなかなか言えないんですよね。そういう人たちに私はむしろかえって教育上マイナスの作用を与えるんじゃないかと、かえって心配をしてしまうんです。それにみんなを教育し、子供を育てる支援としてのバス代の補助だとか、そういうものにもう少し目を向けるような政策の方が、多くの町民からは喜ばれる

んじゃないかというふうに考えているわけでございまして、その辺はきょうまさにそのまんま知事が外国人記者クラブでの話、質問で答えていましたけれども、なぜ安倍首相は支持率が落ちるんだと言ったらば、国民の体温を感じないということそのまんま東氏が言っていましたけれども、我々も町民の体温を感じるような政治をぜひ望みたいものだなと思ひまして、時間もありますので終わりにしたいと思います。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再々質問にお答えいたします。

海外と子育て支援等のかかわり、そういう考えも理解できなくはないわけではありますが、それはそれとして、先ほどから申し上げておりますように、どういう事業をやるにもやはりすべてが同じでないということでございます。人もそれぞれ生活様式も全く違いますし、それを何人かやるというときには、ある程度の整合性は持たなくちゃならないだろうと思ひます。そういうことを考えながら事業を進めさせていただきたいと思ひます。

それから、スマートインターについては課長の方からお答えいたさせます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 12番議員の再々質問にお答えを申し上げます。

上り線についてのお尋ねでございますが、確かに現在の町道につきましては非常に狭い道路でございまして、なかなか交差が難しい状況になっております。

今後インターを出ましてニプロの前の都市計画道路に出るようになるには、また相当な経費をかけて町道を整備しなくてはならないということもございまして、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

それから、ETCの車載機の助成につきましても、先ほど申し上げましたとおり、助成の内容につきましては今後社会実験協議会の中でその手法について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 2時47分

開議 午後 3時04分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（菊地栄助君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

第16回鏡石町議会定例会追加議事日程（第3号）の追加1、平成19年3月15日（木）午前10時開議、日程番号、件名。

第1、一般質問、ただいま終わりました。

第2、平成19年度鏡石町各会計予算審査について、予算審査特別委員長報告。

第3、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

予算審査特別委員長報告（平成19年度鏡石町各会計予算について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、平成19年度鏡石町各会計予算について、議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算から議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算から議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算の11件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

7番、今泉文克君。



〔予算審査特別委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（予算審査特別委員長 今泉文克君） それでは、私の方から予算審査特別委員会の審査の方を報告させていただきます。

平成19年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。平成19年度各会計予算審査特別委員会委員長、今泉文克。

平成19年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成19年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順で読み上げます。

平成19年3月8日、午前10時、午後5時17分、委員全員、議長、議会議室。

平成19年3月9日、午前10時、午後4時、委員全員、議長、議会議室。

平成19年3月12日、午前10時、午後3時27分、委員12名、議長、議会議室。

平成19年3月13日、午後1時半、午後2時23分、委員10名、議長、議会議室。

説明者。町長、助役、教育長、担当課長、グループ長、担当職員。

付託件名。議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算、議案第268号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第269号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計予算、議案第270号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第271号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第272号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第273号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第274号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第275号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第276号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算は可決すべきものと決した。議案第268号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は可決すべきものと決した。議案第269号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計予算は可決すべきものと決した。議案第270号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計予算は可決すべきものと決した。議案第271号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は可決すべきものと決した。議案第272号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は可決すべきものと決した。議案第273号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は可決すべきものと決した。議案第274号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は可決すべきものと決した。議案第275号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は可決すべきものと決した。議案第276号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は可決すべきものと決した。議案

第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算は可決すべきものと決した。

審査経過。町長、助役、教育長、担当課長、グループ長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑はお手元に配付のとおりでございますが、別紙のとおりでございます。

議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。議案第268号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。議案第269号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。議案第270号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。議案第271号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。議案第272号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。議案第273号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第274号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。議案第275号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。議案第276号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算は全会一致で可決すべきものと決した。

意見。意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第267号 平成19年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第268号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第268号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第269号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第269号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第270号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第270号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第271号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第271号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第272号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第272号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第273号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第273号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（菊地栄助君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第274号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第274号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第275号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第275号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第276号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第276号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第277号 平成19年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） それでは、7番、今泉です。私の方から報告させていただきます。

平成19年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様、総務文教常任委員長、今泉文克。

陳情審査報告書。本委員会は、平成18年12月5日付託された陳情審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成19年1月7日、開議時刻、午前10時7分、閉会時刻、午後0時20分、出席数、委員全員、開催場所、議会会議室。

説明者。教育長、教育課長。

付託件名。陳情第51号 鏡石中学校軟式テニスコート環境改善の見直しについて陳情。陳情第52号 議員定数削減に関する陳情。

審査結果。陳情第51号は採択すべきものと決した。陳情第52号は不採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第51号は担当課の意見を聞き、審査の結果、挙手多数により採択すべきものと決した。陳情第52号は審査の結果、挙手少数により不採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） 平成19年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様、産業厚生常任委員長、大河原正雄。

請願・陳情審査報告書。本委員会は、平成19年3月5日付託された請願・陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成19年3月7日、開議時刻、午前10時、閉会時刻、午前11時4分、出席数、委員全員、開催場所、第1会議室。

説明者。健康福祉課長、関根グループ長、産業課長、小貫グループ長。

付託件名。請願第3号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願について、陳情第53号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書を提出の陳情、陳情第54号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果。請願第3号は採択すべきものと決した。陳情第53号は採択すべきものと決した。陳情第54号は採択すべきものと決した。

審査経過。請願第3号は健康福祉課長の意見を聞き、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第5号は産業課長の意見を聞き、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第54号は産



業課長の意見を聞き、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、陳情第51号 鏡石中学校軟式テニスコート環境改善の見直しについての陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第52号 議員定数削減に関する陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

よって、これから原案について採決いたします。

陳情第52号 議員定数削減に関する陳情、議員定数4名削減する件は原案のとおり削減することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

議長（菊地栄助君） 挙手少数であります。

したがって、本件は不採択と決しました。

次に、請願第3号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める請願の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第53号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第54号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

#### 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 3時33分

開議 午後 3時34分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 議事日程の追加

議長（菊地栄助君） ただいま意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見書案第54号～意見書案第56号の上程、説明、質疑、討論、採  
決

議長（菊地栄助君） 日程第5、意見書案第54号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書（案）から、日程第7、意見書案第56号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）までの3件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、大河原正雄君。

〔5番 大河原正雄君 登壇〕

5番（大河原正雄君） 平成19年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第54号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書（案）。

高齢化社会を迎え、医療、介護、福祉の充実は国民共通の切実な願いである。

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） 省略の声がありますので、省略させていただきます。

よって、政府におかれては、安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を図る対策及び予算の拡充、配置等を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月15日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三様、総務大臣、菅義偉様、財務大臣、尾身幸次様、厚生労働大

臣、柳沢伯夫様、文部科学大臣、伊吹文明様。

平成19年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第55号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書（案）。

働く者の雇用と……

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月15日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇千景様、内閣総理大臣、安倍晋三様、厚生労働大臣、柳沢伯夫様。

平成19年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第56号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

福島県最低賃金は……

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月15日、鏡石町議会。

福島労働局長、榎本克哉様。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、意見書案第54号 安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第55号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第56号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉議の宣告

議長（菊地栄助君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

#### 町長・議長あいさつ

議長（菊地栄助君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言お礼とあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る5日から本日まで11日間にわたり、平成19年度各会計予算の重要案件

を初め、各議案の提出案件について、本会議並びに予算審査特別委員会を通じて慎重にご審議をいただき、全議案原案どおり議決賜りまして厚く御礼申し上げます。衷心より感謝の意を表する次第であります。

ここに成立いたしました平成19年度予算等により、「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の創造に向けまして、町政の一層の進展と町民生活の向上発展に意を尽くしてまいり所存であります。また、会期中にお寄せいただきましたご高見につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

本鏡石町議会も4月29日をもって任期満了を迎えますことから、特に緊急の案件がない限り、本日をもって任期最後の議会となるものと思います。在任中幾多のご功績を残されました議員各位に心から感謝申し上げますとともに、町民福祉の向上と町政進展のためにご尽力されましたことに対しまして、深く敬意を表する次第であります。

このたびの統一地方選挙において、再び立候補される議員各位にはご健闘いただきまして、めでたく当選の榮譽に浴されますようご祈念を申し上げる次第であります。

いよいよ陽春のみぎり、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（菊地栄助君） 私からも最後の定例会の最終日に当たり、一言ごあいさつをさせていただきます。

議長として4年間、皆様のご支援、ご協力をいただき、大過なくその職責を果たせましたことに対し、衷心より厚く御礼を申し上げます。

来月には統一地方選挙があります。立候補される議員各位には全員当選されますようご祈念申し上げます。また、執行の方々にはそれぞれの立場で長い間お世話になりました。

終わりに、鏡石町議会のますますの発展と議員の皆様のご活躍、ご健勝を心からご祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

#### 閉会の宣告

議長（菊地栄助君） これにて第16回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時44分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成19年 3月15日

議 長 菊 地 栄 助

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 柳 沼 俊 行

署 名 議 員 今 泉 文 克

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	5
議案第234号 鏡石町副町長の定数を定める条例の制定について.....	5
議案第235号 鏡石町重度心身障害者介護手当支給に関する条例を廃止する条例の 制定について.....	6
議案第236号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について.....	7
議案第237号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について.....	13
議案第238号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	14
議案第239号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について.....	16
議案第240号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について.....	17
議案第241号 鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について.....	19
議案第242号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について.....	21
議案第243号 鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定について.....	22
議案第244号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につい て.....	23
議案第245号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	24
議案第246号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について.....	25
議案第247号 鏡石町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について.....	26
議案第248号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定につい て.....	27
議案第249号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について.....	28
議案第250号 須賀川地方広域消防組合規約の変更について.....	29



議案第 2 5 1 号	須賀川地方保健環境組合規約の変更について.....	3 0
議案第 2 5 2 号	公立岩瀬病院組合規約の変更について.....	3 1
議案第 2 5 3 号	県中地域水道用水供給企業団規約の変更について.....	3 2
議案第 2 5 4 号	土地の取得について.....	3 3
議案第 2 5 5 号	財産の処分について.....	3 6
議案第 2 5 6 号	平成 1 8 年度鏡石町一般会計補正予算（第 7 号）.....	3 7
議案第 2 5 7 号	平成 1 8 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）.....	4 1
議案第 2 5 8 号	平成 1 8 年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）.....	4 3
議案第 2 5 9 号	平成 1 8 年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）.....	4 5
議案第 2 6 0 号	平成 1 8 年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）.....	4 6
議案第 2 6 1 号	平成 1 8 年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第 4 号）.....	4 8
議案第 2 6 2 号	平成 1 8 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予 算（第 2 号）.....	5 0
議案第 2 6 3 号	平成 1 8 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）.....	5 1
議案第 2 6 4 号	平成 1 8 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）.....	5 4
議案第 2 6 5 号	平成 1 8 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第 2 号）.....	5 6
議案第 2 6 6 号	平成 1 8 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 2 号）.....	5 8
議案第 2 6 7 号	平成 1 9 年度鏡石町一般会計予算.....	6 0
議案第 2 6 8 号	平成 1 9 年度鏡石町国民健康保険特別会計予算.....	6 6
議案第 2 6 9 号	平成 1 9 年度鏡石町老人保健特別会計予算.....	7 0
議案第 2 7 0 号	平成 1 9 年度鏡石町介護保険特別会計予算.....	7 2
議案第 2 7 1 号	平成 1 9 年度鏡石町土地取得事業特別会計予算.....	7 5
議案第 2 7 2 号	平成 1 9 年度鏡石町工業団地事業特別会計予算.....	7 7
議案第 2 7 3 号	平成 1 9 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計予算.....	7 9
議案第 2 7 4 号	平成 1 9 年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算.....	8 2
議案第 2 7 5 号	平成 1 9 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算.....	8 6
議案第 2 7 6 号	平成 1 9 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算.....	8 9
議案第 2 7 7 号	平成 1 9 年度鏡石町上水道事業会計予算.....	9 1
請願・陳情文書付託表.....		9 5

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第234号	鏡石町副町長の定数を定める条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第235号	鏡石町重度心身障害者介護手当支給に関する条例を廃止する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第236号	鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第237号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第238号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第239号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第240号	鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第241号	鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第242号	鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第243号	鏡石町表彰条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第244号	鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第245号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第246号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決
議案 第247号	鏡石町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	19.3.6	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第248号	鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例 の制定について	19.3.6	可決
議案 第249号	郡山地方広域市町村圏組合理約の変更について	19.3.6	可決
議案 第250号	須賀川地方広域消防組合理約の変更について	19.3.6	可決
議案 第251号	須賀川地方保健環境組合理約の変更について	19.3.6	可決
議案 第252号	公立岩瀬病院組合理約の変更について	19.3.6	可決
議案 第253号	県中地域水道用水供給企業団組合理約の変更について	19.3.6	可決
議案 第254号	土地の取得について	19.3.6	可決
議案 第255号	財産の処分について	19.3.6	可決
議案 第256号	平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第7号)	19.3.6	可決
議案 第257号	平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	19.3.6	可決
議案 第258号	平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第2 号)	19.3.6	可決
議案 第259号	平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3 号)	19.3.6	可決
議案 第260号	平成18年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算 (第1号)	19.3.6	可決
議案 第261号	平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算 (第4号)	19.3.6	可決
議案 第262号	平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特 別会計補正予算(第2号)	19.3.6	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第263号	平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	19.3.6	可決
議案 第264号	平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第3号)	19.3.6	可決
議案 第265号	平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算 (第2号)	19.3.6	可決
議案 第266号	平成18年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2 号)	19.3.6	可決
議案 第267号	平成19年度鏡石町一般会計予算	19.3.15	可決
議案 第268号	平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計予算	19.3.15	可決
議案 第269号	平成19年度鏡石町老人保健特別会計予算	19.3.15	可決
議案 第270号	平成19年度鏡石町介護保険特別会計予算	19.3.15	可決
議案 第271号	平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計予算	19.3.15	可決
議案 第272号	平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計予算	19.3.15	可決
議案 第273号	平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特 別会計予算	19.3.15	可決
議案 第274号	平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算	19.3.15	可決
議案 第275号	平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算	19.3.15	可決
議案 第276号	平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算	19.3.15	可決
議案 第277号	平成19年度鏡石町上水道事業会計予算	19.3.15	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
意見書案 第54号	安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書(案)	19.3.15	可決
意見書案 第55号	仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書(案)	19.3.15	可決
意見書案 第56号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)	19.3.15	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第51号	鏡石中学校軟式テニスコ ート環境改善の見直しに ついて陳情		鏡石中学校軟式 テニス部 女子父兄会代表 佐藤 弥寿男 鏡石町中学校P T A副会長 武田 裕	総務文教 常任委員会	採 択
陳情第52号	議員定数削減に関する陳 情		武田 克夫	総務文教 常任委員会	不 採 択
請願第 3 号	安全でゆき届いた医療・ 看護をするために、医 師・看護師等の人手不足 の緊急改善を求める請願	円谷寅三郎	福島県医療労働 組合連合会 執行委員長 斎藤 富春	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第53号	仕事と生活の調和の実現 に向けた労働契約法制・ 労働時間法制を求める意 見書提出の陳情について		日本労働組合総 連合会福島県連 合会 須賀川地区連合 議長 牧野 桂男	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第54号	福島県最低賃金の引き上 げと早期発効を求める意 見書提出の陳情について		日本労働組合総 連合会福島県連 合会 須賀川地区連合 議長 牧野 桂男	産 業 厚 生 常任委員会	採 択